



Title	建国神話の政治学 : 檀君神話を中心に
Author(s)	北山, 祥子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第14178号
Issue Date	2020-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k14178
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95974
Type	doctoral thesis
File Information	Shoko_Kitayama.pdf



令和2年度 博士学位申請論文

建国神話の政治学—檀君神話を中心に

北海道大学大学院文学研究科
歴史地域文化学専攻

北山 祥子

目 次

序章	1
I. 問題の所在	1
II. 建国神話とアイデンティティ	2
III. 史学史論における「実証主義史学」/「植民史観」・「純正史学」/「応用史学」	3
IV. 『朝鮮史』と『初等国史』	5
V. ネイション・ビルディングという視座	7
VI. 本論文の構成	8
 第1章 檀君神話一考	 1 1
I. はじめに	1 1
II. 檀君神話とは何か	1 1
III. 『三国遺事』について	1 4
IV. 『三国史記』について	1 8
V. おわりに	2 0
 第2章 記紀の「一国一神話化」	 2 1
I. はじめに	2 1
II. 神話の役割	2 2
III. 日本人の「国」認識	2 3
IV. 記紀のあらまし	2 5
V. 大日本帝国憲法のなかの記紀	2 7
VI. 抹殺された神話群	2 9
VII. おわりに	3 2
 第3章 檀君神話の所在	 3 4
I. はじめに	3 4
II. 檀君神話の再発見	3 5
III. 林羅山の檀君認識	3 7
IV. 近代における檀君認識	4 7
V. 檀君論争	5 1
VI. 檀君神話排除の論理	5 5

VII. おわりに	5 5
第4章 李丙燾考	5 7
I. はじめに	5 7
II. 檀君は「史実」	5 7
III. 檀君神話と『震檀学報』	6 0
IV. 解放後の李丙燾	6 6
V. おわりに	6 8
第5章 近代歴史学における「純正史学」「応用史学」	7 0
I. はじめに	7 0
II. 「史学」論の起源	7 1
III. アカデミズム史学と「応用史学」	7 5
IV. 教育現場の反応	7 9
V. 「純正史学」の中の「応用史学」	8 2
VI. おわりに	8 5
第6章 中村栄孝考—朝鮮総督府の「国史」戦略—	8 7
I. はじめに	8 7
II. 朝鮮史編修会時代	9 2
III. 学務局時代	9 6
IV. 教学官時代	1 0 5
V. おわりに	1 1 0
第7章 史実と「史的現象」—『初等国史』における「皇室中心の叙述」	1 1 4
I. はじめに	1 1 4
II. 植民地朝鮮の国史教科書	1 1 6
III. 国史教科書刷新	1 1 6
IV. 朝鮮総督府編纂の意味	1 1 8
V. 『初等国史』がめざしたもの	1 1 9
VI. 皇室中心の記述態度	1 2 1
VII. おわりに	1 2 3
終章	1 2 7

初出一覽	1 3 2
主要参考文献	1 3 3

凡例

- 一、史料の引用にあたって、漢字の旧字体は新字体へ改めた。朝鮮語（韓国語）の史資料で用いられる漢字も、読みやすさを考慮し、改められるものは新字体にした。
- 一、引用文の仮名遣いや句読点は原文のままとしたが、変体仮名、合字、踊り字は通行字体に改めた。
- 一、引用文にある傍点などの強調やルビはすべて省き、難字には適宜現代仮名遣いで新たにルビを付した。
- 一、引用史料の判読不明な文字は、□で示した。
- 一、引用史料における「日鮮」、「鮮人」、「支那」などの不適切な表現については、歴史的用語としてそのまま引用した。
- 一、朝鮮語（韓国語）の史資料は、すべて筆者が翻訳したものである。
- 一、漢文の書き下し文は、とくに引用を付さない限りは、筆者による。
- 一、引用した朝鮮（韓国）の人名は原則漢字表記としたが、漢字がない場合や不明な場合はカタカナで表記した。
- 一、植民には「植民」、「殖民」の二通りの漢字表記があるが、引用文中のものは原文に従い、本文では「植民」で統一した。
- 一、檀君についても、「檀君」、「壇君」の二通りの漢字表記があるが、上記と同様、引用文中のものは原文に従い、本文では「檀君」で統一した。

序章

I. 問題の所在

本研究における最大の関心は、建国神話とアイデンティティの関係にあり、考察の対象は朝鮮の始祖神話とされる「檀君神話」である。檀君は、13 世紀末に禅僧一然が書いた『三国遺事』に初めて出てくるが、植民地期朝鮮においては最大の 이슈 となった。植民地朝鮮の社会は、植民者である日本人/被植民者となった朝鮮の人びと、という二極にほぼ分断された状況にあったといえよう。植民者の統治機関である朝鮮総督府が「檀君神話」を段階的に排除していく過程では、朝鮮の人びとのアイデンティティもまた徐々に侵害されていった。日本人をして被植民地の建国神話の排除へ向かわせた論理の淵源はどこにあったのだろうか。他方被植民者となった朝鮮の人びと一特に一般民衆よりは遥かに発信力のあったいわゆる知識階級のエリートたちは、李朝末期から建国神話としての存在価値が高まっていた「檀君神話」を喪失する過程で、自らのアイデンティティとどう向き合ったのだろうか。これら二点を把握することが本論文の目的となる。従来植民地支配という近代に特化した視座から捉えられてきた「檀君神話」だが、本論文ではより長い歴史の営みから捉え直したいという問題意識に基づいている。この点を以下で敷衍したい。

日本の植民地朝鮮に関わる研究では「近代」が重要な意味を持ち、植民地収奪論／植民地近代化論という対立する理論においても「近代」そのものは肯定的に捉えている。この二者に代わる理論として提起された植民地近代性論が植民地下で形成された「近代」の性格を問い、これを深化させた植民地（的）近代論は「近代」が植民地固有のものだと定義した。植民地で起きたことに注目するこれらの理論では、植民地における「近代」の「価値」が議論の中心となり、当然のことながら時間軸も「近代」に限定されている。「檀君神話」も思想史や教育史における植民地（的）近代の象徴として、専ら近代で起きた「檀君論争」が議論の焦点となった¹。もう一方の当事者である韓国での檀君研究は、日本よりはるかに多岐にわたっているが²、日本との関係性という視座においては、管見の限り日本の研究と大差がないように思われる。

¹ 「檀君論争」を取り上げた主な著作には、永島広紀『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』（ゆまに書房、2011 年）、野崎允彦『朝鮮の物語』（大修館書店、1998 年）、川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』（講談社、1996 年）などがある。

² 李基白編『増補版檀君神話論集』（セムン社、1990 年、韓国ソウル）を見ると、解放後に書かれた論文では金載元「武氏祠石室画像石にみる檀君神話」（美術史）、李丙燾「檀君説話の解釈」（韓国史）、李基白「檀君神話の問題点」（古代史）、黄汎江「檀君神話の一研究」（文学）、李楠永「檀君神話と韓国人の思惟」（哲学）など、多様な角度から檀君をとらえようと

こうしたなか桜沢亜伊氏は、日本人の檀君神話に対する関心は江戸時代まで遡ると指摘した。桜沢氏によれば、1667 年に徳川光圀の命で刊行された『東国通鑑』の序文を書いた林鵞峰が、檀君について言及したことが嚆矢となる³。また韓国の『三国遺事』研究の第一人者である高雲基氏は、檀君神話を記載した『三国遺事』が、朝鮮においては「忘れられ、さらに非常に限定的に読まれた本」⁴だったにもかかわらず、文禄慶長の役に際して日本へと持ち去られた壬申本が、徳川家によって保管され、天皇家へ貸し出した目録があることなどを例に挙げ、江戸時代の徳川家では『三国遺事』に大きな関心を持っていたと指摘した⁵。

以上の研究成果から、日本人の「檀君神話」に対する関心の淵源が、「近代」ではなく江戸時代まで遡ることができるかと判明している。しかしまだ解明しきれていない課題もある。日本と朝鮮半島の交流史を考慮すると、日本人の檀君認識は 1667 年ではなく、もう少し以前に遡ることができないだろうか。少なくとも文禄慶長の役が終息した 1598 年には、略奪した朝鮮本が大量に日本へと持ち込まれたはずである。このことを踏まえて、隣国の建国神話に対する関心の起源を明らかにすることは、「近代」における日本人研究者らの過剰な干渉の淵源を探る手段の一つになると考える。

つぎに、本論文の冒頭において最大の関心であるとした建国神話とアイデンティティの問題については、節を分けて敷衍したい。

II. 建国神話とアイデンティティ

アントニー・D・スミス⁶はネイションを以下のように定義し、これらをナショナル・アイデンティティの基本的特徴とした⁷。

まずネイションとは、領域を定められた住民の単位であり、自らの故国をもつものでなければならぬ。つぎにその構成員は、共通の大衆文化と共通の歴史的な神話ならびに記憶を共有する。そして構成員は、共通の法体系のもとで相互に法的権利と義務を有する。

していることがわかる。またほとんどの筆者が「史実」ではなく「神話」というとらえ方をしている。

³ 桜沢亜伊「日本人の檀君論」『東アジア—歴史と文化—』第 20 号、新潟大学東アジア学会、2011 年 3 月、23-24 頁。

⁴ 高雲基「徳川家蔵書目録に現れた『三国遺事』伝承」『『三国遺事』の新たな地平—韓国古代文学の現在』勉誠出版、2013 年、133 頁。

⁵ 同上、155 頁。

⁶ アントニー・D・スミス (1939-2016) は、イギリスの社会学者。専門はナショナリズム研究。

⁷ アントニー・D・スミス『ナショナリズムの生命力』高柳先男訳、晶文社、1998 年、39 頁。

最後にネイションは、その領域のなかでは構成員間に移動可能性のある共通の分業や生産システムをもつ⁸。

またスミスは、「記憶（たとえ選別されたものであれ）がないかぎり、アイデンティティはありえない。また神話がないかぎり、集合的目的は存在しえない。アイデンティティと目的ないし共通の運命は、ネイション概念そのものに不可欠な要素」⁹とも述べている。

このようなスミスの定義を、朝鮮総督府と植民地朝鮮にそれぞれ当てはめてみると、朝鮮総督府の立場からは、檀君神話排除の論理がみえてくる。併合直前の1910年7月8日、明治政府は「朝鮮人ノ国法上ノ地位」を「日本臣民」と閣議決定していた¹⁰。朝鮮総督府は、朝鮮の人びとを日本人として同化させなければならなかったのである。そのためには、共通の歴史的な神話を日本の記紀神話にしなければならず、歴史的記憶も万世一系の国史でなければならなかった。一方大韓帝国の民というナショナル・アイデンティティを突然喪失した朝鮮の人びとにとって、いきなり自らのアイデンティティを日本人に変えることが容易でなかったことは想像に難くない。押しつけられる日本人アイデンティティに対して、朝鮮における共通の歴史的な神話であり記憶である檀君神話が急激に象徴化していったと理解することができる。以上を踏まえて、本論文ではスミスによるネイションおよびナショナル・アイデンティティの定義を日本と植民地朝鮮の場合にフレームとして適用し議論をすすめていく。

Ⅲ. 史学史論における「実証主義史学」/「植民史観」・「純正史学」/「応用史学」

本論文では、史学史論の視角も必要と考えている。解放後の韓国においては、植民地朝鮮における日本人研究者らの檀君神話や朝鮮史に対する歴史観を「植民史観」と批判してきた。1960年代に成立した「植民史観」という概念は、研究者の多くが東京帝国大学の出身者であったことから官学アカデミズムと結託した実証主義史学に基づく歴史観を指し、侵略を合理化させるものとして、民族史観と対立するものと定義されている¹¹。

⁸ 同上。

⁹ アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティー—歴史社会学的考察—』巢山靖司・高城和義他訳、名古屋大学出版会、1999年、3頁。

¹⁰ 「韓国併合ノ際ニ於ケル処理方案」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03023679900、公文別録・韓国併合ニ関スル書類・明治四十二年～明治四十三年・第一巻・明治四十二年～明治四十三年（国立公文書館）。

¹¹ 金鐘俊『植民史学と民族史学の官学アカデミズム』ソミョン出版、2013年、19-60頁、【韓国語】。

一方日本における実証主義史学とは、ヨーロッパの歴史学に学んだ近代歴史学であり、坪井九馬三¹²は、以下のように説明している。

諸科学皆二相を具へたり、史学にも亦二相あるへし、二相とは何そや、純正応用是なり、純正史学は斯学の表面にして応用史学ハ其裏面なり諸科学皆此表裏の二面を具へて始めて完璧を成すことなれとも、其発達分科の由来を尋ぬる時ハ何れの科学も皆其裏面より起きたり（中略）洋の東西を問ハす旧時の史学ハ皆応用史学にして、就中政治に資する敷徳育（旧時の教育とは素より徳育の事なり）に資する敷の目的を以て編纂したるもの其大部を占めたる筈なり（中略）純正史学ハ独逸の「れおぼるど・ふおん・らんけ」に始まる、されは今日より大凡七十年前なり¹³

坪井の定義では、「応用史学」が旧時、すなわち近代以前の歴史学であること、「純正史学」とはランケによる実証主義史学をいい、この「純正史学」を近代歴史学とした。一方で「応用史学」は、戦後「皇国史観」との関係性が指摘されている。例えば、坂本太郎氏は「皇国史観」を「応用史学」が神がかりしたものであり、両者を同じ延長線上にあるとした¹⁴。これに対し長谷川亮一氏は、全部を国家統制の結果とはできないとしながらも、「皇国史観」を「応用史学」の延長線上とする坂本氏の見解は否定していない¹⁵。一方池田智文氏は、純正史学と二元論的体制を確立していた応用史学の分離は、学問（実証主義史学）と思想（歴史相対化）の分離であり、応用史学が「皇国史観」の歴史認識と完全に一体化したと指摘した¹⁶。以上のことから、日本では応用史学と純正史学を切り離し、「皇国史観」は専ら応用史学との関係性において考えられてきた。

しかし実証主義史学においても割り切れない問題は存在する。国史における神代史の扱いである。『朝鮮史』の編纂事業において嘱託、顧問を歴任した黒板勝美¹⁷は、「神話伝説の中から幾分にも史的現象の認めらるるものがあるなら、其処を国史の出発点とする」¹⁸として、記紀神話から国史が始まることを認めた。事実を絶対視する近代歴史学＝純正史学に「史的現象」という曖昧な存在を容認したのである。しかしこれはあくまでも国史に限った強弁であり、檀

¹² 坪井九馬三（1858-1936年）は、歴史学者であり、東京帝国大学史学科教授。

¹³ 坪井九馬三「史学に就て」（『史学雑誌』第5編第1号、1884年1月）10-13頁。

¹⁴ 坂本太郎『日本の修史と史学』、至文堂、1958年、260-261頁。

¹⁵ 長谷川亮一『「皇国史観」という問題—十五年戦争における文部省の修史事業と思想統制政策—』、白澤社/現代書館、2008年、27頁。

¹⁶ 池田智文「日本近代史学の思想史的研究—「国史学」と「皇国史観」の関係について—」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第28号、2006年12月、193頁。

¹⁷ 黒板勝美（1874-1946）は、歴史学者であり、東京帝国大学教授。

¹⁸ 黒板勝美『国史の研究』各説の部、文会堂書店、1918年、3頁。

君神話については、檀君を「歴史的人物ではなく神話的のもの」「編年史の中では取扱い難いもの」¹⁹と述べて、『朝鮮史』への記載を認めなかった。

一方で韓国では、「植民史観」の定義は実証主義史学に限定したものではなく、日本の応用史学に根差した国史教育や、国史教科書において朝鮮史が国史に包括されたことも「植民史観」と解釈されている²⁰。

このように近代日本における実証主義史学、純正史学、応用史学の定義の曖昧さに加えて、植民史観については、戦後の日本と韓国の認識の違いもあり、改めて考えてみる必要があると痛感している。

IV. 『朝鮮史』と『初等国史』

建国神話とアイデンティティの問題にかかわる、朝鮮総督府の歴史編纂事業である朝鮮史編纂事業と国史教科書改訂事業の概略を確認し、理解を深めておきたい。

まず朝鮮史編纂事業についてだが、事業形態は3期に分けられる。

第1期は1916年に朝鮮半島史編纂事業が発足した。当初の計画では「朝鮮統治ノ同化方針ヲ円満且迅速ニ遂行成就」を目的として、1916年1月から1918年12月までの3年間で編纂を終える予定だったが²¹、事業が完了するはずの1918年末時点で資料収集しかできず、年限の延長が避けられなくなる。最終的には高麗・朝鮮最近世史以外を脱稿し、1922年12月に朝鮮史編纂委員会の発足とともに朝鮮半島史の編纂は中止となった²²。

第2期となる朝鮮史編纂委員会では、編纂や資料収集方法などを審議、1924年12月の第5回委員会を最後に、1925年6月に官制公布された朝鮮史編修会に組織変更する。なお1923年1月8日から10日までの3日間開催された第1回委員会では、鄭萬朝²³、魚允迪²⁴、李能和²⁵ら3名の朝鮮人委員が、建国神話である檀君朝鮮と箕子朝鮮を三国以前に入れるよう強く要請した²⁶。

¹⁹ 朝鮮総督府朝鮮史編修会『朝鮮史編修会事業概要』朝鮮総督府朝鮮史編修会、1938年、67-68頁（『韓国併合史研究資料』85、龍溪書舎、2011年所載）。

²⁰ 前掲書、金鐘俊、61-102頁。

²¹ 「朝鮮半島史編成ノ要旨及順序」『朝鮮半島史編成ノ要旨及順序/朝鮮人名彙考編纂ノ要旨及順序』朝鮮総督府、1916年、5-6頁（『韓国併合史研究資料』85、龍溪書舎、2011年所載）。

²² 前掲書、朝鮮総督府編修会、7頁。

²³ 鄭萬朝（1858-1936）は、学者、経学院大提学。

²⁴ 魚允迪（1868-1935）は、朝鮮総督府中枢院参議。

²⁵ 李能和（1869-1943）は、歴史学者、民俗学者。

²⁶ 前掲書、朝鮮総督府編修会、19-24頁。

第3期となる朝鮮史編修会は、1925年10月に第1回委員会が開催され、1934年7月に開催された第8回委員会では、崔南善²⁷委員が既刊の『朝鮮史』第1編に檀君が正史として記載されなかったことから、別編か補編を作成し檀君を記載するよう要請する。しかし黑板や稲葉岩吉、小田省吾らの日本人委員は、正史として採用した『三国史記』に檀君が書かれていないことを理由にこれを退けた²⁸。なお『朝鮮史』は1938年までかけて本編35巻、史料20巻、写真3巻の全58巻を刊行している。

『初等国史』は、1938年3月に公布された朝鮮教育令²⁹を受け、朝鮮史修史官だった中村栄孝³⁰が編修官となって改訂事業を推進した。第5学年用が1940年、第6学年用が1941年に刊行され、1942年には『中等国史』の低学年用が刊行されている。

朝鮮総督府の歴史編纂事業に言及した先行研究は多く、朝鮮史編纂事業、歴史教育など、檀君論争も含めて多岐にわたる³¹。永島広紀氏は朝鮮総督府の教科書編纂について、「史料収集と編纂を踏まえた史述の実践」³²であり、学務官僚として事業を牽引したのが小田省吾³³だったと指摘するとともに、小田の業務を実質的に引き継いだ中村栄孝の文教行政・歴史教育に関する文章に注目している³⁴。『初等国史』に関する研究では、権五鉉氏が『初等国史』が内地に先んじ人物中心の構成方法を放棄し、国家発展中心の構成方法へ転換したこと³⁵、文部省が編纂した『初等科国史』(1943年)の内容構成方法と記述態度などへ与えた影響³⁶を指摘した。そのうえで改訂事業について「日本史を天皇中心、皇室中心の歴史」³⁷ととらえた朝鮮総督府による「国体明徴を目的とした皇国史観による日本史の研究」³⁸だったと批判している。また国分麻里氏は朝鮮総督府が編纂した『朝鮮事歴』について、郷土史を目ざしたにもかかわらず、

²⁷ 崔南善(1890-1957)は、文人、言論人、歴史学者。

²⁸ 前掲書、朝鮮総督府編修会、66-69頁。

²⁹ 勅令第103号「朝鮮教育令」附則(『朝鮮総督府官報』号外、1938年3月4日)。

³⁰ 中村栄孝(1902-1984)は、歴史学者。専門は朝鮮史。名古屋大学名誉教授。

³¹ 全てを列挙できないが、朝鮮史編纂事業と檀君論争については、永島広紀「日本統治期の朝鮮における〈史学〉と〈史料〉の位相」(『歴史学研究』第795号、2004年11月)、桂島宣弘「植民地朝鮮における歴史書編纂と近代歴史学」(『日本思想史』NO.76、2010年6月)、川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』(講談社、1996年)、野崎充彦『朝鮮の物語』(大修館書店、1998年)などがある。教科書については、権五鉉「朝鮮総督府下における歴史教育内容史研究—国民意識形成の論理を中心に—」(広島大学博士学位論文、1999年)、稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』(九州大学出版会、2010年)、國分麻里『植民地朝鮮の歴史教育「朝鮮事歴」の教授をめぐって』(新幹社、2010年)などがある。

³² 永島広紀『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』ゆまに書房、2011年、164頁。

³³ 小田省吾(1871-1953)は、朝鮮史学者。

³⁴ 前掲書、永島広紀、164頁。

³⁵ 権五鉉「朝鮮総督府下における歴史教育内容史研究—国民意識形成の論理を中心に—」(広島大学博士学位論文、1999年)5頁。

³⁶ 同上、558-559頁。

³⁷ 同上、395頁。

³⁸ 同上、437頁。

朝鮮独自の政治的変遷や文化史を叙述したことで自己矛盾を抱えたと指摘した³⁹。金鐘俊氏による 1920 年代からの継続的取り組みによって朝鮮史が国史に組み込まれた⁴⁰という指摘からは、朝鮮総督府の教育政策が長期にわたって計画的に行われたことがうかがわれる。

以上の先行研究を踏まえて、本論文では以下の三点に関心を持って議論をすすめた。第一は、朝鮮史編纂事業において檀君神話を排除した理由である。記紀神話を国史の出発点とした論理との齟齬に注目する。第二は、『初等国史』における「神代」と「皇室」の扱いである。「応用史学」と「純正史学」、いずれの立場に立っているかを確認し、檀君神話に対する理解との差異を指摘したい。第三は、朝鮮総督府が拘泥した「皇室中心の記述態度」である。「皇室中心」という歴史観を「純正史学」がどのように克服したか、あるいは克服できなかったのかを明らかにしたい。

V. ネイション・ビルディングという視座

檀君神話をめぐる建国神話とアイデンティティの問題は、ネイション・ビルディング⁴¹の問題でもある。ネイション・ビルディングは、論者、論題によって多少の差異はあるが、おおよそ国民の創生、国民形成、民族意識の形成、国家建設などに邦訳されている。日本におけるネイション・ビルディングの研究業績は、ロシアや欧米、アフリカ地域に関するものが多いなか、岡本雅享氏は日本のネイション・ビルディング（民族意識や国民の形成）を、出雲・エミシ（東北）・クマソ（ハヤト、南九州）などの視点から見直すことを研究テーマの一つに挙げている⁴²。また河原祐馬氏は、「1980 年代以降、ソ連邦の崩壊へと至るポスト冷戦に向けた基本的な潮流を経て、ネイション・ビルディングを主たる研究対象とする政治学や歴史学といった

³⁹ 國分麻里『植民地期朝鮮の歴史教育―「朝鮮事歴」の教授をめぐって』、新幹社、2011 年、230 頁。

⁴⁰ 前掲書、金鐘俊、101 頁。

⁴¹ ネイション・ビルディングについて、小田英郎氏は「アフリカを含む発展途上国のネイション・ビルディングは、政治的側面に限っても、近代国家としての機構、制度の構築・整備、その運用のための人材育成、国民形成など、一朝一夕には達成できない諸目標の追求を伴う、一大事業である。これらの諸目標のうち、国民形成の問題を考察した論文としては「現代アフリカにおける国家と国民―リベリアとエチオピア―」（日本政治学会編『第三世界の政治発展・年報政治学 1986』岩波書店、1988 年）がある。ネイション・ビルディングは上述の諸目標の追求だけにはとどまらない。新独立国を生存可能な国家にするための急速な経済発展も、同時並行で推進しなければならない。それは人為的かつ急激な大変動である。それには、イデオロギーによる方向付け、ビジョンの提示、ビジョン実現のための手順の設定などが、不可欠となる。アフリカにとってネイション・ビルディングの時代は、「イデオロギーの時代」でもあった」（「アフリカ研究の 50 年―政治・国際関係・現代史―」『アフリカ研究』第 86 号、2015 年、5 頁）と説明している。

⁴² 岡本雅享『民族の創出―まつろわぬ人々、隠された多様性』岩波書店、2014 年、vii 頁。

関係学問領域において、メモリーとアイデンティティをめぐる問題に対する学究的な関心が一定の高まりを見せている」⁴³と述べ、記憶とアイデンティティが注目されていると示唆した。

ネイション・ビルディングの視座からみれば、朝鮮総督府による同化政策は、新たな日本人を作るという国民形成であり、一方で朝鮮の人びとが、檀君神話を自らのアイデンティティの象徴としたことは、民族意識の形成である。そこで本論文では、「檀君神話」を対象に建国神話とアイデンティティの関係を、ネイション・ビルディングという視座から考察したい。さらに議論をすすめるうえで三つの視点を持ちたいと思う。

第一は、近代歴史学と神話をとらえる視点である。近代歴史学としての国史は、事実を重視する純正史学とは馴染まない記紀神話を含んでいる。日本人研究者らは記紀神話を「史的現象」や「史実の反映」とした一方で、檀君神話を僧侶の歪曲、荒唐無稽と断罪した。近代歴史学が内包した不明瞭さを明らかにしたい。

第二は、建国神話と国民形成の関係をとらえる視点である。近代日本は、記紀神話によって天皇の臣民を創造したが、植民地朝鮮においても国史教育の導入によって同化を図ろうとした。国民形成という政治目的と建国神話の関係性に注目したい。

第三は、朝鮮の人びとのアイデンティティに対する視点である。最近の韓国語では「正体性」と訳されるが、植民地期朝鮮における朝鮮人＝檀君の子孫という文脈を整理し、イデオロギー化した檀君神話とアイデンティティの問題を考察したい。

また本論文では、時間軸、空間軸を広げて考察する。空間軸は、朝鮮半島と日本を適宜往来する。時間軸は空間軸に応じることとする。朝鮮半島は「檀君神話」が執筆された時期を含む高麗時代、および大韓帝国末期から、「檀君神話」が最大の 이슈となった植民地期朝鮮までとなる。日本の場合は、建国神話である記紀神話に言及するため奈良時代を起点に、室町時代末期から江戸時代、明治、大正、昭和の近代日本が対象となる。

VI. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章では、本論文において重要な意味を持つ檀君神話を取り上げる。檀君神話は13世紀末完成の『三国遺事』に初めて記載され、1145年完成の『三国史記』では書かれていない。両者の差異は何かを、高麗という国のおかれた状況、書かれた時代の状況などから考察する。

⁴³ 河原祐馬「エストニアにおける民族間統合と歴史認識をめぐる問題に関する一考察」『岡山大学法学会雑誌』第63巻第4号、2014年3月、59頁。

また当時日本は高麗との間に外交関係があったこと、五山の僧侶たちが仏典を求めて朝鮮半島に渡っていたことなどから、文禄慶長の役以前に檀君を知る可能性についても考察する。

第2章では、ネイション・ビルディングとしての国民形成の問題を考えるために、明治政府による記紀神話の「一国一神話」化を取り上げる。なお「一国一神話」という言葉は、アンソニー・D・スミスの定義からインスパイアされた造語である。

第3章では、「檀君論争」を取り上げる。植民地朝鮮における日本人研究者の檀君神話への否定的見解と、その反論としての朝鮮人研究者による檀君擁護論について考察する。従来の日本人研究者対朝鮮人研究者という二項対立の関係にとどまらない、朝鮮人研究者の中でも評価が揺れていた点についても論じたい。そのうえで記紀の「一国一神話」化が檀君神話に与えた影響を明らかにする。

第4章では、解放後の韓国において植民史観と評された李丙燾を取り上げる。植民地期の李丙燾は、編集発行を務めた『震檀学報』でも檀君を取り上げず、「檀君論争」にも加わらなかった。しかし1923年に東亜日報で連載した「朝鮮史概講」において、短文ながら檀君に言及している。李丙燾の檀君認識を確認し、さらに解放後に生まれた植民史観と民族史観という枠組みについても少し言及したい。

第5章では、植民地朝鮮において檀君神話の解釈に大きな影響を与え、近代日本の歴史学を二分した「純正史学」と「応用史学」を取り上げる。戦前の国史教科書をめぐる議論は、専ら応用史学の文脈で論じられた。当時の議論を分析し、研究者と教育現場の論点を整理する。一方国史は純正史学と見なされるが⁴⁴、記紀神話に認められる「史的現象」を国史の出発点としている。事実を絶対視する純正史学に潜んだ齟齬を明らかにする。

第6章では、朝鮮総督府が朝鮮史編纂事業を完遂させるために、修史官として採用⁴⁵した中村栄孝を取り上げる。朝鮮史編修会の職員中、文官採用ではない中村だけが、修史官退官後も編修官、教学官として朝鮮総督府に残った。黒板勝美の名代と称された⁴⁶歴史学者の中村が、朝鮮総督府の一官吏として果たした「仕事」を明らかにする。そのうえで朝鮮史編纂と国史教科書改訂という連続した二つの事業を中村が手掛けた意味を考察し、朝鮮総督府による「国史」戦略の一端に迫りたい。

⁴⁴ 前掲、坪井九馬三、13-15頁。

⁴⁵ 「朝鮮史編修会官制ヲ制定シ〇高等官官等俸給令中ヲ改正ス」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A01200538700、公文類聚・第四十九編・大正十四年・第八卷・官職門六・官制六(朝鮮総督府)(国立公文書館)中、「朝鮮史編纂会官制制定理由」(第12画像目-第13画像目)。

⁴⁶ 末松保和「朝鮮史の研究と私」『日本歴史』第560号、吉川弘文館、1995年1月、29頁。

第7章では、朝鮮総督府編纂の『初等国史』⁴⁷を取り上げ検討する。「純正史学」と「応用史学」が、中村栄孝編纂の『初等国史』に与えた影響、すなわち歴史観や叙述とどのような関係にあるのかを解明する。具体的には、朝鮮総督府による「内鮮一体」や「国体明徴」という政策⁴⁸を反映した『初等国史』の最大の特徴に挙げられた「皇室中心の記述態度」⁴⁹や、朝鮮史と檀君神話の扱いを確認し、『初等国史』がもたらした反響にも言及する。さらに二つの建国神話—記紀神話と檀君神話について、記紀神話によって朝鮮の人びとが日本人になり得たのか、檀君神話を自らのアイデンティティとしようとした朝鮮人エリートの目途は達成できたのかも考察したい。

以上の検討をとおして、建国神話がアイデンティティ—国民形成や民族意識の形成に大きな影響を与えることを明らかにできると考える。なおここで訴えたいものは、組織や個人の責任を追及することではなく、植民地朝鮮で起きたことの一端を明らかにすることである。筆力の問題もあり、内容は複雑で読みづらいものとなるが、植民地期朝鮮の人びとが受けたアイデンティティの衝撃を理解する一助となれば幸いである。

⁴⁷ 『初等国史』には、巻一、巻二、第五学年、第六学年があるが、本論文では第五学年用を指し、必要があれば、二重括弧外に巻数、学年を表記する。

⁴⁸ 勅令第103号「朝鮮教育令」諭告（『朝鮮総督府官報』号外、1938年3月4日）。

⁴⁹ 中村栄孝「国史教育躍進のために—皇室中心の国史について—」（『朝鮮の教育研究』第136号、1939年12月）5頁。

第1章 檀君神話一考

I. はじめに

本章では、建国神話とアイデンティティの関係を論じるに先立ち、この論文における重要なテーマとなる檀君神話にかかわる事項および問題点を整理し、檀君神話への理解を深めておきたい。檀君神話は13世紀末に高麗の禅僧一然（1206-1289年）が撰した『三国遺事』に初めて出現している。1145年に金富軾（1075-1151）が撰進した現存する朝鮮最古の史書とされる『三国史記』には、檀君に関する記事がない。朝鮮総督府は『三国史記』を正史と認め、朝鮮史編纂事業を推進した。最初に檀君神話とは何かを説明したうえで、次に『三国遺事』と撰者一然について考察し、さらに『三国史記』と撰者金富軾についても考察のうえ、両者の差異を検討する。以上の検討は、以降の議論における基本的な知識となる。

II. 檀君神話とは何か

檀君は『三国遺事』巻第一、紀異巻第一、古朝鮮王儉朝鮮に現れる。まずこの檀君記事を確認したい。

魏書云乃往二千載有檀君王儉。立都阿斯達。〈経曰無葉山。亦云白岳。在白州地。或云在関城東。今白岳宮是。〉開国号朝鮮。與高同時。古記云。昔有桓国〈謂帝釈也。〉庶子桓雄。数意天下。貪求人世。父知子意。下視三危太伯可意弘益人間。乃授天符印三箇。遣往理之。雄率徒三千。降於太伯山頂〈即太伯今妙香山〉神壇樹下。謂之神市。是謂桓雄天王也。將風伯雨師雲師。而主穀主命主病主刑主善惡。凡主人間三百六十余事。在世理化。時有一熊一虎・同穴而居。常祈于神雄。願化為人。時神遺靈艾一炷・蒜二十枚曰。爾輩食之不見日光百日。便得人形。熊虎得而食之。忌三七日。熊得女身。虎不能忌。而不得人身。熊女者無與為婚。故每於壇樹下。呪願有孕。雄乃假化而婚之。孕生子。号曰檀君王儉。以唐高即位五十年庚寅〈唐堯即位元年戊辰。則五十年丁巳。非庚寅也。疑其未実。〉都平壤城。〈今西京〉始称朝鮮。又移都於白岳山阿斯達。又名弓〈一作方〉忽山。又今弥達。御国一千五百年。周虎王即位己卯。封箕子於朝鮮。檀君乃移於藏唐京。後還隱於阿斯達為山神。寿一千九百八歳。唐裴矩伝云。高麗本孤竹国。〈今海州。〉周以封箕

子為朝鮮。漢分置三郡。謂玄菟樂浪帶方。〈北帶方。〉通典亦同此説。〈漢書則真臨樂玄四郡。今云三郡。名又不同。何耶〉⁵⁰。

これを拙訳したものが以下である。

魏書に、二千年の昔、檀君王儉というものがいたという。都を阿斯達（経にいわく無葉山、または白岳が白州にある。あるいは閔城の東にあるという。今は白岳宮がそうである）に置き、国を開いて朝鮮と号した。時あたかも唐の高祖と同じである。古記に、昔桓国（帝釈のことである）の庶子に桓雄がいた。彼はしばしば天下を思い、人間界を求めている。それを知った父は、三大高山の一つである太伯山を見下ろし、人間に益を弘めるべしとした。そこで天符印三箇を授けて、人の世へと遣わした。3千人の配下を率いた桓雄は、太伯山（今は妙香山）上の神壇樹下に降臨、そこを神市とした。これが桓雄天王である。桓雄は風の神、雨の神、雲の神を率い、穀、命、病、刑、善悪など、人間のおよそ360余事をつかさどり治め導いた。その頃1頭の熊と1頭の虎が同じ穴で暮らし、神である桓雄に祈り、人となることを願った。そこで桓雄は靈驗あらたかなヨモギ1束とニンニク20個を与え、お前たちがこれを食べ、100日の間日光を見なければ、人間の形になれるといった。熊と虎はこれを食べ、日光を避けること37日。熊は女の体を得、虎は日光を避けることができずに人間にはなれなかった。しかし熊女と結婚する者などいず、熊女は毎日神壇樹の下で子供を持つことを祈願した。すると人間に化けた桓雄は熊女と結婚し、檀君が生まれる。檀君は、唐の高祖が即位して50年の庚寅（堯帝の即位元年は戊辰なので50年後とは丁巳であり、庚寅ではない。本当のところはわからない）（紀元前2333年）に、平壤（今は西京）を都に定め、はじめて朝鮮と称した。さらに白岳山の阿斯達へ遷都する。またの名を弓（あるいは方）忽山、または今弥達という。国を1500年間治めた。周の武王が即位した己卯（紀元前1130年代頃）に、箕子が朝鮮を封じると、檀君は蔵唐京に移り、その後阿斯達に隠棲し山神となった。天命は1908歳だった。唐の裴矩伝に、高麗はもともと孤竹国（今は海州）だった。周が箕子に封じさせて朝鮮とした。漢代には玄菟、樂浪、帶方（北帶方）の三郡に分けた。通典にも同じ説が載っている（漢書では真、臨、樂、玄の四郡であるが、今は三郡である。名前も同じではない。なぜだろう）。

⁵⁰ 現在では『三国遺事』が多く出版されているが、ここでは崔南善による「三国遺事」（『啓明』第18号、啓明俱樂部、1927年3月、1頁）を使用した。なお崔南善は、桓雄の父を「桓国」と表記しているが、一般的には「桓因」とされている。ここでは引用した崔南善の原文を尊重し「桓国」としたが、以降、本論文では「桓因」とする。

檀君神話は、天神の人間界への降臨、天神と熊女の婚姻、1500 年間の統治、寿命が 1908 歳など、神話的で荒唐無稽な逸話が際立ち、「朝鮮の古伝説の中にて、最も妄誕を極めたるは檀君の伝説」⁵¹とされる一方で、仏教や道教からの影響についての指摘が多くなされてきた。例えば、今西龍は「乃授天符印三箇。遣往理之。雄率徒三千。降於太伯山頂〈即太伯今妙香山〉神壇樹下。謂之神市。是謂桓雄天王也。将風伯雨師雲師。而主穀主命主病主刑主善惡。凡主人間三百六十余事」について、「実に道教の思想そのまま也」⁵²としている。仏教的影響については、王歴を除いた紀異・興法・塔像・義解・神呪・感通・避隱・孝善という 8 編目について『高僧伝』⁵³の編目との類似性が指摘されている⁵⁴。明治時代中期に、おそらくは日本人として初めて『三国遺事』の檀君神話を批判した白鳥庫吉⁵⁵は、「檀君の事跡は元来仏説に根拠せる架空の仙譚」⁵⁶と厳しく断じた。白鳥は仏説とする根拠に、高句麗の長寿王 13 (425) 年から始まった北魏への朝貢によって、当時北魏において最盛期を迎えていた仏教が、高句麗に渡り隆盛したことを挙げている。そのため、檀君神話成立の時期を長寿王の時代 (在位期間 413 - 491 年) とすべきだとも主張した⁵⁷。白鳥を嚆矢とする檀君批判の詳細は後の章に譲るが、白鳥以降の日本人による檀君否定論では、概ね白鳥説が踏襲され、那珂通世は「僧徒ノ捏造ニ出デタル妄誕」⁵⁸、今西龍は「仏教的粉飾を加へられつつありし王儉仙人に捧げられし仏教的尊称」⁵⁹、小田省吾は「李朝の学者は各時代を通じて、其の仏説に依つて捏造せられた□取るに足らざることを言はないものはない」⁶⁰、三浦周行は「後世僧侶の附会」⁶¹と、いずれも否定の根拠に仏説との関連を挙げている。宗教的影響を受けていること自体は、後述する『三国

⁵¹ 白鳥庫吉「朝鮮の古伝説考」『白鳥庫吉全集』第 3 巻、岩波書店、1970 年、15 頁 (初出は、『史学雑誌』第 5 編第 12 号、1894 年 12 月)。

⁵² 今西龍「檀君考」『朝鮮古史の研究』近沢書店、1937 年、30 頁。

⁵³ 梁の慧皎による高徳の僧の伝記を集録した書物、『梁高僧伝』ともいわれ、全 14 巻、10 編目「訳経、義解、神異、習禪、明律、亡身、誦経、興福、経師、唱導」で構成されている。

⁵⁴ 浄土宗大辞典編纂委員会編『新纂浄土宗大辞典』(『web 版新纂浄土宗大辞典』HP、<http://jodoshuzensho.jp/daijiten/index.php/>、「三国遺事」)。「元暁、義湘、憬興、義寂、玄一、太賢など新羅仏教の学僧たちの事跡研究に欠かせない資料」という評価もしている。

⁵⁵ 白鳥庫吉 (1865-1942) は、歴史学者、専門は東洋史である。東京帝国大学教授、東洋文庫理事長を歴任した。

⁵⁶ 白鳥庫吉「檀君考」『白鳥庫吉全集』第 3 巻、岩波書店、1970 年、2 頁 (初出は、『学習院輔仁会雑誌』第 28 号、1894 年 1 月)。

⁵⁷ 同上、11 頁。

⁵⁸ 那珂通世「朝鮮古史考」『史学雑誌』第 5 編第 4 号、史学会、1894 年 4 月、41 頁。

⁵⁹ 今西龍「檀君の説話に就いて」『歴史地理臨時増刊』朝鮮号、日本歴史地理学会、1910 年 11 月、228-229 頁。

⁶⁰ 小田省吾「謂ゆる檀君伝説に就て」『文教の朝鮮』2 月号、朝鮮教育会、1926 年 2 月、33 頁 (『文教の朝鮮』第 2 巻、オークラ情報サービス、2011 年)。

⁶¹ 三浦周行「朝鮮の開国伝説」『日本史の研究』、岩波書店、1930 年、249 頁 (初出は、『歴史と地理』第 1 巻第 5 号、史学地理学会、1918 年 1 月)。

史記』も同様であり、儒教の影響が色濃いことは明らかである。『三国遺事』と『三国史記』では何が違うのかを検討する前に、まず撰者一然と『三国遺事』の来歴を確認する。

III. 『三国遺事』について

『三国遺事』は、一然の死の前後に弟子が註記追記を行い刊行したとされる⁶²。「卷第三塔像第四前後所将舍利」と「卷第四義解第五関東楓岳鉢淵藪石記」には「無極記」とあり、この二つの条目は弟子である無極（1251-1322 年）が記したものに見受けられる。また「卷第三塔像第四五台山文殊寺石塔記」には「白雲子記」とあるが、白雲子の生没年を含めた詳細が不明であることから、「五台山文殊寺石塔記」が一然か白雲子か、全く別の者によるものかについては結論が出ていない⁶³。なお「白雲子記」の前には、「時正豊元年丙子十月□日」と書かれている。正豊元年丙子とは中国金の正隆元年丙子であることから、1156 年 10 月に書いたとも読み取れる。『三国遺事』の大半は一然によるものだとしても、一然以外の手で追記や註記がされていることは明らかである。河延龍氏は『三国遺事』には「三つの段階的叙述が存在している」として、一然、無極、それ以後の第三者の存在によって構成されていると指摘した⁶⁴。

『三国遺事』の原版は、高麗が滅亡して李氏朝鮮が建つ 1392 年まで、高麗の国情は安定することがなかったこともあり、未だ確認されていない。重版については、李氏朝鮮の中宗 7（1512）年の壬申本が最後のものとされている。現在までに確認されている壬申本以前に印刷された朝鮮初期のものは、鶴山（松隠）本、梵魚寺本、石南本、泥山本、趙鍾業本、そして 2016 年に元教授孫宝基氏の遺族が延世大学へ寄贈した最も古いとされるパルン本（15 世紀初頭）の 6 種類である⁶⁵。

⁶² 末松保和「三国遺事解説」『三国遺事』学習院東洋文化研究所、1964 年、1 頁。末松は高橋亨「三国遺事の註及檀君伝説の発展」（『朝鮮学報』第 7 輯、1955 年 3 月）を参照している。

⁶³ 白雲子については『破閑集』巻下（李仁老撰、1260 年）および『補閑集』（崔滋撰、1314 年）の記事に出てくることから、高麗武臣政権時代（1170-1270 年）の人物と考えることもできるが、同一人物かどうかは不明である。「五台山文殊寺石塔記」の執筆者が白雲子による可能性説（河延龍「『三国遺事』の無極記と後註」『朝鮮古代研究』第 3 号、朝鮮古代研究刊行会、2002 年 3 月）、一然死亡後の 1289 年に白雲子が追記することは不可能なことから、誰か別人による白雲子記の追記説（李基白「三国遺事の篇目構成」『仏教と諸科学』東国大学校出版部、1987 年【韓国語】）などがある。

⁶⁴ 前掲、河延龍、61-62 頁。

⁶⁵ 「延世大、朝鮮初期叙述、『卍本三国遺事』解説書出版」『東亜日報』2016 年 2 月 24 日、<http://www.donga.com/news/article/all/20160224/76637891/1> 【韓国語】。パルン本のパルンとは所蔵していた孫宝基氏の雅号であり、「파룬」と書くが、これは「늘 푸름」という常緑を表すハングル固有語を意味している。

三国遺事が壬申本以降重刊されなかった理由については、朝鮮王朝時代の知識人の間で広く読まれた痕跡がないこと⁶⁶、文禄慶長の役に際して書籍や活字、印刷術が戦利品として朝鮮から大量に持ち出されたこと⁶⁷、印刷を担った印刷工らもまた捕虜として日本へ連れ去られたこと⁶⁸が考えられる。まず李氏朝鮮の知識人に受け入れられなかったという点についてだが、前述した小田省吾は、檀君神話を否定した李朝の学者として、李珥（1536-1584）、李穡（1681-1763）、安鼎福（1712-1791）、韓致滄（1765-1814）、尹廷琦（1814-1879）らを例に挙げた⁶⁹。彼らはいずれも儒学者であり、李氏朝鮮が崇儒抑仏政策に転じたことから、禅僧が書いた書物が広く読まれることは考えられないといえよう。

とくに文禄慶長の役によって、朝鮮の印刷術は大打撃を被った。そのため戦乱の最中の1594年に設置された軍事組織である訓練都監が印刷を担っている。ここでは1599年から1664年までの65年間に92種の書籍を刊行した。その印刷方法は、あらかじめの金属活字と活字鋳造所や印刷所を失ったうえに、戦乱で国中の山河が荒廃したことで、木版印刷するにも刻字する木版を得ること自体が困難だったことから、材料となる木材が小さな木片で済む木活字を大量に作成して行ったのである⁷⁰。このような事情に鑑みると、おそらくこの期間においては、『三国遺事』だけにとどまらず、行政や軍事にかかわらない書籍を印刷すること自体が、不可能だったと言っていいだろう。

撰者一然については、慶尚北道軍威郡古老面三国遺事路250にある麟角寺に「高麗国義興華山曹溪宗麟角寺迦智山下普覚国尊碑銘并序」⁷¹が残っていることから、その来歴を辿ることができる。一然は1206年丙寅6月辛酉11日、慶州章山郡（現在の慶山市）で生まれ、1289年己丑7月乙酉8日に、この麟角寺で亡くなったことがわかっている。また生涯に著した著作についても刻まれているが、『三国遺事』の記録はない。しかし『三国遺事』の編纂は、麟角寺において行われたものと考えられている。

⁶⁶ 沈慶昊「『三国遺事』研究の現況」『日本古代学』第2号、明治大学日本古代学教育・研究センター、2010年3月、53頁。沈氏は『三国遺事』の存在を知っていた安鼎福（1712-1791）も自著『東史綱目』において「『三国遺事』は虚荒である」と批判し、20世紀初めまでの長い間冷遇されてきたと述べているが、一方で壬申本を刊行した李繼福（1458-?）が、朝鮮朝において品階と職位を持っていたことから、『三国遺事』を重刊した契機が不明だとしている。

⁶⁷ 李ジェジョン「朝鮮活字印刷術が日本古活字本印刷に及ぼした影響」『東北亜歴史論叢』第46号、東北亜歴史財団、2014年12月、151頁【韓国語】。

⁶⁸ 安野博之「慶長勅版の刊行について」『三田國文』No. 32、慶應義塾大学国文学研究室、2000年9月、31頁。

⁶⁹ 前掲、小田省吾、33頁。

⁷⁰ 宋ジョンスク「17世紀訓練都監の印刷・出版活動」『書誌学研究』第42輯、韓国書誌学会、2009年6月、269-297頁【韓国語】。

⁷¹ 長きに渡って破損状態が続いていたが、2006年に復元されている。

一然が生きた1206年から1289年の大半は武臣政権時代（1171-1270年）であった。1170年に武臣らによって庚寅の乱が起こって以降、政治の混乱と武臣間の権力闘争が継続する。当時の高麗社会は北方の脅威もあったことから、まさに内憂外患の状態にあったといえる。この事態に終止符を打ったのは、1196年に李氏一族を破り政権を掌握した崔忠献（1149-1219）であり、崔忠献、瑠、沆、誼まで四代にわたる崔氏武臣政権が1258年まで続いた。この時代は崔氏によって政局が安定した時期であり、「高麗時代の仏教の内でも特に大きな画期をなす」⁷²とされた時期であった。1206年に生まれた一然は、高麗が安定し、仏教が盛んな時代に生まれ成長したといえるだろう。1214年には9歳で出家し、1246年禅師、1259年に大禅師、1283年には国尊となった⁷³。しかし1231年から1273年という長期に渡って、間断なく蒙古が襲来しくる。とくに1253年から1259年の侵攻に際しては、「是月、道路始メテ通ズ。兵荒以来、骸骨野ヲ蔽ヒ、蒙古ニ虜エラレタル人民ノ逃ゲテ京城ニ入ル者、絡繹トシテ絶エズ。都兵馬使、日ニ米一升ヲ給シテ之ヲ救フ。然レドモ死者算ナシ」⁷⁴という凄惨な状態に高麗国内は陥るが、1258年に金俊らが崔誼を暗殺して、蒙古に全面降伏すると、以降高麗は蒙古の支配下に置かれた。そのため、抗蒙を掲げたことで崔氏による反蒙政権の支援を受けてきた禅宗は、かつてないほどの危機的状況に直面することになる。一然はこのような状況下にあった宗門の期待を一身に受け、禅宗の復興を果たすべく国尊に任じられた。当時の一然が置かれていた立場は、しばしば詔勅を受けていたこと、直接忠烈王に面会していること（表1．参照）などからも明らかである。

ここまでで明らかになったことをまとめると、まず『三国遺事』は一然が自らの意思で撰修したものだが、死後に数名によって加筆、追記、割注などが加えられたと考えられる。

また一然が激動の時代を禅僧として生きたことは間違いない。わずか9歳で禅門に入り、そこで生涯を終えたならば、一然にとっては禅宗が人生のすべてであったと言ってもいいのではなかっただろうか。おそらく考え方も生活も宗規から逸脱することはなかったであろう。だからこそ国尊まで昇りつめたのである。ゆえに『三国遺事』が思想的に仏教の影響を強く受けていることは、当然だともいえる。以上を踏まえ『三国遺事』が書かれた意味を考えると、僧である一然が荒廃した国土と蒙古の支配下にあつて亡国の辛酸を嘗めていた高麗の民衆に、高麗人としてのアイデンティティを遺すことを意図していた可能性もある。もしそうだとすれば、

⁷² 中島志郎「高麗中期禅宗史—崔氏武臣政権下の教宗と禅宗の動向を中心に—」『研究報告』7、花園大学国際禅学研究所、2000年3月、542頁。

⁷³ 同上、631頁。「国尊」については、中島論文において「国尊は国師の意で、元朝を慮っての改称」とある。なおこの段落全体が中島論文に大きく依存した。

⁷⁴ 朝鮮史編修会『朝鮮史』第3編第4巻、朝鮮総督府、1933年、242頁。

檀君を高麗第一東明王の父⁷⁵とすることで、血統を明確にし高麗のアイデンティティを示した。まさに今、国家と国民としての基盤を失う瀬戸際にいた高麗人一然が、自らの根源は正統なもののだと書き残したのである。

表 1. 一然と高麗史関係年表

年	高麗史	一然履歴
1196 年	崔忠献執政	
1206 年		一然誕生
1214 年		9 歳、海陽無量寺にて出家
1219 年	崔瑀執政	雪嶽山陳田寺にて剃度受具
1227 年		22 歳、上上科（重大師）合格
1231 年	第 1 次蒙古侵入	
1232 年	第 2 次蒙古侵入	
1235-1239 年	第 3 次蒙古侵入	
1246 年		40 歳、禪師
1247 年	第 4 次蒙古侵入	
1249 年	崔沆執政	
1251 年	第 4 次蒙古侵入撤退	
1253-1254 年	第 5 次蒙古侵入	
1255 年	第 6 次蒙古侵入	
1258 年	崔瑄執政	
1259 年	崔瑄暗殺（戊午政変）、高麗全面降伏	大禪師
1261 年		詔勅により上京、禪月社開堂の住持
1268 年		朝旨により雲海寺で大蔵落成会主盟
1269 年	元の高麗支配確立→反蒙古政策終焉	抗蒙を掲げていた禅宗に重大な危機
1277 年		詔勅により雲門寺に入る
1281 年	弘安の役により忠烈王、慶州駐留	詔勅により一然、忠烈王訪問
1282 年		上京し、広明寺に住持
1283 年		春固辞、4/28 詔勅により国尊
1284 年		麟角寺住持、九山禅門が再開
1289 年		84 歳、麟角寺にて没す 東塔建立
1295 年		普覚国尊碑完成

⁷⁵ 朝鮮史編修会『朝鮮史』第 1 編第 1 巻、朝鮮総督府、1932 年、10-11 頁。扶余の始祖夫妻についても「檀君之子夫妻」と頭注にあり、高麗東明王朱蒙との関係については割注で「夫妻與朱蒙異母兄弟也」（同書、12 頁）とある。

李能和『朝鮮仏教通史』下編、新文館、1918年、358-363頁、中島志郎「高麗中期禪宗史—崔氏武臣政権下の教宗と禪宗の動向を中心に—」（『研究報告』7、花園大学国際禅学研究所、2000年3月）、沈慶昊「『三国遺事』研究の現況」（『日本古代学』第2号、明治大学日本古代学教育・研究センター、2010年3月）をもとに作成。

IV. 『三国史記』について

金富軾が1145年に高麗朝17代仁宗へ撰進した『三国史記』は、朝鮮総督府が編纂した『朝鮮史』の「基本資料として決定採用」⁷⁶されたが、そのことが檀君記事を『朝鮮史』に収録しない理由にもなった⁷⁷。朝鮮総督府による編纂事業全体で考えると、最初の朝鮮半島史編纂事業の時点で「新羅滅亡以前ハ三国史記年表ニ依リ」⁷⁸としていることから、『三国史記』を基本資料とすることは早い段階で決まっていたと思われる。

その『三国史記』について、崔南善は以下のように批判している。

在来の三国史記を重整撰次したもので、支那の正史を擬した紀伝体の史書だけに、文体も整齊され文辞も華美であり、このような外観がむしろこの書の短所であり、古史の累をなしたかどうかといえ、後人と他人の目に見やすくしようとしたために、実際には支那思想と漢文的性格によって古典の原形を歪曲し改変したものになった。儒教的に見て怪乱だとすれば抹削し、漢学上から見て鄙野だとすれば改変もためらわず、字句の便宜のためには伸縮と添削を任意とし、好悪の情から取捨と剪裁を当然とし、事実には忠実であろうとするよりは、むしろ主観にこだわったために、三国史記から国義的古史を徴しようとすることは、実に不可能に属した観がある⁷⁹。

崔南善だけでなく、申采浩も『三国史記』、とくに撰者である金富軾に対して、その儒教的思考、事大主義を痛烈に批判している⁸⁰。金富軾への批判は「特に同じ民族から出されてきた

⁷⁶ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、68頁。

⁷⁷ 同上。

⁷⁸ 「半島史編纂ニ付打合事項」、朝鮮総督府中枢院、1920年4月、ハワイ大学マノア図書館所蔵資料。

⁷⁹ 崔南善「三国遺事」『啓明』第18号、啓明俱樂部、1927年3月、7-8頁。崔南善がいう「在来の三国史記」とは現存していない旧三国史のことであり、旧三国史については末松保和「三国史記と三国遺事」（『朝鮮史と史料』末松保和朝鮮史著作集6、吉川弘文館、1997年）が詳しい。

⁸⁰ 申采浩「朝鮮上古史」『丹齋申采浩全集』上巻、蜚雪出版社、1995年【韓国語】。

もの」⁸¹だとする指摘もある。末松保和は、旧三国史がすでにあるにもかかわらず『三国史記』が重撰された目的と理由を二点推論した。第一点は、中国史書の関係記事を積極的に導入することだとして、「中国各時代各朝への遣使貢献記事が、ほとんど機械的に挿入されている」点、金富軾自身による所論が、新羅本紀 9、高句麗本紀 7、百濟本紀 6、列伝 6、合計 28 あるが、どれも「著しく儒教的であり、中国中心主義的」であり、「百濟本紀第六義慈王」の末尾の所論に至っては、「ほとんど中国の立場から三国の歴史を論断しているとさえいえる」と指摘している⁸²。第二点には、新羅第一主義を挙げ、『三国史記』の構成の大系が新羅から始まっている理由に、「高句麗の開国紀年が先在していて、それから新羅の開国紀年が、それより二十年古いものとして割り出されたのではないかと推測し、「新羅本紀敬順王九年紀」の所論である「而顯宗自新羅外孫即宝位、此後継統者、皆其子孫、豈非陰德之報者歟」（そして顯宗が新羅の外孫でありながら王位につき、その後の王統を継承する者は、すべてその子孫であり、どうして陰徳の報がある者でないといえようか）の一節を取り上げて、「新羅は一たん滅んだけれども、その血脈は高麗の今に生きていと言わんばかり」だと指摘した⁸³。しかし一方で、鄭早苗氏は金富軾が「高麗朝における自己の立場を優位にしようとして記事を造作した」⁸⁴と批判している。金富軾は高麗朝において功臣として評価されていたが⁸⁵、本貫は慶州にあり、新羅の王統につながるからこそ、『三国史記』が旧三国史をしのぐ「新羅史料の、ある程度までの集大成を実現」⁸⁶させたといえるのではないかと。金富軾が高麗朝におもねりながら、新羅の栄光を撰修したものが『三国史記』ならば、一然は荒廃した高麗の地を憂い、高麗人としてのアイデンティティを模索し、『三国遺事』を自ずから撰修したのではないかと。一然については、これまで普覚国尊碑銘から本貫は慶州、俗姓は金氏とされてきたが、2017 年に発表された論文において、姓が「金」ではなく「全」との指摘があった⁸⁷。しかし金氏であれ全氏であれ、本貫が慶州であることから、一然も金富軾同様、新羅出身である可能性は高いが、『三国遺事』をみるかぎり一然は新羅より高麗の行く末を案じたと考えられる。

⁸¹ 鄭早苗「解題」『三国史記』4、平凡社、1988 年 252-253 頁。

⁸² 末松保和「三国史記と三国遺事」『朝鮮史と史料』末松保和朝鮮史著作集 6、吉川弘文館、1997 年、14-15 頁。

⁸³ 同上書、15-17 頁。

⁸⁴ 前掲書、鄭早苗、252-253 頁。

⁸⁵ 韓国人名大辞典編纂室「金富軾」『韓国人名大辞典』新丘文化社、1995 年、107-108 頁。

⁸⁶ 前掲書、末松保和 1997 年、18 頁。

⁸⁷ 金柄憲「普覚国尊碑集字の特性と一然の俗姓考証」『韓国教授仏者連合学会誌』vol. 23、No. 2、2017 年 8 月、205-209 頁【韓国語】。

V. おわりに

本章では、檀君神話および撰者である一然と『三国遺事』、正史とされる『三国史記』と撰進した金富軾について概観した。まず檀君神話の内容について、崔南善が 1927 年に雑誌『啓明』に掲載した「古朝鮮王儉朝鮮」をもとに神話の内容を紹介したうえで、『三国遺事』全体について言えることだが、道教や仏教の影響とされる点を明らかにし、とくに糾弾の対象となった檀君神話にみえる仏教的影响を指摘した論文について解説した。次に『三国遺事』の撰者は一然であるが、追記や注記は一然以外の数名が行っている点、重版が壬申本以降長く作られなかった原因に文禄慶長の役において朝鮮本自体が持ち出されたことにくわえ、印刷技術の流出があった点を指摘した。一然については、「普覺國尊碑銘」の内容を、先行研究の成果で補いながら事歴を明らかにし、高麗の歴史と対照して、一然の生きた時代が一然の生涯に与えた影響を考察した。『三国遺事』における道教や仏教の影響に対して、『三国史記』には儒教的影响がある点、中国への傾倒、新羅第一主義についても、先行研究を引用し指摘した。

以上のことから明らかになるのは、『三国遺事』、『三国史記』のいずれも、それぞれの撰者が生きた時代や、置かれた環境、そこから生まれた思想が大きく影響したという点である。金富軾はその出自から儒教や中国の影響を受け新羅を最重要視した。高麗の武臣として生きていても、自らのアイデンティティは新羅にあった。一方で一然は、金富軾と同じ慶州に本貫があったが、幼くして禅門に入り生涯をその環境で過ごしたことで仏教的思考以外はできなかった。さらに一然の場合、一生の大半において国土が焦土化するほどの動乱が続き、晩年には故国である高麗が事実上蒙古の支配下に置かれるという事態に直面したことで、高麗人としてのアイデンティティを後世に遺したいという渴望があったと考えられる。

では金富軾や一然がこだわった自らの出自に起因するアイデンティティとはどういうものなのだろうか。次章以降ではアイデンティティと国民、国家の関係、および神話がもたらすアイデンティティの確立について確認していくことにする。

第2章 記紀の「一国一神話化」

I. はじめに

本章のタイトルにある「一国一神話化」という言葉は、アントニー・D・スミスがナショナル・アイデンティティの基本的特徴として挙げた「共通の神話と歴史的記憶」⁸⁸から想起した造語である。スミスによれば、近代ネイションが近代以前のエスニック的な絆に起源を求めなければならない理由は、重要なエスニックの祖先がいない場合でさえ、たとえ捏造してでも、歴史と文化を持つ共同体という一貫性のある神話や象徴を創出する必要があるからである⁸⁹。神話と記憶がネイションという概念の必要条件⁹⁰であり、「記憶（たとえ選別されたものであれ）がないかぎり、アイデンティティはありえない。また神話がないかぎり、集合的目的は存在しえない。アイデンティティと目的ないし共通の運命は、ネイション概念そのものに不可欠の要素」⁹¹であり、神話と象徴によって異邦人との差異を明確にし⁹²、ネイションの建設においては「神話－象徴複合体」がネイションの核となる遺産の基礎を形づくる⁹³としている。このようなスミス理論におけるネイション・ビルディングのプロジェクトを、ここでは「一国一神話化」と表現した。

西欧型近代国家の構築をめざした明治政府が、国家の精神的な支柱となる幻想の必要性から、「天皇という古色蒼然たる遺物を掘り出し、その幻想を保証するバイブルの役割」を記紀にもたせた⁹⁴とする三浦祐之の指摘は、ネイションは神話や象徴、記憶なしには形成されないとするスミス理論の日本版具体例といえる。

本章では、スミスの定義に出てくる「神話」・「記憶」・「象徴」をキーワードにして、記紀による「一国一神話化」の実体を明らかにしていく。一点は、明治政府によって進められた記紀による「一国一神話化」の論理の解明だが、もう一点はその淵源がどこにあるかを追究することである。具体的には、神話の役割と明治以前の日本人の「国」概念を整理したうえで、1889年2月に公布された大日本帝国憲法の精神的支柱であり、とくに、第1条と第3条の根拠と指摘される記紀神話による「一国一神話化」の論理と、ほかの神話群に与えた影響を考察する。

⁸⁸ 前掲書、アントニー・D・スミス 1998 年、39 頁。

⁸⁹ 同上書、86-87 頁。

⁹⁰ アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティー歴史社会学的考察一』巢山靖司・高城和義他訳、名古屋大学出版会、1999 年、3 頁。

⁹¹ 同上。

⁹² 同上書、236-237 頁。

⁹³ 同上書、241-242 頁。

⁹⁴ 三浦祐之『古事記を読みなおす』筑摩書房、2010 年、8 頁。

これによって、次章で考察する日韓併合以降に檀君神話がおかれた状況を理解することが可能になる。

II. 神話の役割

まず神話、特に建国神話が国民と国家に果たす役割を考察する前に、序章で取り上げたスミス理論を再確認する。近代ネイションの定義に、「共通の神話と記憶をもつ大衆」⁹⁵を挙げたスミスは、神話と記憶が概念成立の必要条件⁹⁶であるとした。そのうえで記憶とアイデンティティ、神話と集目的目的が不可分の関係にあり、「アイデンティティと目的ないし共通の運命は、ネイション概念そのものに不可欠の要素」⁹⁷と述べた。この理論に基づき、明治期の日本を考察する。

伊藤博文が憲法取調を目的に滞在していた 1882 年のドイツは、記念碑建立に沸き⁹⁸、1873 年の訪問時よりも、ベルリン市内で、あるいは旅先で、より多くの記念碑が伊藤の目に留まったはずである。ドイツ統一を表象するヘルマン⁹⁹やゲルマニア¹⁰⁰などを模した大型の記念碑は、とくに「国民記念碑 (Nationaldenkmal)」と呼ばれるが、政治的・宗教的分断状態が長期化し、国民のアイデンティティ形成に大きな困難を抱えていたドイツにおいて、国民記念碑は「基本的にひとつの祖国ドイツへの帰属感と連帯感の育成を目指して提唱され、制作された」¹⁰¹ものだった。

⁹⁵ 前掲書、アントニー・D・スミス 1999 年、320-321 頁。この文章は、スミスが 1995 年 10 月 24 日に、Warwick University で開催された『THE WARWICK DEBATES ON NATIONALISM』において『Nation and their pasts』と題して行った講演内容 (*Editor's introduction, Nations and nationalism*2(3), Nov.1996, p.357.) を、訳者の巢山靖司がまとめたものである。

⁹⁶ 同上書、3 頁。

⁹⁷ 同上。

⁹⁸ 大原まゆみ『ドイツの国民記念碑 1813 年 - 1913 年—解放戦争からドイツ帝国の終焉まで』東信堂、2003 年、3 頁。「ベルリン市の記念碑総数はドイツ帝国誕生前の 1858 年の時点で 18 点、1888 年 (初代ドイツ皇帝ヴィルヘルム I 世の没年) には約 2 倍の 35 点」と書かれているが、この数字は大型の国民記念碑以外のものも含んだ数字と思われる。

⁹⁹ ヘルマンとは、タキトゥスの『ゲルマニア』に書かれたアルミニウスのドイツ名。神聖ローマ帝国と戦い、ゲルマン人＝ドイツ人を開放した英雄として表象された。

¹⁰⁰ ゲルマニアとは、「元々古代ローマ人がライン東側の住民に対して用いた呼称であったため、近代に至るまでドイツの擬人化アレゴリーとして、フランスにおける「マリアンヌ」の姉妹ともいふべき存在」(鈴木将史「ドイツ近代国民記念碑について (その 2) —「ケルン大聖堂」から「ニーダーヴァルト記念碑」まで」『小樽商科大学人文研究』第 111 輯、2011 年 3 月、107 頁)。

¹⁰¹ 前掲書、大原まゆみ、8 頁。

ヘルマンはタキトゥスの『ゲルマニア』(98 年)に出てくるアルミニウスのドイツ名だが、宗教改革時代に人文主義者ウルリッヒ・フォン・フッテンが再発見したことで、それまでの「種族なき王国」¹⁰²から「近世にいたってドイツ人はようやく古代のゲルマン人を祖先とする出自神話を獲得」¹⁰³する。これ以降、ドイツではドイツ人＝ゲルマン人という概念が定着し、ヘルマンを主人公に文学や演劇、オペラが創作され、教科書にも登場した¹⁰⁴。ドイツ市民層の「積極的・肯定的な帝国愛国主義」¹⁰⁵を形にした記念碑を、ドイツ国内でしばしば目にしたであろう伊藤は、神話の力を痛感したはずである。岩井忠熊は「天皇と臣民は古典から演繹されうるが、議会や司法制度等は欧米から輸入された」¹⁰⁶としたが、明治維新以前の日本人の「国」認識水準を考えると、国民統合や愛国心高揚のために神話を利用するという発想も、ドイツで得た可能性も考えられるのではないだろうか。

III. 日本人の「国」認識

ここでは、神話の役割と日本人の「国」とは何かを整理したうえで、明治維新以前の日本人が、「日本」という国をどの程度認識していたのかを考えたい。江戸時代末期の日本人にとって、「国」とは一体どのようなものだったろうか。橋川文三は「藩国の意識をこえる」ということは、近世日本の思想史上において未曾有の事態」¹⁰⁷としているが、当時の日本人に「国家」や「国民」の意識があったのだろうか。

竹越与三郎は『新日本史』(民友社、1893 年)において、黒船に出会う以前の日本人について、以下のように述べている。

二百年間の封建制度は、日本を分割して、幾百の小国たらしめ、小国をして互ひに藩屏関所を据へて、相猜疑し、相敵視せしめたれば、日本人思の脳中、藩の思想は鉄石の如くに堅けれども、日本国民なる思想は微塵ほども存せず。之が為めに日本全体の利益を取つて、一藩の犠牲とせんとする者少からざりき。士人識者にして已に此の如くなれば、

¹⁰² 佐々木博光「出自神話でみるドイツ史」『人文學報』71 号、1992 年 12 月、103 頁。「種族なき王国」については「言いかえるならば出自を共有するという連帯感のまったくといっていいほど欠如した王国」と説明している。

¹⁰³ 同上、115 頁。

¹⁰⁴ 同上、116-117 頁。

¹⁰⁵ オットー・ダン『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』末川清/姫岡とし子/高橋秀寿訳、名古屋大学出版会、1999 年、127 頁。

¹⁰⁶ 岩井忠熊「明治前期の天皇制思想」『立命館大学人文科学研究紀要』第 13 号、1963 年 3 月、12 頁。

¹⁰⁷ 橋川文三『ナショナリズム—その神話と論理—』ちくま学芸文庫、2015 年、54 頁。

商賈農夫に至つては、殆んど郡の思想あるにすぎず。概して云へば、愛国心なるものは、殆んど芥子粒とも云ふべく、形容すべからざる微小なるものにてありき¹⁰⁸。

このように江戸時代の日本人にとっての国とは、武士であれば「藩」であり、商人や農民であれば令制国よりもさらに下位となる「郡」であり、「愛国心」などないに等しかった。

また 1881 年出版の『民情如何』には、武士が国や主君をどうとらえていたのかということが語られている。

国と云ひしも其区域甚だ狭く日本全国を指すにあらずして僅かに主君の一家に止り其他は仮令ひ同胞の日本人たりとも全く度外に置きて顧みざりしが如し士人始めて相見れば先づ其藩名を問ひ然る後に語る恰も外国人に逢ひたるに似たり故に幕士にして皇室あるを知らず藩士にして幕府あるを知らざりし者少なからずとせざるなり¹⁰⁹

江戸時代の武士は、国家とは「藩」のことだったというだけでなく、幕府や皇室に対する認識も希薄だったことがわかる。そもそも徳川幕府に使える藩主の家臣であった武士たちでさえ、「国」や主君に対する認識がこの程度であったとすれば、一般庶民の認識がそれ以上だったとは考えづらい。これらの文献からは、当時の日本人が「国」と言えば藩もしくは令制国や郡を考え、幕府や皇室を知らない者もいたということが明らかにされているといえる。

しかしながら、天皇のおひざ元である京都では、庶民に対して、大嘗会、新嘗祭、即位儀礼などの告知を行っていたことから¹¹⁰、天皇に対する認識があったといえるだろう。その告知方法は「町触」だったが、実際、明正天皇の「御即位行幸図屏風」¹¹¹には、町触で周知された天皇の即位式を大勢の庶民が身近に観覧している様子が描かれている。上方一円では「御所の諸行事を通じて、御所と庶民との間には連繫が見られた」¹¹²という指摘もある。また「那谷寺通夜物語」には、江戸時代中期の 1712 年 10 月 7 日に、加賀藩の支藩大聖寺藩で発生した「正徳二年の百姓一揆」の際、百姓たちが天皇を「京の王様」と叫んでいた¹¹³ことが記されている。

¹⁰⁸ 竹越与三郎『新日本史』民友社、1893 年、34 頁。

¹⁰⁹ 渡辺修次郎『民情如何』松井忠兵衛、1881 年、28-29 頁。

¹¹⁰ 京都町触研究会『京都町触集成』第 1 巻～第 13 巻、別巻 1～3、岩波書店、1994-2017 年。

¹¹¹ 森田登代子「近世民衆、天皇即位式拝見―遊楽としての即位儀礼見物」『日本研究』第 32 号、国際日本文化研究センター、2006 年 3 月、194-195 頁。

¹¹² 同上、183-184 頁。

¹¹³ 「那谷寺通夜物語」森嘉兵衛、原田伴彦編『日本庶民生活史料集成』第 6 巻、三一書房、1968 年、46 頁。

また幕末期に戯作された「見立ていろはたとへ」では、天皇や朝廷、皇族を批判的に諷刺しているが、当時はそれを「特別に憚る事柄」とはしていなかった¹¹⁴。

以上のことから、距離において近かった上方一円では、遊興や娯楽の一環として天皇に親しんでいたが、自分たちの暮らし向きが好転するならば、幕府でも天皇でも支配者は誰でもよかったのであり、天皇は辛辣な諷刺の対象にもなったということが確認できる。つまり当時の日本人に国民としての自覚や国家意識はなく、天皇も畏敬の念を抱くような存在ではなかった。大日本帝国憲法は、このような人びとに向けて発布された。よって新たに創出された「日本臣民」を一つにまとめるためには、出自神話が不可欠だったといえる。ドイツ人は『ゲルマニア』に英雄ヘルマンと自分たちの出自を発見したが、ばらばらだった日本人が「日本臣民」をまとめ、天皇による統治を可能とするためには、神話の力が必要であり、その役割を担ったのが記紀神話だった。

IV. 記紀のあらまし

『古事記』の序文に書かれた編纂意図は、以下のとおりである。

於是天皇詔之 朕聞 諸家之所賣帝紀及本辞 既違正実 多加虚偽 当今之時不改其失 未經幾年其旨欲滅 斯乃邦家之経緯 王化之鴻基焉 故惟撰録帝紀 討覈旧辞 削偽定實 欲流後葉 時有舍人 姓稗田 名阿礼 年是廿八 為人聰明 度目誦口 拂耳勒心 即 勅語阿礼 令誦習帝皇日繼及先代旧辞 然 運移世異 未行其事矣¹¹⁵

要約すると、「伝えられた帝紀と本辞は事実と異なり虚偽も多く、帝紀を整理記録、旧辞を調査検討したうえで、虚偽を削除し事実を定めて後世に伝えようと思うが、稗田阿礼という優秀な人材がいるので、これに帝皇日繼と先代旧辞を編纂させようとしたのに、未だに完成しない」と書かれている。一方『日本書紀』の天武10年3月には、以下の記述がある。

丙戌 天皇御于大極殿 以詔川嶋皇子 忍壁皇子 廣瀬王 竹田王 桑田王 三野王 大錦下上毛野君三千 小錦中忌部連首 小錦下阿曇連稻敷 難波連大形 大山上中臣連大嶋 大山下平群臣子首 令記定帝紀及上古諸事 大嶋 子首 親執筆以録焉¹¹⁶

¹¹⁴ 奈倉哲三『諷刺眼維新変革—民衆は天皇をどう見ていたか—』校倉書房、2004年、424頁。

¹¹⁵ 太安万侶『古事記』上巻、[国立国会図書館蔵、コマ番号5]。

¹¹⁶ 舍人親王ほか撰『日本書紀』巻19天武下、1599年、[国立国会図書館蔵、コマ番号25]。

要約すると、「天皇が大極殿において、川嶋皇子、忍壁皇子、広瀬王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大嶋、大山下平群臣子首らと呼ばひ、帝紀と上古の諸事を編纂するよう指示し大嶋、子首、親らが作業した」と書かれている。いずれかが偽書ではないかという議論もあるが¹¹⁷、泉谷康夫は修史事業の信憑性を疑いながらも、『古事記』『日本書紀』の基となるものが、「天武天皇の修史事業によって成立した史書であること」は、推定できる¹¹⁸とした。

本章において注目した点は、記紀がそれ以前に書かれた複数の史書をもとに編纂されたものと記紀自体が明記している点である。既に複数の史書が存在していたこと、それらの記述を天皇家の都合に合わせ、取捨選択したものが記紀であった。また泉谷は、津田左右吉によって明らかにされている後代の政治思想による潤色だけでなく、古来の信仰の記述が仏教思想によって消されたとして、宗教思想による潤色¹¹⁹も記紀では行われていたと指摘している。これに従えば、植民地朝鮮の日本人研究者らの「仏僧による歪曲」という檀君神話批判は、そのまま記紀神話にも当てはまる。

さらに前述した直木は、神話学者松村武雄を引用して、記紀神話を「わが国民の神話ではなく、特定の家門＝天皇家だけがもっていた神話を、天皇中心の立場からさらに発展させたものだ」¹²⁰と述べたが、これは朝鮮王朝が檀君神話を「国家統治の手段に利用」¹²¹したとする日本人研究者らの批判と何ら変わるところがない。

先行研究の指摘を整理すると、記紀が既存の史書を天皇家の都合に合わせて編纂していたこと、編纂当時の政治思想や宗教思想によって潤色されていたものだったということが確認できる。つまり直木がいうように、記紀とは「特定の家門＝天皇家だけがもっていた神話」であって、日本人すべてが共有していた神話ではなかったということができる。

さらに記紀が政治思想や宗教思想によって潤色されたものならば、植民地朝鮮において展開された日本人研究者による檀君神話批判の要諦と全く同じことになるというアイロニカルな事実が顕在化してくる。これは取りも直さず、記紀神話と檀君神話の共通性が顕在化したことを意味する。

¹¹⁷ 古事記偽書説については、西條勉『古事記の文字法』笠間書院、1998年）が詳しい。

¹¹⁸ 泉谷康夫『記紀神話伝承の研究』吉川弘文館、2003年、1-2頁。

¹¹⁹ 同上書、3頁。

¹²⁰ 前掲書、直木孝次郎、22頁。

¹²¹ 前掲、小田省吾、1926年、40頁。

V. 大日本帝国憲法のなかの記紀

では、天皇家だけがもっていた神話、いわゆる私家本だった記紀は、大日本帝国憲法の中で、いかに国民の神話へと生まれ変わったのだろうか。ここでは、1889 年 2 月に公布された大日本帝国憲法の精神的支柱となった記紀神話を確認し、明治政府による「一国一神話化」の過程を検討する。さらに「一国一神話化」が、ほかの神話に与えた影響についても考察したい。

第 1 条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第 2 条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第 3 条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

この第 1 条から第 3 条について、伊藤博文の解説を確認していく。まず第 1 条については、以下のとおりである。

恭テ按スルニ神祖開国以来時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ本条首メニ立国ノ大義ヲ掲ケ我カ日本帝国ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ古今永遠ニ亘リーアリテ二ナク常アリテ変ナキコトヲ示シ以テ君民ノ関係ヲ万世ニ昭カニス統治ハ大位ニ居リ大権ヲ統ヘテ国土及臣民ヲ治ムルナリ古典ニ天祖ノ勅ヲ挙ケテ瑞穂国是吾子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉（注 1）ト云ヘリ又神祖ヲ称ヘタマツリテ始御国天皇ト謂ヘリ日本武尊ノ言ニ吾者纏向ノ日代宮ニ坐ツテ大八島国知ロシメス大帯日子淤斯呂和氣天皇ノ御子トアリ（注 2）文武天皇即位ノ詔ニ天皇カ御子ノアレマサム弥継ニ大八島国知ラサム次トノタマヒ又天下ヲ調ヘタマヒ平ケタマヒ公民ヲ恵ミタマヒ撫テタマハムトノタマヘリ（注 3）世々ノ天皇皆此ノ義ヲ以テ傳国ノ大訓トシタマハサルハナク其ノ後御大八洲天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ例式トハナサレリ所謂「シラス」トハ即チ統治ノ義ニ外ナラス蓋祖宗其ノ天職ヲ重シ君主ノ徳ハ八洲臣民ヲ統治スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ私事ニ非サルコトヲ示サレタリ（注 4）此レ乃憲法ノ拠テ以テ其ノ基礎ト為ス所ナリ¹²²

下線で示した注 1 から注 4 までは、記紀、および『続日本紀』が原典である。注 1 は、『日本書紀』の神代に書かれた「因勅皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂国是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣宝祚之隆当与天壤無窮者矣」¹²³を引用している。注 2 は、『古事記』の「吾者坐纏

¹²² 伊藤博文『帝国憲法義解・皇室典範義解』、国家学会、1889 年、2-3 頁。

¹²³ 舍人親王ほか撰『日本書紀』巻 2 神代下、1599 年、[国立国会図書館蔵、コマ番号 11]。

向之日代宮、所知大八嶋國、大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子、名倭男具那王者也」¹²⁴から、注 3 は、『続日本紀』の「天皇御子之阿礼座弥繼繼大八嶋国知次（中略）此乃食国天下調賜平賜公民恵賜撫賜」¹²⁵からである。注 4 の「シラス」については、『古事記』の葦原中国平定に書かれた国譲りの「汝之宇志波祁流（此五字以音）葦原中国者我御子之所知国言依賜」¹²⁶からだが、井上毅はこの「所知（シラス）」と「宇志波祁流（ウシハケル→ウシハク）」の違いを、以下のように述べた。

大国主神には、汝がうしはけると宣ひ、御子の為には、しらすと宣ひた言は、此の二ツの言葉の間に雲泥水火の意味の違つたことがあるに相違ない、うしはくといふ言葉は、本居氏の解釈に従つて、今の言葉に直して、領するといふことであつて、即、欧羅巴人の「ワッキューパイド」と称へ、支那人の富有庵有と称へたる意義と見える、此のうしはくと称へるたるは、一の土豪の所作であつて、土地人民を勝手に我が私有財産に取入れ居つた所の、大国主命のしわざを書いたものである、正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ所の大御業は、うしはくではない、是をしらすと称へられた、（中略）御国の御先祖伝来の御家宝は、国を知らすといふ言葉に存在して居といふことを考へなければならぬ、此の国を知り、国を知らすといふことは、各国に例のないことで、各国に比較を取る見合せにする言葉がない、今、国を知る、国を知るらすといふことを本語の儘に支那人、西洋の人に聞せたならば、支那人、西洋の人々は、国を知り国を知らすといふことの意図が、初より其の脳髓の中に存しないのである¹²⁷

井上の説明により、明治政府が天皇制を領有ではなく、統治（「シラス」）と考えていたことがわかる。

第 2 条については、「皇位ノ継承ハ祖宗以来既ニ明訓アリ以テ皇子孫に伝ヘ万世易フルコト無シ」¹²⁸と述べているが、これは『古事記』にある「詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命今平訖葦原中国之白故隨言依賜降坐而知者（中略）生子天火明命次日子番能邇邇芸命二柱也是以隨白之科詔日子番能邇邇芸命此豐葦原水穗国者汝將知国言依賜故隨命以可天降」¹²⁹のことであり、天照大神が正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に譲ろうとしたものを、その子供である日子番能邇邇芸命へと皇孫継承したことを指摘している。

¹²⁴ 太安万侶『古事記』、1682 年、[国立国会図書館蔵、コマ番号 91]。

¹²⁵ 藤原継縄『続日本紀』、1657 年、[国立国会図書館蔵、コマ番号 7]。

¹²⁶ 前掲書、『古事記』、[国立国会図書館蔵、コマ番号 45]。

¹²⁷ 井上毅「古言」国学院編『国文論叢』、大日本図書、1903 年、437-438 頁。

¹²⁸ 前掲書、伊藤博文、4 頁。

¹²⁹ 前掲書、太安万侶、[コマ番号 48]。

第3条の「神聖」については、「天地剖判シテ神聖位ヲ正ス」とし、これは『古事記』が根拠と解説している¹³⁰。しかしこれは、『日本書紀』の「古天地未剖陰陽不分渾沌如鶏子溟滓而含牙及其清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地精妙之合搏易重濁之凝竭難故天先成而地後定然後神聖生其中焉」¹³¹に依拠していると思われる。「侵スヘカラス」は記紀が根拠ではない。これはヨーロッパの立憲君主制においては通例であった「君主無答責」を表す。伊藤が憲法取調のために訪れたドイツでは、「国王の一身は不可侵である」（1850年、プロイセン憲法第43条）としていた。バイエルン憲法（1818年）第2章第1節では、「国王の一身は神聖にして不可侵である」とされ、ヴェルテンベルク憲法（1819年）第2章第4節についても同様である¹³²。「侵スヘカラス」とは、プロイセンの憲法だけでなく、「南ドイツ各邦における初期立憲主義憲法から多くの規定を受容している」¹³³ことが明らかである。

以上のことから、大日本帝国憲法における第1条から第3条は、にわかに日本臣民となった日本人が、天皇制の必然性に疑問の余地がないよう、わかりやすく記紀に典拠を置き、ドイツの憲法に依拠した部分も、記紀による説明が可能のように周到に計算されたものだといえる。万世一系の天皇支配を肯定した記紀は、明治政府にとって都合がいい建国神話だったのであり、だからこそ公式に認めた唯一の国家神話となったといえる。しかしこの記紀の「一国一神話化」は、日本各地に散在した神話や伝説が抹殺される要因となった¹³⁴。

VI. 抹殺された神話群

記紀自体に書かれているとおり、記紀とは既に存在し巷間に広まっていた多くの神話を取り込み、改作し、抹殺して作られたものだった。しかし明治期以前には、かつて記紀に利用されて残ったものや、無視されたり、気づかれなかったりした神話群が日本各地に存在した。少なくとも大日本帝国憲法の精神的支柱として記紀が採用されるまでは、日本神話＝記紀とはなっていなかったはずである。

水野祐は、記紀自体が合目的的に選択されたものであり、合目的とは「忠君愛国の至情を根強くうえつけさせることであり、それをもっとも強力に説明する方途として、神話とその役割を演じさせられた、（中略）目的にふさわしくない内容の、神話や伝説は、それが神話や伝説

¹³⁰ 前掲書、伊藤博文、4頁。

¹³¹ 舎人親王ほか撰『日本書紀』巻1神代上、1599年、[国立国会図書館蔵、コマ番号1]。

¹³² 齋藤康輝「明治憲法とドイツ各邦憲法—日本におけるプロイセン憲法およびドイツ系諸憲法の継受」『東洋法学』第61巻第3号、2018年3月、170頁。

¹³³ 同上、171-172頁。

¹³⁴ 水野祐『日本神話教育論』帝国地方行政学会、1971年、9頁。

ではあっても、いわゆる神話教育の場からは抹殺されてしまう」¹³⁵こととした。抹殺された神話群については、上田正昭が「記紀神話の世界が、日本神話のすべてを網羅したものであるかのように考えるわけにはいかない」¹³⁶と指摘し、瀧音能之も「日本神話は記紀神話がすべてではない」¹³⁷と述べている。当然のことながら、記紀による「一国一神話化」にあつては、上田や瀧音の指摘どおり、記紀以外の神話が抹殺されたであろうことは想像に難くない。岡本雅享は抹殺された神話群を具体的に挙げている。

アイヌ民族には創造神コタンカラカムイの創世神話や人創りの神話がある。沖縄の場合は、琉球神道記（1608 年）や中山世鑑（1650 年）が記す沖縄本島のアマミキヨや、宮古島旧記（1748 年）が記す宮古島のコイツヌの島づくりの神話など、いくつもの島々に、島ごとの創世神話や島立ての伝承（多良間島のブナジェ神話など）がある。そして出雲にもオミツヌ神が「国引き」によって造った国という独自の創世（建国）神話がある（出雲国風土記）。（中略）この独自の創世神話によって、出雲国は現在の日本国の中で、沖縄や北海道と同様、イザナギ・イザナミが作った国ではない¹³⁸。

戦後に岡本らが指摘した記紀以外の神話群を、戦前ではどのようにとらえられていたのだろうか。松村武雄は『国史と神話』（東洋図書、1940 年）において、記紀を「我が国の神話」¹³⁹としたうえで、日本神話の特色は「国家・皇室を眼目とする中心を確立し、一切のものをこれに統合帰一させようとした日本民族の理念の表現」¹⁴⁰だと述べていることから、戦後の研究者らが言及した神話群が、1940 年頃には完全に日本神話から抹殺されたと推察できる。

ところで松村は、1929 年の『神話学論考』（同文館、1929 年）において、興味深い指摘を行っていた。記紀成立時点において、記紀以外の「神話の淪滅」¹⁴¹が行われ、「先住民族は、恐らく幾多の自己神話を歪曲せられ、若くは喪失せられてゐる」¹⁴²とする見解である。

天孫系民族は、その集団的差別傾向及び構成本能によつて、劣敗者の神話を、或はそのまに採択し、或は改変して吸収し、或はまた全く棄てて顧みなかつたであらう。かう

¹³⁵ 同上。

¹³⁶ 上田正昭『日本史』岩波新書、1970 年、79 頁。

¹³⁷ 瀧音能之『「出雲」からたどる古代日本の謎』青春新書インテリジェンス、2003 年、23 頁。

¹³⁸ 岡本雅享『民族の創出—まつろわぬ人々、隠された多様性』岩波書店、2014 年、178—179 頁。

¹³⁹ 松村武雄『国史と神話』東洋図書、1940 年、50 頁。

¹⁴⁰ 同上、98 頁。

¹⁴¹ 松村武雄『神話学論考』同文館、1929 年、276 頁。

¹⁴² 同上、277 頁。

なると、他の民族がいかにか自己神話の保存に努めても、それは彼等自身の勢力の衰退と共に、いつしか淪滅せざるを得ない。かくして蝦夷、隼人、国栖が抱いてゐた神話が、大きな量に於て、永久に我等に知られなくなつたであらう。出雲系の神建御名方神は、建御雷神に迫はれて、信濃の諏訪に逃げ込んだとあるが、実は出雲系民族の信州への積極的進出であつたらしい。それが伝らぬのは、之に関した出雲系民族の神話が失はれたからであると思ふ。彦火々出見尊と火闌降命との争鬭の神話にあつても、前者が後者に勝を得たとなつてゐるが、それは前者が属する民族が、史實的に建国の大業を成就したからであるかも知れぬので、後者の属する先住民族の神話が、これに一致するか否かは、大きな疑問でなくてはならぬ。いな前者が後者と争つて一時おのが国土を去ることを余儀なくせられたことは、現存の神話が語る処と反対な事実を示唆するかも知れぬ。かうした点から見て、先住民族は、恐らく幾多の自己神話を歪曲せられ、若くは喪失せしめられてゐるらしい。実に遺憾なことではあるが、奈何ともしがたい文化史的現象でなくてはならぬ¹⁴³。

松村によると、鬭争の勝者である天孫系民族の「集团的差別傾向及び構成本能」によって、劣敗者の神話をそのまま取り込んだり、改変して吸収したり、抹殺するかして記紀神話を成立させたことで、蝦夷、隼人、国栖の神話の多くが失われ、出雲神話も一部を失つたということである。記紀による「一国一神話化」の徹底によって、天皇の神格化が進行するなかでのこの指摘は、ずいぶん踏み込んだ内容といえる。

三品彰英¹⁴⁴は出雲神話の「記紀」化が行われた¹⁴⁵と指摘したが、一方で記紀による取捨選択が、あくまで記紀側の都合によるものだったことも指摘している。

「記紀」の神話がまとめられるにあたって、出雲の伝承を公正に、また興味あるものをすべて採択したのではない。たとえば風土記の中でも最も傑作で興味の深い、ヤツカミヅオミツノノミコトの国引き伝説には一瞥すら与えていない。おそらくこの出雲国の造成を語る伝承のごときは、ヤマト朝廷の関心するところではなく、自ら体系づけている天地開闢や全日本を国生みする神話で充分であつた。あるいは出雲の国引き伝説のごとき区々たるものは、むしろ「記紀」の体系を乱すものと考えられたのではなかろうか¹⁴⁶。

¹⁴³ 同上、276－277 頁。

¹⁴⁴ 三品章英（1902-1971）は、歴史学者、神話学者。

¹⁴⁵ 三品彰英『日本神話論』1970 年、60 頁。

¹⁴⁶ 同上、83 頁。

以上のことから見えてくるのは、「一国一神話化」が、明治政府によって初めて始められたことではなく、記紀成立時点においてすでに「一国一神話化」は行われていた。三品はそれを「記紀」化と称している。つまり、「一国一神話化」によって、記紀以外の生き残った神話は日本神話から周縁化されたということである。そして抹殺された神話群のうち、いくばくかのものは、おそらく室町時代以降、武家政権が続いていったことにより、各地方において再び息を吹き返したのではないだろうか。しかし地方で生き返った神話群は、明治政府による「一国一神話化」によって、再度抹殺され埋もれていった。記紀以外の神話群は、二度にわたり周縁化し、「淪滅」したといえる。

VII. おわりに

本章では、「一国一神話化」を論理的に説明するため、記紀においては具体的にどのようなことがあったのかを念頭に置き検討をすすめた。

論じてきたことをまとめれば、以下のとおりである。

第一に、神話が果たす役割については、伊藤博文がドイツ滞在で体感した神話の力が影響したのではないかと考えた。具体的には、長く「種族なき王国」だったドイツが、タキトゥスの『ゲルマニア』（98 年）の発見によって、自らがゲルマン人であるという出自神話を得たことで、当時国民統合や愛国心高揚のための「国民記念碑」建立に沸いていたからである。神話を利用して国民統合するという発想は、この時得られたのではないか。

第二に、江戸時代末期の日本人には国民としての自覚や国家意識はなく、天皇も畏敬の念を抱くような存在ではなかった。具体的には、武士階級であれば「藩」、商人や農民であれば令制国よりもさらに下位となる「郡」が国家的な組織であり、愛国心といえるようなものは持ちえなかったといえる。

第三に、大日本帝国憲法に大きな影響を与えた記紀とは、既存の史書を天皇家の都合に合わせて編纂し、編纂当時の政治思想や宗教思想によって潤色されていたものだったことが明らかになった。記紀とは「特定の家門＝天皇家だけがもっていた神話」だったのである。

第四に、大日本帝国憲法の中で、記紀がどのように使われているのかということを、第1条から第3条の条文から具体例を示した。その結果、にわかに日本臣民となった日本人が、天皇制の必然性に疑問の余地がないように記紀に典拠を置いたこと、ドイツの憲法に依拠した部分があるにもかかわらず、これについても記紀による説明が可能な周到に計算されたものだということがわかった。

第五に、その一方で記紀によって抹殺された多くの神話群があることも明らかになった。これらについては、戦後の研究成果によって知ることができるが、戦前においても多くの神話が

記紀成立時に淪滅、もしくは記紀の内容に飲み込まれていたことが指摘されていたことが明らかになった。

また記紀が宗教思想によって潤色されたという先行研究の指摘からは、植民地朝鮮における日本人研究者の檀君神話批判の要諦と全く同じというアイロニカルな事実が浮かび上がってきた。記紀神話と檀君神話の共通性が浮かび上がったといえる。

第3章 檀君神話の所在

I. はじめに

統監府から総督府へと続く日本統治下において、朝鮮ではその建国神とされる檀君が歴史学的なイシューとなった。韓国ではこの時期に起きた「歴史戦争」中、もっとも熾烈な論戦だったという見解を示している¹⁴⁷。この「檀君論争」では、朝鮮の建国神話（以下、檀君神話）をめぐり、日本と朝鮮の研究者らは肯定派と否定派に分かれて持論を展開するが、否定派の多くは日本人研究者であり、正史と認めた『三国史記』（1145 年）に記載がないこと、檀君を確認できる史料が13世紀の仏僧による『三国遺事』（1281 年）しかないこと¹⁴⁸などを、否定の論拠としていた。日本における戦後の研究では、第一に、当時檀君が「民族主義的なトーンで語られることが多くなっていた」¹⁴⁹こと、第二に、国史自体が神話から始まっているため、「檀君神話の否定は、記紀神話の否定につながる」¹⁵⁰こと、この二点を警戒した日本人研究者らが、正史を用いた編年史料の編纂という文献史学の立場から反論したという指摘がなされた¹⁵¹。一方韓国には、「朝鮮半島の支配権確保という政治的イデオロギーによるもの」¹⁵²という分析がある。いずれにしろ檀君批判を繰り広げた日本人研究者らを、韓国では「植民史観」、日本でも「植民地主義」と批判した。

しかしながら、併合直前となる1910年7月8日の閣議決定において、すでに「朝鮮人ノ国法上ノ地位」を「日本臣民」とし¹⁵³、併合によって朝鮮の統治権が完全かつ永久に天皇へと移った状態だったこと¹⁵⁴を考えると、朝鮮総督府は植民地朝鮮を内地同様「一国一神話化」することに疑問を持たなかったのではないかと、というのが本章の問いである。

¹⁴⁷ 李英華「日帝時期檀君研究をめぐる韓日間の攻防」『韓国史学史学報』vol22、韓国史学史学会、2010年12月、141頁【韓国語】。

¹⁴⁸ 小田省吾「謂ゆる檀君伝説に就て」『文教の朝鮮』、朝鮮教育会、1926年2月号、34-35頁。

¹⁴⁹ 永島広紀『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』ゆまに書房、2011年、160頁。

¹⁵⁰ 川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』講談社、1996年、27頁。

¹⁵¹ 同上。ほかに永島広紀も『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』（161頁）において指摘している。。

¹⁵² 前掲、李英華、173頁。

¹⁵³ 「韓国併合ノ際ニ於ケル処理方案」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03023679900、公文別録・韓国併合ニ関スル書類・明治四十二年～明治四十三年・第一巻・明治四十二年～明治四十三年（国立公文書館）。

¹⁵⁴ 「韓国併合ニ関スル条約」（1910年8月22日調印）の第1条に「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国天皇陛下ニ譲与ス」と書かれている。

本章では、前章で明らかになった、大日本帝国憲法の精神的支柱となった記紀¹⁵⁵による「一
国一神話化」が、植民地朝鮮に及ぼした衝撃を明らかにする。そのうえで従来の「植民史観」
や「植民地主義」という視点では見えてこない、「一国一神話化」という国民国家と建国神話
の不可分性に注目し、朝鮮と日本の建国神話の位相を考察する。

檀君神話に関する日本の研究では、朝鮮史編纂事業やそこでの「檀君論争」が中心となっ
てきた¹⁵⁶。韓国での研究は多岐にわたるが¹⁵⁷、時代を植民地期に限定すれば、管見では日本の研
究と大差がない。「朝鮮史」への言及では、歴史教育の視座から朝鮮史の変遷を詳細に論じて
いるもの¹⁵⁸や、日本人による檀君論を江戸時代まで遡り考察したもの¹⁵⁹もある。しかし国民国
家と建国神話の関係性から、日本と朝鮮の建国神話の関係性について考察したものはない。こ
こでの考察によって、先行研究の補完となる、記紀と檀君神話の関係についての新たな視座を
提示したい。

II. 檀君神話の再発見

朝鮮の建国神とされる檀君については、13 世紀末に仏僧一然（1206～1289 年）によって書
かれた『三国遺事』のみが実記と認められている。植民地期の朝鮮史編纂事業において、正史
と認められた『三国史記』には檀君に関する記事がない。

第 1 章において、『三国遺事』に書かれた檀君神話の記事は全文を解説したため、本章では、
議論を進めやすいように、あらましを紹介する。「昔、桓因という天帝の庶子に桓雄がいた。
3000 人の配下を率いた桓雄は、太伯山上の神壇樹下に降臨、そこを神市とし、桓雄天王とな
った。桓雄は人間に化身した熊女と結婚、檀君が生まれる。檀君は唐の堯帝の即位後 50 年目

¹⁵⁵ 本稿では『古事記』と『日本書紀』を略称することとして、必要がない限りは両書を併記
しない。

¹⁵⁶ 朝鮮史編纂事業と「檀君論争」を取り上げた主な著作には、永島広紀『戦時期朝鮮におけ
る「新体制」と京城帝国大学』（ゆまに書房、2011 年）、野崎允彦『朝鮮の物語』（大修館
書店、1998 年）、川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』（講談社、1996 年）などがある。

¹⁵⁷ 李基白編『増補版檀君神話論集』（セムン社、1990 年、【韓国語】）を見ると、解放後に書
かれた論文では金載元「武氏祠石室画像石にみる檀君神話」（美術史）、李丙燾「檀君説話
の解釈」（韓国史）、李基白「檀君神話の問題点」（古代史）、黄汎江「檀君神話の一研究」
（文学）、李楠永「檀君神話と韓国人の思惟」（哲学）など、多様な角度から檀君をとらえ
ようとしていることがわかる。

¹⁵⁸ 権五鉉「朝鮮総督府下における歴史教育内容史研究—国民意識形成の論理を中心に—」広
島大学博士論文、1999 年、國分麻里『植民地期朝鮮の歴史教育—「朝鮮事歴」の教授をめぐ
って—』新幹社、2010 年。

¹⁵⁹ 桜沢亜伊「日本人の檀君論」『東アジア 歴史と文化』第 20 号、新潟大学東アジア学会、
2011 年 3 月。

の庚寅（紀元前 2333 年）に、平壤を都として朝鮮を建国した。さらに白岳山の阿斯達に遷都し、1500 年治めた。周の武王が即位した己卯（紀元前 1130 年代頃）に、箕子が朝鮮を封じると、檀君は隠棲し山神となった。寿命は 1908 歳であった」¹⁶⁰。

天孫降臨や統治期間、死亡年齢など、荒唐無稽な内容という点において、記紀と遜色ない檀君神話だったが、記紀がその価値を天皇家で担保したのに対して、檀君には強力な担保がなかった。高雲基は『三国遺事』が、「幾度かにわたり刊行されたように思われる微かな痕跡は残るが、1512 年朝鮮朝の中宗の時（中国の正徳年間壬申年）に最後に刊行されて以来、何ら消息を伝えない。（中略）忘れられ、さらに非常に限定的に読まれた本」¹⁶¹だとしている。こうなった原因については、「朝鮮朝儒者の排他性が強く作用した結果」¹⁶²であり、「著者が僧侶であるゆえに、内容も仏教一色だとみなされて、朝鮮の儒者たちからは忌避される本」¹⁶³となったと述べた。朝鮮においては長く不遇だった『三国遺事』だが、朝鮮最後の印刷とされる壬申本以来、392 年ぶり¹⁶⁴となる 1904 年に、東京帝国大学文科大学史誌叢書が出版し、1926 年には京都帝国大学文学部叢書が今西龍所蔵の順庵手沢本を影印出版する。一方植民地朝鮮では、1927 年に崔南善（1890—1957）が京大本と朝鮮光文会所蔵本を底本として、自身が主宰する雑誌『啓明』に発表した。東大本を底本としなかった理由は、解題において嘆いているとおり、間違いの多さが原因だろう¹⁶⁵。

徳川光圀の命によって刊行された『東国通鑑』¹⁶⁶の序文では、林鷲峯が檀君を朝鮮の祖としながらも、素戔嗚尊を三韓の一祖として、日本と朝鮮を同一視した¹⁶⁷。この点について桜沢亜衣は江戸時代の檀君論は「記紀との比較という視点」に立っている¹⁶⁸と指摘している。江戸時代に書かれた『衝口発』（藤貞幹、1781 年）と『鉗狂人』（本居宣長、1785 年）における「ス

¹⁶⁰ 原文は、一然『三国遺事』（底本は末松保和『三国遺事』学習院東洋文化研究所、1964 年、32—33 頁）。

¹⁶¹ 高雲基「徳川家蔵書目録に現れた『三国遺事』伝承」（金孝珍訳）『「三国遺事」の新たな地平—韓国古代文学の現在』勉誠出版、2013 年、133 頁。

¹⁶² 高雲基「徳川本『三国遺事』の行方—尾張徳川家目録をめぐって」『文化継承学論集』第 4 号、明治大学大学院文学研究科、2008 年 3 月、33 頁。

¹⁶³ 同上。

¹⁶⁴ 同上。

¹⁶⁵ 崔南善「三国遺事解題」『啓明』第 18 号、啓明倶楽部、1927 年 3 月、44 頁【韓国語】。

¹⁶⁶ 徐居正らによって、1484 年に完成した朝鮮朝の歴史書である。

¹⁶⁷ 『東国通鑑』巻 1、出雲寺松柏堂、檀君[国立国会図書館蔵、コマ番号 1]、素戔嗚尊[国立国会図書館蔵、コマ番号 6]。

¹⁶⁸ 前掲、桜沢亜衣、2011 年 3 月、23—24 頁。

サノヲ」をめぐる応酬¹⁶⁹や、『閑田耕筆』¹⁷⁰（伴蒿蹊、1801 年）では、檀君を「スサノヲ」と同一視した。薩摩藩の『三国名勝図会』（1843 年）では、苗代川（現、東市来町美山）にある「玉山廟」の祭神檀君について、『東国通鑑』を引用して説明している¹⁷¹。

以上のように、日本では『東国通鑑』が朝鮮通信使、あるいは文禄・慶長の役によってもたらされたことで、江戸時代から檀君を朝鮮の祖としての檀君を認識し、記紀と檀君を結びつけた檀君＝「スサノヲ」説も現れている。しかし朝鮮では、唯一檀君を記載した歴史書である『三国遺事』が、1512 年の出版以降、1927 年に崔善南が雑誌で発表するまで 400 年以上忘れられたことにより、檀君は祭祀や土着的信仰として存在した¹⁷²。

III. 林羅山の檀君認識

前節で述べたとおり、1667 年に徳川光圀が『東国通鑑』¹⁷³を刊行したことをきっかけに、朝鮮の始祖檀君が江戸時代の巷間に流布した。その序章は、林羅山¹⁷⁴の三男鷲峰による。

余レ少カリシ時キ曾テ此ノ書ノ我カ国ニ伝ヘ存スルコトヲ聞ク 而モ未タ目ニ触レス
故ニ癸未ノ歳諸ヲ朝鮮ノ朴進士ニ問フ 答ヘテ曰ク 今ハ亡タリ矣 蓋シ壬辰ノ之乱ニ
於滅タル乎 余レ之レカ爲メニ悵然タリ 頃歳水戸ノ三品参議君偶東国通鑑ヲ求メ得タ
リ 想フニ夫レ壬辰之役載セ来ル所之遺編偶存スル乎¹⁷⁵

¹⁶⁹ 藤貞幹が「素戔雄尊ハ辰韓ノ主也（中略）則新羅ノ君長タルヲ明白ナリ」（藤貞幹『衝口発』、1781 年、[国立国会図書館蔵、コマ番号 3]）と書いたのに対して、本居宣長は「新羅は弁韓にして辰韓に非ると、上件のごとくなれば、須佐之男命辰韓には縁なし」（本居宣長『鉗狂人』、1785 年、『本居宣長全集』第 5 巻、吉川弘文館、1926 年、523 頁）と反論した。

¹⁷⁰ 伴蒿蹊『閑田耕筆』、1801 年（『日本随筆大成』第 18 巻、吉川弘文館、1994 年、172 頁）。「朝鮮国初の主を檀君といふ。これ素戔烏尊にておはしますと、対馬にての話なりとなん。其素尊の朝鮮へ渡り給ひしといへる所、対馬の西北にて飛前と名号。又神功皇后、朝鮮を帰化せしめて、対馬より九州へ帰船まします所も、飛前といふ。これは国の南なりとぞ。（私按、素尊一旦新羅へ渡たまひしといふことは、神代紀中一書の説に見えたり）」。

¹⁷¹ 五代秀堯、橋口兼柄編『三国名勝図会』巻之 8、1905 年、[国立国会図書館蔵、コマ番号 40-41]。

¹⁷² 佐々充昭「朝鮮時代における疫病流行と黄海道九月山三聖祠における檀君祭祀」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 39 巻第 3 号、桃山学院大学総合研究所、2014 年 3 月、246-250 頁。

¹⁷³ 『東国通鑑』出雲寺松柏堂、1667 年。原本は 1484 年に、李氏朝鮮の文臣である徐居正らが完成させた外紀 1 巻、本文 56 巻に檀君から高麗末までの歴史書である。

¹⁷⁴ 林羅山（1583-1657）は、江戸時代初期の朱子学者、儒学者である。三男鷲峰（1618-1680）も父同様、朱子学者、儒学者である。

¹⁷⁵ 林叟（鷲峰）「新刊東国通鑑序」『東国通鑑』、京都出雲寺松柏堂蔵版、1667 年、3 頁。

要約すると、① 林鷺峰は若い時に『東国通鑑』が日本にあると聞いていたが、実際には一度も見たことがない、② 1643（寛永 20）年第 5 回朝鮮通信使の一人である朴安期製述官に『東国通鑑』について質問したところ、現在朝鮮にはなく、恐らく文禄慶長の役においてなくなったと答えた、③ この頃光圀が、文禄慶長の役に際して日本へ持ち込まれた『東国通鑑』の一部を偶然入手したとある。

①については、文禄慶長の役は、豊臣秀吉の死によって 1598 年に終結していることから、鷺峰が生まれた 1618 年には間違いなく『東国通鑑』は日本にあったはずである。②については第 1 章でも論じたように、朝鮮においては印刷もままなくなるほど日本人による篡奪は激しかった。③光圀は落丁がない『東国通鑑』を手に入れたのではない。欠落した部分があったということは、日本へと持ち込まれてから 70 年足らずの間に散逸させてしまったか、あるいは書籍の価値もわからずに篡奪したのか、いずれにしても粗末な扱いを受けた『東国通鑑』を入手したことになる。

日本人が篡奪したいいわゆる朝鮮本は、その一部が徳川家康によって収集されている。名古屋市蓬左文庫によると、元和年間（1615～25）に蓬左文庫が創設された時、その基礎となったのは、晩年に家康が駿河（静岡）で営んだ駿河文庫の書物のうち、遺書として尾張家に分譲された「駿河御譲本」3000 冊であるが、蔵書のほとんどは漢籍で、かつその大半は、16 世紀に朝鮮で刊行された朝鮮本であったと予測されること、13 世紀に中国から活字印刷の技術を輸入した朝鮮では印刷術が発達し、1403 年に王立鑄字所を設立、王室が後援して、中国の古典を中心に世界でも最高水準の金属活字印刷による書物が刊行されたが、これらの朝鮮本が朝鮮出兵（1592～98）の戦利品として武将たちによって大量に日本に持ち込まれ、家康のもとにも収集されることとなった¹⁷⁶としている。なお蓬左文庫には『東国通鑑』はない。駿河御譲本は、水戸徳川家、紀伊徳川家にも分譲されたが、光圀が外部から『東国通鑑』を入手したことを考えると水戸徳川家にはなく、紀伊徳川家の蔵書は第二次世界大戦で焼失したため確認することができない。以上のことから『東国通鑑』は駿河文庫にはなかった可能性がある。

文禄慶長の役終息後となる 1598 年以降、日本に持ち込まれたと思われる朝鮮本のうち、檀君について記述している書籍は以下のとおりである。

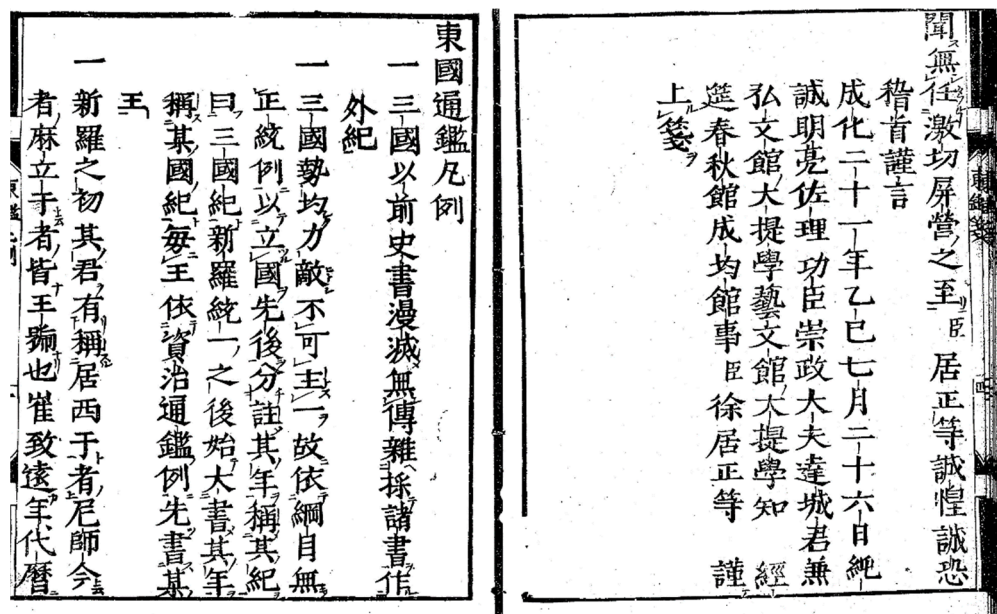
- ① 一然『三国遺事』全 5 巻（1280 年代）1512 年正徳本
- ② 朴祥『東国史略』全 6 巻¹⁷⁷（1522 年）甲辰字本
- ③ 徐居正等『東国通鑑』外紀 1 巻、本文 56 巻（1485 年）

¹⁷⁶ 名古屋市蓬左文庫「尾張藩御文庫と中国・朝鮮の文化」『蓬左』第 48 号、1992 年 10 月、2 頁。

¹⁷⁷ 『東国史略』は版によって巻数が異なるが、本論文で参照した京都大学本は全 6 巻である。

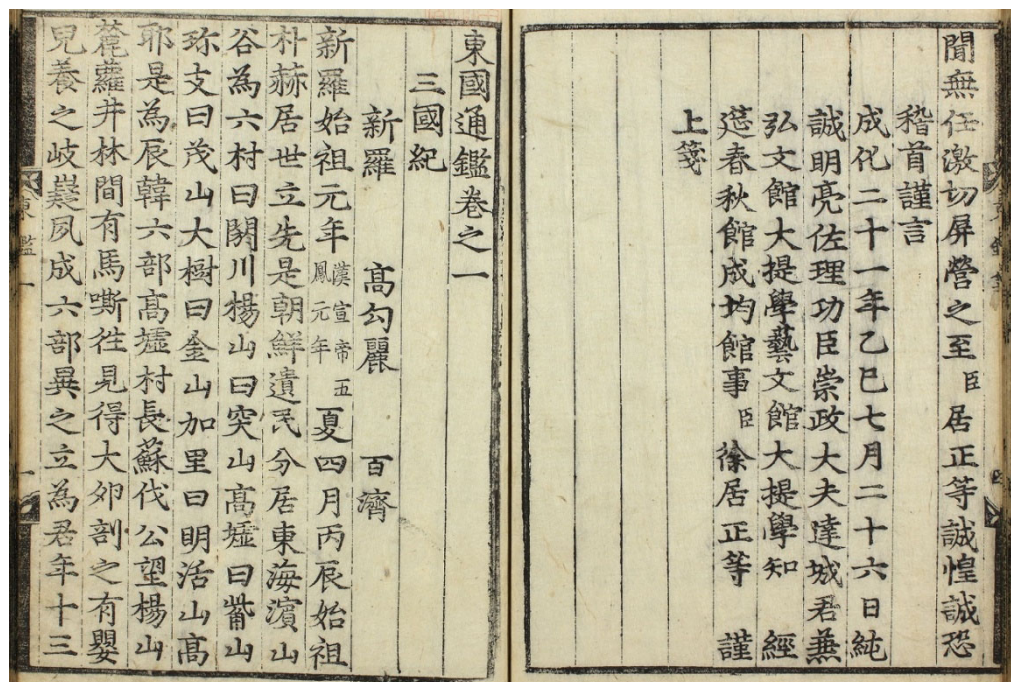
①は蓬左文庫が所蔵し、②は京都大学に、③は光圀版『東国通鑑』の版本となる朝鮮本が不明である。早稲田大学が所蔵する吉田東吾旧蔵の『東国通鑑』には和刻がなく、構成が光圀版と異なることから朝鮮本ではないかと思われる。光圀版和刻本の構成は、「新刊東国通鑑序」「東国通鑑序」「東国通鑑外紀」「進東国通鑑箋」「東国通鑑凡例」「東国通鑑目録」「東国通鑑卷之一」…の順番だが、早稲田大学所蔵本の構成は、「東国通鑑序」「東国通鑑凡例」「東国通鑑外紀」「東国通鑑目録」「進東国通鑑箋」「東国通鑑卷之一」…となっていることから、早稲田本は光圀版の版本ではない。いずれの『東国通鑑』にも「進東国通鑑箋」に、「成化 21 (1485) 年乙巳七月二十六日 (中略) 徐居正等謹上箋」と書かれているが、字体は異なる。

画像 1. 光圀版『東国通鑑』



(出典：国立国会図書館デジタルコレクション『東国通鑑』巻之一、コマ番号 23)

画像 2. 早稲田大学所蔵『東国通鑑』



(出典：早稲田大学古典籍データベース『東国通鑑』巻之一)

以上のことから、徳川光圀版『東国通鑑』の版本となる朝鮮本は、文禄慶長の役で日本に持ち込まれたと思われる。ならば、この時期に檀君を認識した日本人はいなかったのだろうか。

日本において檀君への言及を最初に確認できるのは、多くの朝鮮本が文禄慶長の役によって日本へともたらされた以降の江戸時代¹⁷⁸である。多くの朝鮮本を所蔵する蓬左文庫にある朝鮮本の中で、檀君朝鮮が記載されている朝鮮本は『三国遺事』のみ¹⁷⁹である。『東国通鑑』も所蔵しているが、光圀版であり、『東国史略』はない¹⁸⁰。『三国遺事』が一般に知られたのは、明治期に入り東京帝国大学が文科大学史叢書として刊行したことによる¹⁸¹ことから、『三国遺事』が多くの人目の目に触れる機会はこの時までほとんどなかったのではないと思われる。その結果、これまでの研究では檀君朝鮮が知られた契機を光圀版『東国通鑑』(1667 年)の刊行とし、

¹⁷⁸ 前掲、桜沢亜伊、2011 年 3 月、23 頁。

¹⁷⁹ 名古屋市蓬左文庫『蓬左文庫駿河御譲本目録』名古屋市蓬左文庫、1968 年。

¹⁸⁰ 「名古屋市蓬左文庫蔵書検索システム」(「名古屋市蓬左文庫」HP)で確認(アクセス、2019 年 9 月 1 日)。

¹⁸¹ 一然撰『文科大学史叢書三国遺事』、吉川半七、1904 年。

檀君への言及は林鷲峯による序文が嚆矢¹⁸²とされてきた。しかし以下の林羅山の文献において、檀君について書かれていた。

寄朝鮮国三官使 朝鮮国奉命使来為觀国賓濱想其優于仕学歟 平素思問之疑雖有多端先就貴国事跡以質之

一 聞説檀君国享一千余年何其如此之長生哉 蓋鴻荒草昧不詳其实乎 抑檀君子孫苗裔 承襲遠久至此乎 怪誕之説君子不取也 且中華歴代之史朝鮮三韓伝備矣 而皆不載檀君之事何也 以齊東野人之語故乎…寛永十三年季冬八日¹⁸³

「一」以下の質問部分を書き下すと、「檀君国ヲ享ル一千余年ト何ゾ其ノ此ノ如ク長生ナルヤ、蓋シ鴻荒草昧其ノ実ヲ詳ニセザルカ、ソモ檀君ノ子孫苗裔ハ承襲遠久此ニ至ルカ、怪誕ノ説ハ君子取ラザル、且中華歴代ノ史朝鮮三韓伝備サレリ、而モ皆檀君ノ事ヲ載セザルハ何ソ、齊東野人ノ語ヲ以テ故カ」となる。なお寛永十三年季冬八日とは、陰暦 1636 年 12 月 8 日（西暦 1637 年 1 月 4 日）のことである。1667 年に光圀版『東国通鑑』が刊行される 30 年前に、林羅山（1583-1657）は檀君に対する以下の懷疑を朝鮮通信使に問いただしていた。

- ① 檀君が国を治めて 1 千余年というがなぜそんなに長いのか
- ② はるか昔の未開な頃のことだから詳細不明なのではないか、
- ③ 檀君の子孫や末裔は今に至っているのか
- ④ 君子はでたらめ説を取らず、なぜ中国歴代の史書に三韓があつて檀君はないのか
- ⑤ 信用できない言説ではないのか

植民地期朝鮮において、日本人研究者が檀君について主張したことと、ほぼ同じことを林羅山は考えていた。しかも光圀版『東国通鑑』が刊行される以前に、檀君を認識していたのである。檀君否定論の嚆矢は 1894 年に発表された白鳥庫吉と考えられてきたが、林羅山は 250 年以上前の江戸時代初期に、檀君朝鮮の統治期間の長さに疑問を抱き、中国の史書に見えないことを理由に挙げて、檀君朝鮮の事実性を否定した。しかも「中国の史書」に典拠を求めている点、檀君の由来を「怪誕の説」、「齊東野人の語」と断じている点は、近代歴史学における檀君否定論と何ら変わるところがない。なお林羅山はこの檀君に関する質問以外にも 6 項目の質問を朝鮮通信使に問い合わせたが、この質問を含め回答はなかった¹⁸⁴。

¹⁸² 前掲、桜沢亜伊、2011 年 3 月、23 頁。

¹⁸³ 京都史蹟会『羅山林先生文集』巻 1、平安考古学会、1918 年、156-158 頁。

¹⁸⁴ 同上書、158 頁。

では林羅山はいつ、どこで、檀君が記載された朝鮮本を読んだのだろうか。林羅山の年譜を確認すると、「慶長九年甲辰…今年記所既見之書目以自勵益求未見之書其目如左…東国史記…東国史略…右四百四十余部」¹⁸⁵とある。1604 年に 440 余部の「既読書目」を記したなかには「東国史記」「東国史略」という書物が入っている。1604 年は、文禄慶長の役が終息した 1598 年からわずか 6 年後だが、先行研究によると「既読書目」には、朝鮮本が 20 冊¹⁸⁶含まれている。以下に示す。

- ①『中庸九経衍義』
- ②『擊蒙要訣』
- ③『朱子書節要』
- ④『陽村入学図説』
- ⑤『陽村集』
- ⑥『南秋江集』
- ⑦『花潭文集』
- ⑧『天命図説』
- ⑨『聖学輯要』
- ⑩『儒先録』
- ⑪『東国史記』
- ⑫『東国史略』
- ⑬『漂海録』
- ⑭『剪燈新話』
- ⑮『統蒙求』
- ⑯『陣法』
- ⑰『春秋集傳大全』
- ⑱『楽学軌範』
- ⑲『武陵雜藁』
- ⑳『直解大明律』

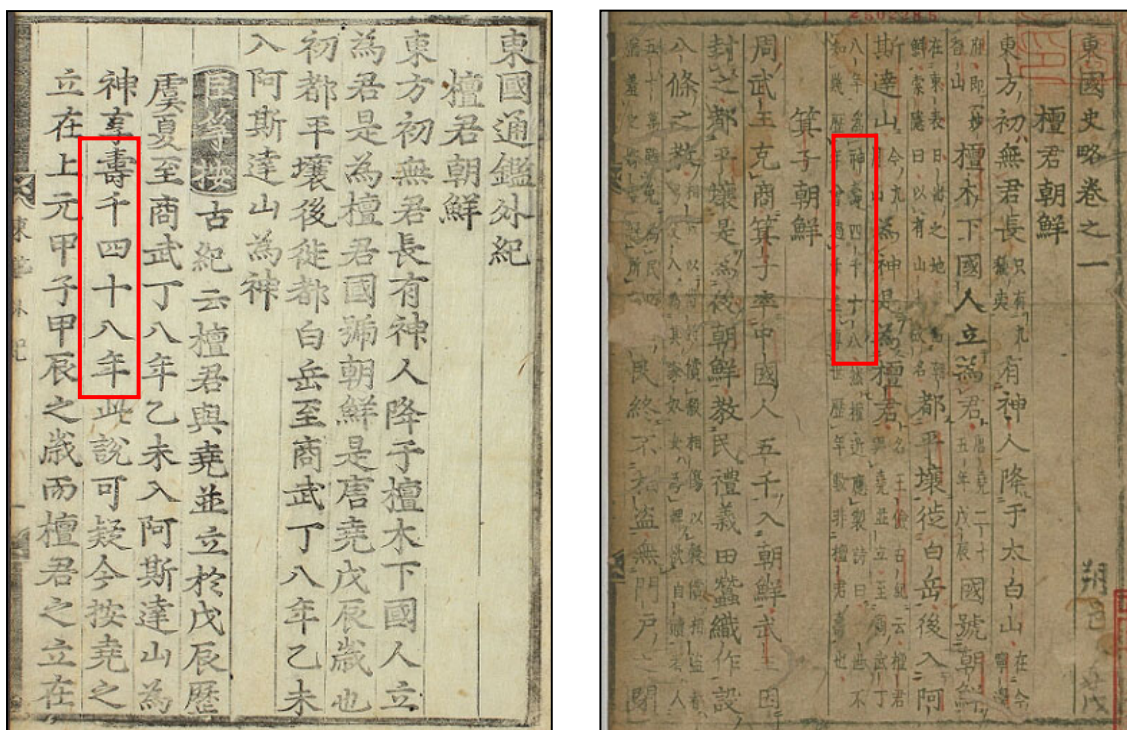
これらの朝鮮本すべてが文禄慶長の役の戦利品だとすると、林羅山は短期間に膨大な朝鮮本を読んだことになる。この朝鮮本 20 冊のうち、檀君が記載されていることが明らかなものは、

¹⁸⁵ 林羅山「羅山林先生年譜」『本朝通鑑首巻』国書刊行会、1920 年、75-84 頁。

¹⁸⁶ 阿部吉雄氏は、①から⑯までの 16 冊を朝鮮本とした（阿部吉雄『日本朱子学と朝鮮』東京大学出版会、1965 年、162-166 頁）が、堀勇雄は、⑰から⑳までの 4 冊を加え、朝鮮本とした（堀勇雄『林羅山』吉川弘文館、1990 年、76 頁）。

⑫『東国史略』¹⁸⁷である。『東国史略』にはいくつかの撰があり¹⁸⁸、最も早く編纂された権近撰（1403 年）には檀君朝鮮がない¹⁸⁹。京都大学で所蔵している朴祥撰を確認すると、「檀君朝鮮（中略）為神寿四千十八」¹⁹⁰と書かれ、林羅山が指摘した「一千余年」ではなく、「四千十八」としている。この『東国史略』と『東国通鑑』を比較すると、「檀君朝鮮」の記述内容が冒頭からほぼ同じであり、写し間違いをしたと思われる。下記に示した画像を見る限りは、少なくとも「檀君朝鮮」の条に関する限りは、朴祥撰『東国史略』は『東国通鑑』をそのまま踏襲したように見える。

画像 3. 『東国通鑑』「檀君朝鮮」と朴祥撰『東国史略』「檀君朝鮮」の比較



左：『東国通鑑』（出典：早稲田大学古典籍データベース『東国通鑑』巻之一）

右：『東国史略』（出典：京都大学貴重資料デジタルアーカイブ『東国史略』巻之一）

¹⁸⁷ 桜沢重伊氏によると、『東国史略』は6種存在し、うち3種が現存する（『東国史略』の諸本について『資料学研究』第3号、新潟大学、2006年3月）。権近撰が最も古く1403年完成、朴祥（1474-1530）撰は1522年、柳希齡（1480-1552）撰は『標題音註東国史略』が正式名称である。

¹⁸⁸ 桜沢重伊『東国史略』の諸本について『資料学研究』第3号、新潟大学、2006年3月、28-29頁。

¹⁸⁹ 同上、29頁。

¹⁹⁰ 朴祥撰『東国史略』巻1、1522年（京都大学貴重資料デジタルアーカイブ所蔵）。

では林羅山は一体何を読んで、檀君が「1 千余年」と知ったのだろうか。先ほどの朝鮮本のリストにある⑪『東国史記』だが、この書名の史書が朝鮮で書かれたという記録はなく、『三国史記』あるいは『東国通鑑』のいずれかではないかという仮説が生まれる。『三国史記』には檀君朝鮮に関する記述がない。西中研二氏は、『東国通鑑』に書かれた「入阿斯達山為神享寿千四十八年此説可疑」から「千四十八年」が、林羅山の質問にある「一千余年」と一致することから『東国史記』は『東国通鑑』であるとした¹⁹¹。

なお檀君朝鮮が叙述されているものは、ほかに『三国遺事』があるが、既読書目には『三国遺事』が含まれていない。何より既読書目を書いた 1604 年以降、質問を行った 1636 年までの間に林羅山が『三国遺事』を読了していたとすれば、檀君に関する質問内容は明らかに異ならなければならない。『三国遺事』では、檀君朝鮮が 1500 年続き、檀君の寿命は 1908 歳としてゐるからである¹⁹²。

以上のことから、1636 年の時点で朝鮮通信使に対して「国ヲ享ル一千余年」と質問するには、『東国通鑑』に書かれている情報が必要であることが明らかになった。

次に、この『東国通鑑』の所有者は誰だったのか、林羅山は誰から借りて、あるいは書写させてもらったのだろうかという疑問について考えたい。

「年譜」には、「先生ノ家素ヨリ蔵書ナシ 初メ東山ノ在シ時 永雄慈稽カ畜ヘル所ヲ見ル家ニ帰ルニ逮テ 或ハ書肆ヲ閲シテ之ヲ求メ 或ハ相識ル所ノ者ニ借りテ之ヲ写ス 数歳ノ間殆ト揀字ニ充ツ 凡ソ和漢ノ書ハ新旧ヲ択ハス 目ニ触レハ即一覽セスト云フコト無ク 卷ヲ披イテハ即編ヲ終ヘスト云フコト無シ」¹⁹³と書かれ、林羅山は書籍の収蔵家ではなく、借りて読むか、写すかしていたことがわかる。堀勇雄氏が、「行状」（『羅山林先生集付録卷第三』）を基に「博学多識の基底となる書籍は、容易に入手出来なかった。そこで「処々に借り請て」謄写し「市舗に閲て」購求し、「某の家に秘本有り」と聞いては」期限を決め一覽して返し、また時には筆写のために傭書者を使ったが、「筆者の精粗、紙墨の良劣を択ばず」、ただ功の早く就るを以て急務とした」¹⁹⁴としていることから、やはり『東国通鑑』は書き写しができなかったと考えてよいだろう。林鷲峰が光圀版『東国通鑑』の序章で、あることは知っているが見た

¹⁹¹ 西中研二「薩摩兵二才と新羅花郎徒の比較研究」筑波大学博士学位論文、2013 年、228-229 頁。

¹⁹² 前掲書、『文科大学史誌叢書三国遺事』巻 1、2 頁。「御国一千五百年 周虎王即位 己卯封箕子於朝鮮 檀君乃移於蔵唐京 後還隠於阿斯達為山神 寿一千九百八歳」。

¹⁹³ 林羅山「年譜」『羅山林先生集付録第一』（内閣文庫）。

¹⁹⁴ 堀勇雄『林羅山』吉川弘文館、1964 年、26 頁。基になっているのは「由来不為蔵書之家而世上板行甚稀矣故借請于处处而見之写之偶閱于市舗而求之蓋徳一書則不換萬金読之終編則天下之至楽也聞某家有秘本則多方尋索或約以期限一覽返之或手自謄之從顔之推家訓之法而天閱最謹焉冊葉不少則命傭書者隋數葉為成而先校正之不択筆者之精粗紙墨之良劣唯以功之早就為急務也」（「行状」『羅山林先生集付録卷第三』、内閣文庫）と思われる。

ことがないと書いたのは、これが理由であり、おそらく林羅山は書き写すだけの時間をもらえない相手から『東国通鑑』を読ませてもらったのではないだろうか。

また林羅山は「家康公元年記」において、以下のように書いている。

慶長四年…十二月増長盛倉焼失…長盛初従秀吉征高麗 纂来経書殆乎載於四駟 乃置書於倉中 於是乎成烏有矣 京洛志学者莫不愛惜相謂 金玉可失而得書籍遠自箕国惜哉運矣馬哉 君子曰尺璧非宝 寸陰是競 是負笈者通儀也 逢掖之時義大矣哉 古云 百年累之一朝毀之 盛其人與 孔子曰 俟則固 可不慎礼哉 長盛曷為不書姓 毀之也 曷為毀之 俟過礼也¹⁹⁵

「慶長四年」とは、1599 年、文禄慶長の役終息の翌年に、高麗に出征し経書をかき集めて持ち帰り、倉に置いていた増田右衛門尉長盛（1545-1615）が、倉を焼失させ何もかもすっかり失ったと書いている。長盛に限らず、文禄慶長の役に際して、朝鮮本を大量に持ち帰った者が多数いたことは確かであり、『東国通鑑』の印刷本あるいは写本を借り受け読むことは可能だっただろう。しかし極力写本をしていたという「年譜」や「行状」の記述から考えると、写本がかなわなかった朝鮮本があったと考えられる。宇野茂彦氏は「家康公元年記」の長盛の記事について、「増田長盛が吝嗇であるということと、貴重な図書を焼いて永久に閲覧の機会を失ったのが残念だということを述べたてたのである。そして増田という姓を省くという“春秋の筆法”によって増田長盛に筆誅を加えたつもりである。羅山は諸方に書物を借り受けては謄写していた。或いは増田にその蔵書を借りようとして断られたことがあったのだろうか。彼の怒りかたにはそれを思わせるものがある」¹⁹⁶と述べている。長盛から写本をするだけの期間、『東国通鑑』を借りられなかったかどうかは、はっきりと知ることはできないが、『東国通鑑』に書かれた檀君の話を知っているにもかかわらず、写本を持てなかった事情が林羅山にはあったのである。

『東国通鑑』はいつ日本へ伝わったのだろうか。増田長盛の例を引くまでもなく、最も可能性が高いのは文禄慶長の役と考えられるが、これ以前の朝鮮との外交関係において書物が日本へ渡る可能性はなかったかを考察したい。『東国通鑑』が刊行された 1485 年以降の外交関係について、先行研究では以下のように論じている。

足利義政期には、特定寺社のための遣朝鮮船が多く派遣された。（中略）寛正四年（1463）にも朝鮮へ天龍寺勧進船が派遣された（75 頁）。

¹⁹⁵ 林羅山「家康公元年記」『羅山林先生別集』（内閣文庫）。

¹⁹⁶ 宇野茂彦『林羅山（附）林鵝峰』明德出版社、1992 年、14 頁。

長祿元年の建仁寺勸進船では同寺僧の雪巖栄嵩（大覚派）や全密らが渡海し、前述した寛正四年の天龍寺勸進船の場合でも天龍寺の俊超や仰之梵高らが渡海しているように、大蔵經求請主体の関係者が使僧となっていた。（中略）承伝は朝鮮で儒書を賜り持ち帰っている。文明年間、承国寺の蔵殿には多くの蔵書が保管されていた。承国寺の衆善軒主盟蒲庵老師は、かつて高麗に使して經を持ち帰り、これを南豊（承国寺）の蔵殿に収めたという。まさに蒲庵老師は承伝らと日本国王使として渡海したに違いなく、彼らのもたらした書物が承国寺につたわったのであろう¹⁹⁷。

林羅山は1595年から1597年に出家を嫌い生家に戻るまでの3年ほど、京都の建仁寺に身を置いていた（「年譜」）。建仁寺は南禅寺を頂点とした京都五山の一寺であることから、大蔵經を求めて朝鮮へと渡海していた寺院にいたことになる。「建仁寺は羅山にとって学問への入口の扉を開いてくれた契機に過ぎなかったが、そこで得た学問的基礎は終生彼を支えるものになった」¹⁹⁸という指摘もある。文祿慶長の役が終息し、大量の朝鮮本が持ち帰られる以前に、林羅山が『東国通鑑』を目にする機会があったとも考えられる。文明年間（1469-1487年）の末、1485年に『東国通鑑』が刊行していること、伊藤氏が指摘した承国寺（美濃国）（現在廃寺）は建仁寺の末寺であり、1456年から始まった大蔵經求請使として数度に渡り朝鮮へ渡っていることを考えると可能性は捨てきれず、さらなる史料の検討が必要である。

以上のことから、少なくとも檀君認識の起点は、光圀版『東国通鑑』ではなく、それ以前にもたらされた『東国通鑑』であったといえることができる。その時期が、文祿慶長の役後なのか、室町時代に活発に派遣された五山僧らの遣朝鮮船なのかは、もう少し考察が必要である。また1636年に林羅山が朝鮮通信使に対し、檀君朝鮮について問い質したことが、日本人の檀君否定論の起源になったととらえることもできる。もちろん徳川光圀による『東国通鑑』の編纂は、檀君認識の起点ではないが、檀君に対する関心が高まった大きなきっかけであり、このことが近代歴史学の幕開けとともに、隣国の建国神話に対するいびつな関心となったと考えることができる。

しかし林羅山の檀君否定論が近代歴史学の檀君否定論と決定的に異なる点は、林羅山が「神武天皇論」（1618年）¹⁹⁹において、神武天皇を天神ではなく太伯の後裔とみなしたように、神話の荒唐無稽に対して懐疑的な関心があったことである。つまり林羅山の合理的な思考においては、日本であれ朝鮮であれ荒唐無稽な神話に対する不審の念に違いはなかったと思われる。

¹⁹⁷ 伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館、2002年、75頁、81頁。

¹⁹⁸ 鈴木健一『林羅山年譜稿』ペリカン社、1999年、13頁。

¹⁹⁹ 前掲書、京都史蹟会、280-282頁。

IV. 近代における檀君認識

近代における檀君認識については、「支配側である日本の檀君論は、植民地支配のイデオロギーだったが、被支配側である韓国の檀君論は、それに抵抗するイデオロギーだった。抵抗イデオロギーとして形成、発展した近代檀君認識は、民族主義の発展に多くの影響を及ぼしたが、同時に近代の民族主義が近代の檀君を再構成したともいえる」²⁰⁰と韓国の歴史学者李英華は述べている。

近代の民族主義が近代の檀君を再構成した契機には、やはり崔南善による『三国遺事』の再発見があったといえるだろう。1904年10月に韓国皇室留学生に選拔され、東京府立第一中学校へ留学するも、わずか3か月で退学した崔南善は、文科大学史誌叢書版『三国遺事』を、1905年1月の帰国時に持ち帰り、20年以上かけて1927年にやっと自分の雑誌で発表した。巻頭では、「朝鮮古史研究上最も重要な一書として、流布が極めて少ないため学界の大きな損失となっていた三国遺事全篇を翻訳刊行することとなった。（中略）この貴重な古史が、これからは誰でも簡単に手にとって読める」²⁰¹と喜びを伝えている。

これに対して申采浩（1880－1936）は、「朝鮮上古史」（1926年頃）²⁰²の中で、『三国遺事』を『三国史記』の「附庸（亜流）」と断定し、両書が後代まで残ったのは「事大思想」によるものだと批判した²⁰³。さらに『三国遺事』に出てくる「帝釈」や「雄」、「天符」が、仏典の言葉であること、男性を神の化身、女性を獣の化身だとする極端な女性蔑視は、純粋な朝鮮固有の神話ではないと批判し、仏教徒による点綴としている²⁰⁴。また「読史新論」では、「檀君」の時代を「酋長政治」の時代ととらえ、多くの小国を聖人が取りまとめた²⁰⁵としたが、あとから発表した「朝鮮上古史」では、各部落ごとの信仰の対象である神壇を「小壇」、最も強い部落を「大壇」と称し、そこに祭られた檀君が「大壇君」だとしている²⁰⁶。このことから「読史新論」の考えをより発展させたものが「朝鮮上古史」といえるが、一貫しているのは「朝鮮民族」（「読史新論」では「扶余族」としている）の「檀君－扶余－高句麗」の血統にこだわって

²⁰⁰ 前掲、李英華、141頁。

²⁰¹ 崔南善「謝告」、『啓明』第18号、啓明倶楽部、1927年3月、1頁【韓国語】。

²⁰² 「申采浩著『朝鮮上古史』（未完）は、1926年頃に執筆され、著者（申采浩）の逮捕投獄後の1931年に『朝鮮日報』紙上に人手を介して初めて公表された」（矢部敦子訳『朝鮮上古史』緑陰書房、1983年、凡例）。

²⁰³ 申采浩「朝鮮上古史」（未完、『朝鮮日報』1931年6月10日から6月25日、14回連載）『丹齋申采浩全集』上巻、蜚雪出版社、1995年（改訂）、40－41頁【韓国語】。

²⁰⁴ 同上書、78頁。

²⁰⁵ 申采浩「読史新論」（未完、『大韓毎日申報』1908年8月27日から12月13日まで間欠的に50回連載）『丹齋申采浩全集』上巻、蜚雪出版社、1995年（改訂）、479頁【韓国語】。

²⁰⁶ 前掲書、「朝鮮上古史」、77－78頁。

いた点であり、箕子、衛氏などの他族を「我が歴史に参入させてはならない」²⁰⁷とする徹底した民族主義者であった。申采浩にとっての檀君とは、「大檀君」という概念からも明らかだが、檀君族とでもいうべき血族の祖先であって、特定の英雄が実在していたと考えていたわけではなく、朝鮮民族の創世神話であった。

佐々充昭は、申采浩と朴殷植（1859－1925）を「最高度に高揚した反日的雰囲気の中で、民族的団結をより強固なものにするための政治的イデオロギー」²⁰⁸の牽引者と位置づけ、このイデオロギーを「朝鮮民族はすべて建国始祖檀君の血縁的子孫である」とする「檀君一大家族国家論」²⁰⁹だと捉えて、両者を同じ民族主義者とした。しかし両者の理論には差異がある。申采浩は「檀君－扶余－高句麗」という直系の血統を重視した「檀君の子孫」である朝鮮民族を主張したが、もう一方の牽引者である朴殷植は、檀君朝鮮に続く箕子朝鮮を認め、「檀君と箕子の子孫を並べてみても、数千年間血が混ざり、同化され、箕子の子孫を檀君の子孫ではないと言うことはできない」²¹⁰と中国からの侵入者を認め、そのうえで「檀君が先であり、箕子はその次だ。我々の根源をたどれば、檀君を始祖とすることが正しい。我が大東民族史も、檀君が人間界に降臨した年を紀元とすることが正しい」²¹¹と述べている。朴殷植は檀君と箕子の子孫を「大東民族」²¹²と定義したが、佐々は朴殷植のこのような子孫意識について、「儒教的な素養が篤く、また、彼の活動母体であった西北学会²¹³で、平壤に定都した二大始祖として檀君と箕子の双方を重視していたことによるもの」²¹⁴と分析した。実際、1906 年に書いた西北学会の前身となる西友学会趣旨書²¹⁵と 1908 年の西北学会趣旨書²¹⁶では、檀君と箕子を「檀箕」と称し連続した国家とみなしている。亡命先の上海で発表された『韓国痛史』（1915 年）でも、朝鮮の歴史を時代順に概観する中で、檀君朝鮮、箕子朝鮮、衛満朝鮮が連続した。一方で、檀

²⁰⁷ 前掲書、「読史新論」、487－488 頁。

²⁰⁸ 佐々充昭「檀君ナショナリズムの形成－韓末愛国啓蒙運動期を中心に－」『朝鮮学報』第 174 輯、2000 年 1 月、85 頁。

²⁰⁹ 同上。

²¹⁰ 朴殷植「大東古代史論」（1911 年）『白巖朴殷植全集』第 4 巻、東方メディア、2002 年、384 頁【韓国語】。

²¹¹ 同上。

²¹² 同上書、383 頁。

²¹³ 1908 年、ソウルで組織された愛国啓蒙団体。

²¹⁴ 前掲、佐々充昭、89 頁。

²¹⁵ 朴殷植「西友学会趣旨書」（『大韓毎日申報』1906 年 10 月 16 日）『白巖朴殷植全集』第 4 巻、東方メディア、2002 年、320 頁【韓国語】。「在昔檀箕之世에 惟我関가 西首開人文之地다」とある。

²¹⁶ 同上書、「西北学会趣旨書」（『西友』第 15 号、1908 年 2 月）、379 頁【韓国語】。「我大韓에 同一白頭의 枝派와 同一檀箕의 子孫이 尋源返本해야」とある。全集は『西北学会月報』としているが、西北学会は第 17 号（1908 年 5 月）まで『西友』を発行、『西北学会月報』第 1 号は 1908 年 6 月発行である。

君のあとに北扶余の解扶婁²¹⁷が建国したとしていること²¹⁸から、朴殷植においては「檀君一扶余一高句麗」が直系の血族だとしても、周辺の国々との混血を繰り返しながら、地理的にもより広範囲な民族的分布を展開したととらえていたと考えられる。

近代における檀君認識の形成時期について、従来の研究では1905年から1910年までの愛国啓蒙運動期²¹⁹、または1904年から1908年の間²²⁰としている。本稿では、1920年代から30年代にかけ檀君論争を牽引した崔南善が『三国遺事』を再発見した1904年を起点に、朴殷植が『大東古代史論』を発表した1911年までとする。1904年を起点とする理由は、近代における檀君認識が檀君の再認識を意味し、崔南善が『三国遺事』を再発見したことによってもたらされたからである。また1911年を終点とした理由は、祭祀や土着的信仰という儀礼²²¹の中に残っていた檀君を、あらためて民族の始祖として位置づけし直すという再生作業を朴殷植の『大東古代史論』が果たしたと考えたからである。

一方日本においても近代歴史学の幕開けとともに、江戸時代からの檀君認識に新たな視点が加わった。檀君に対する否定的見解である。

その嚆矢といえるのは、白鳥庫吉の「檀君考」であろう。「檀君の事蹟は元来伝説に根拠せる架空の仙譚」²²²、「檀君の事は全く伝説の牛頭旃檀に根底せる仮作譚なり」²²³、「檀君の伝説愈々伝説の仮作譚と定まる」²²⁴、「檀君が愈々高句麗人の手に成れる仮作譚なる事に誤謬なからしめ」²²⁵など、『三国遺事』の徹底的な史料批判を繰り返した白鳥は、「檀君の伝説は当時の思想を彰表（マ）する歴史上格好の記念物」²²⁶だと結論づけた。ちなみに「檀君考」では、檀君伝説が生じた時代を、仏教の朝鮮渡来時期と『魏書』編纂時期から類推すれば372年から551年までの179年間の間にあると述べているが、那珂通世が「朝鮮古史考」で、「檀君ノ伝記ノミハ漢史ニ本ヅキタルニ非ズシテ全ク朝鮮人ノ作リタル者ナリ」²²⁷と発表したことから、

²¹⁷ 檀君と西河河伯女の息子という説があるが、一方で北扶余の解慕漱の息子という説もある。

²¹⁸ 朴殷植「韓国痛史」（1914～15年）『白巖朴殷植全集』第1巻、東方メディア、2002年、739～740頁【韓国語】。

²¹⁹ 前掲、佐々充昭、66頁。

²²⁰ 全成坤『日帝下文化ナショナリズムの創出と崔南善』J&C、2005年、129頁。

²²¹ 前掲、佐々充昭、2014年3月、246～248頁。

²²² 白鳥庫吉「檀君考」（『学習院輔仁会雑誌』第28号、1894年1月）『白鳥庫吉全集』第3巻、岩波書店、1970年、2頁。

²²³ 同上書、4頁。

²²⁴ 同上書、6頁。

²²⁵ 同上書、9頁。

²²⁶ 同上書、14頁。

²²⁷ 那珂通世「朝鮮古史考」『史学雑誌』第5編第4号、史学会、1894年4月、41頁。

「朝鮮の古伝説考」では、「檀君の事は漢史に見江ず」²²⁸と改め、『魏書』に基づくとしていることに疑問を呈した²²⁹。

那珂も白鳥同様、檀君伝説を厳しく批判する。「此ノ伝説ハ、仏法東流ノ後、僧徒ノ捏造ニ出デタル安誕ニシテ、朝鮮ノ古伝ニ非ザリ事ハ、一見シテ明カナリ」²³⁰、「外紀ニ（中略）云エルハ全ク僧徒ノ妄説ヲ歴史上ノ事実ト為シテ、之ヲ節録」²³¹と断じた。

白鳥は「朝鮮の古伝説考」において、那珂の意見に同意しながらも、「此の妄説には、妄説だけの結構工夫あり」²³²と述べて、他の古記と比較検証するが、結果的には、「高句麗の祖先として其国の僧侶輩が仮作せる人物なりと解釈すべき」²³³だと結論づけた。こうした日本人研究者による先行研究が、その後の植民地朝鮮における檀君批判や檀君否定の基礎となったことは疑いようもない。

この時期、江戸時代の檀君＝スサノヲ説の亜流が発表される。落合直澄は『日本書紀』と『東国通鑑』から「五十猛神ト檀君トハ同神ニシテ素盞鳴神ノ御子ナルヲ知ルベシ」²³⁴と主張した。これに対し星野恒は確証がないと述べ、江戸時代の藤貞幹の新羅王次次雄＝スサノヲ説²³⁵や紀繁継の檀君＝スサノヲ説²³⁶にも否定的見解を示すが、一方で各種古記を引用しながら日韓一域説を唱え、「素戔鳴尊ノ新羅ニ主タルハ、諸書異説ナシ」²³⁷と主張した。星野は朝鮮を皇室の土地とし、種族、言語を一にするという、日鮮同祖論の立場から、朝鮮固有のものを否定した。

しかし檀君を日本の神人と同一視した落合や紀の説も、日本が主になり、朝鮮と檀君の関係性を否定していることに変わりない。つまりあからさまな檀君否定論だけでなく、日鮮同祖論も、檀君＝日本の神人説も、檀君否定の言説にほかならないのである。

²²⁸ 白鳥庫吉「朝鮮の古伝説考」『史学雑誌』第5編第12号、史学会、1894年12月、9頁。

²²⁹ 同上。

²³⁰ 前掲、那珂通世、41頁。

²³¹ 同上、284頁。

²³² 前掲、白鳥庫吉、「朝鮮の古伝説考」、11頁。

²³³ 同上、14頁。

²³⁴ 落合直澄『帝国紀年私案』飯島誠、1888年、25頁。

²³⁵ 前掲書、藤貞幹、[国立国会図書館蔵、コマ番号4]。

²³⁶ 紀繁継『八坂社旧記集録』上巻、1870年、[国立国会図書館蔵、コマ番号15]。

²³⁷ 星野恒「本邦の人種言語ニ付鄙考ヲ述テ世ノ真心愛国者ニ質ス」『史学会雑誌』第11号、大成館、1890年10月、22頁。

V. 檀君論争

日本における檀君否定論は、前節で見たとおり白鳥が口火を切ったが、植民地朝鮮においては小田省吾（1871-1953）が嚆矢といえるだろう。

小田は 1923 年から 1924 年にかけて頒布した『朝鮮史講座』²³⁸において、「檀君朝鮮が半島古代史の一時期を画するといふことは、正しい歴史の研究法からは之を認めることが出来ぬ。又支那の根本史料には全く見えて居らぬ」²³⁹と述べたうえで、箕子朝鮮の伝説を「開国伝説として取扱へば足る」²⁴⁰とした。さらに「檀君伝説に就て」という附節のなかで、徹底した檀君否定論を展開している。小田とは朝鮮史編修会²⁴¹の同僚だった稲葉岩吉（1876-1940）も、「いかにしても、三国—高句麗・百濟・新羅の各々が、特色づけていた開国物語を、檀君伝説の下に並べることは出来ない」²⁴²と述べ、檀君神話を三国と同列に扱うことを拒んだ。小田と稲葉の檀君神話に対する徹底的な拒絶の根底には、記紀の「一国一神話化」があることは間違いないだろう。日本国内の神話群を排除した論理をもってすれば、おそらくは白鳥らの檀君否定でも足りたはずである。しかし檀君神話が民族主義的な再生を果たしたことは、彼らの危機感を煽るのに十分であり、その結果、植民地朝鮮では苛烈な檀君批判が続いたといえる。

植民地朝鮮においてだけでなく、日本でも檀君批判が展開された。『朝鮮史』に先立ち計画された「朝鮮半島史」の編纂に携わった三浦周行（1871-1931）は、檀君伝説を「後世僧侶の附会」²⁴³とし、「朝鮮が北方支那の移民の間に発生した箕子伝説を採用して其事大心を表現させつゝも、尚ほ其間自ら抑へ難き独立自尊心の閃きと共に、宗主国に対する軽き反抗心を起して之を満たさんが為めに、（中略）殊更に唐堯と同時代の神人とし、又自ら朝鮮と号したとする中にも見え透いた作意と包みきれぬ誇りとが窺はれる」²⁴⁴として、神話であること自体を否定した。小田と同じく朝鮮史編修会委員だった今西龍（1875-1932）は、1919 年に京都帝国大学で行った講演において、檀君伝説は高麗が「自国独特の開国の祖を欲するの情」²⁴⁵から意図

²³⁸ 朝鮮史学会発行雑誌である『朝鮮史講座』は、「要項号」（「発刊の辞」は1923年5月付け）によると「毎月1回発行1ヶ年完結」とあり、「小田省吾略歴自記」（『辛未洪景来乱の研究』、小田先生頌寿記念会、1934年、1-10頁）には、1923年9月から1924年11月まで全15号で完結したと記述している。

²³⁹ 小田省吾「朝鮮上世史」『朝鮮史講座』第1、朝鮮史学会、1923-1924年、32-33頁。

²⁴⁰ 同上書、33頁。

²⁴¹ 朝鮮総督府官制部署。『朝鮮史』全37巻、『朝鮮史料』全20巻の編纂事業を行った。

²⁴² 稲葉岩吉「朝鮮民族史」『朝鮮史講座』第2、朝鮮史学会、1923-1924年、32頁。

²⁴³ 三浦周行「朝鮮の開国伝説」（『歴史と地理』第1巻第5号、史学地理学同攷会、1918年1月）『日本史の研究』、岩波書店、1930年、249頁。

²⁴⁴ 同上書、252頁。

²⁴⁵ 今西龍「朝鮮史概説」『朝鮮史の栞』、近澤書店、1935年、71頁（「後記」には「朝鮮史概説」が「大正八年八月、京都帝国大学第十回夏期講演会に於ける講演の手記」であると書かれている）。

的に作ったものだと述べている。稲葉は1921年12月の『東京朝日新聞』に掲載された「朝鮮の文化問題」において、檀君神話を民族主義運動の旗印とする風潮に、「日本国家の一員であるという理解すら持つことが、不可能になる」²⁴⁶と憂慮した。朝鮮総督府が天皇制の徹底と朝鮮人の日本臣民化を図るためには、「一国一神話化」の推進が必須であり、檀君の象徴化は何としても避けたい事態だったといえる。

こうした状況の中で、小田が「謂ゆる檀君伝説に就て」(『文教の朝鮮』、1926年2月号)を発表した。檀君否定の理由として、第一に、那珂や白鳥といった大家が仏僧の捏造説を指摘していること²⁴⁷、第二に、「三国遺事」以前に書かれたものがないこと²⁴⁸、第三に、高麗忠烈王以前に存在した証拠がない²⁴⁹ことを挙げ、白鳥の檀君否定論の「卓見には敬服」²⁵⁰すると述べた。さらに檀君伝説は、「仏の保護を受くべき特別なる国」²⁵¹であることを示すための捏造だとしたうえで、その背景には、かつて高句麗が領有した満洲や朝鮮半島北部が、高麗の土地であるという主張が隠されているとした²⁵²。檀君伝説が、仏教の加護と蒙古による領土はく奪の反動でできたものだ²⁵³というのが小田の主張だったが、内容的には従来の檀君否定と変わらない。ただ「内鮮一家をなしたる今日に於て此の檀君崇拜を如何に取扱ふべきか」²⁵⁴という結語に、稲葉同様の懸念があったことが表れている。日本においては順調に遂行された「一国一神話化」が、植民地朝鮮では支障をきたしていたのである。この小田の論文に崔南善が反発した。

崔南善が問題視したのは、朝鮮総督府の教育機関雑誌である『文教の朝鮮』が、朝鮮の建国神を冒涇した論文を掲載した点にあり、小田の主張を「許しがたい妄論悖説」²⁵⁵と非難した。抗議の対象は小田だけにとどまらず、日本で最初に檀君否定論を発表した白鳥や、続く那珂、今西、三浦が名指しされている²⁵⁶。崔南善の反論では、まず『三国史記』に檀君記事がない理由について、撰者である金富軾の儒教的思考態度から排除されたとした。次に中国の書籍にないという批判は、檀君の本質に対する理解が欠け、『三国志』韓伝の「天君」にその片鱗がみえるとした。また僧の撰述であるために仏教的名句が多いが、書かれた当時としては当然のこ

²⁴⁶ 稲葉岩吉「朝鮮の文化問題」(三)『東京朝日新聞』1921年12月14日付。

²⁴⁷ 前掲、小田省吾、1926年2月、33頁。

²⁴⁸ 同上、34頁。

²⁴⁹ 同上。

²⁵⁰ 同上、36頁。

²⁵¹ 同上、36-37頁。

²⁵² 同上、37頁。

²⁵³ 同上、38頁。

²⁵⁴ 同上、40頁。

²⁵⁵ 崔南善「檀君否定の妄—『文教の朝鮮』の狂論—」『六堂崔南善全集』第2巻、玄岩社、1974年、77頁(初出:『東亜日報』1926年2月11日付(上)、2月12日付(下))【韓国語】。

²⁵⁶ 同上。

とだとした²⁵⁷。そのうえで、檀君神話が高麗の「抑圧された民族感情から生まれた一神話小説であるならば、日本の歴史の重要な部分もまた同様の運命にある」²⁵⁸と指摘している。崔南善は、記紀の神代と檀君神話の類似性を示唆することで、日本人研究者の共感あるいは罪悪感を期待したかもしれない。しかし記紀がいかに天皇家にとって都合のいい取捨選択を行った荒唐無稽な神話で、その点において檀君神話と遜色ないとしても、日本神話＝記紀という「一国一神話化」を日本が選択してしまっている状況では、崔南善の主張が日本人研究者に通じるはずもなかった。1925 年から東亜日報の嘱託を務め、「檀君論」、「白頭山観参記」、「檀君神典の古義」、「檀君と三皇五帝」²⁵⁹など、檀君や朝鮮史に関する連載や多くの記事を執筆した崔南善は、1928 年 10 月朝鮮史編修会嘱託となり、12 月には朝鮮史編修会委員となった²⁶⁰。檀君論争は、朝鮮史編修会へと舞台を移す。

朝鮮史編修会の会議において、黑板勝美（1874－1946）をはじめ、小田、稲葉、今西らの日本人研究者と檀君記事の掲載をめぐる攻防が続いた。論戦のクライマックスは、1934 年 7 月に開催された第 8 回委員会である。既に刊行されていた第 1 編には、檀君記事が割注と頭注にしかないと訴えた崔南善は、残務として「正篇か或は補篇として檀君箕子に関する事実を編纂したい」²⁶¹と食い下がった。しかし、そもそも檀君神話を掲載する意思がない日本人研究者たちは、編年体という編纂方針を盾に檀君記事を入れるところがないと拒絶する。「思想的・信仰的に発展したものを纏めて別編として編纂」²⁶²する譲歩案を提案した崔南善に対し、黑板は「檀君・箕子は歴史的人物でなく、神話的のもので、思想的・信仰的に発展したのであるから

²⁵⁷ 同上書、78 頁。

²⁵⁸ 同上。

²⁵⁹ 「檀君論」は 1926 年 3 月 3 日－7 月 25 日、「白頭山観参記」は 1926 年 7 月 28 日－1927 年 1 月 23 日、「檀君神典の古義」は 1928 年 1 月 1 日－1928 年 2 月 28 日、「檀君と三皇五帝」は 1928 年 8 月 1 日－1928 年 12 月 16 日の連載である。

²⁶⁰ 崔南善が朝鮮史編修会に入った目的を、孫である崔学柱は『『朝鮮の檀君』を歴史的事実、世界史的事実として成立させようとした』（『月刊朝鮮』朝鮮ニュースプレス、2012 年 1 月号）と述べたが、朝鮮総督府側では崔南善を利用しようとした可能性が大きい。三・一独立事件で収監されていた 1921 年 6 月、当時『国民新聞』の顧問だった阿部充家は、崔南善の仮出獄を要請する書簡を朝鮮総督斎藤實へ送り（阿部充家→斎藤實（1921 年 6 月 25 日、1921 年 6 月 26 日）「斎藤實関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵）、これを斎藤が了承したことで出獄できたことは、監獄課長が斎藤へ宛てた書簡に「崔南善仮出獄の件は予て御内顧を承り既に一切準備明十八日正午出獄の手續にて如何時間は御指図により如何様にも取極候ても宜敷」（柿原琢郎→斎藤實（10 月 17 日）「斎藤實関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵）とあることから明らかである。また 1922 年に阿部が斎藤へ宛てた書簡では、「崔南善に衣食の途を与ふる事は金性洙以上の効果あるやも不可知」（阿部充家→斎藤實（1922 年 6 月 23 日）「斎藤實関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵）と書かれている。以上のことから、朝鮮総督府が崔南善を政治的に利用しようとしていたことは確かであり、朝鮮史編修会の職はその一つであったと考えられる。

²⁶¹ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、66 頁。第 8 回委員会議事録（1934 年 7 月 30 日）。

²⁶² 同上書、67 頁。

思想信仰方面から別に研究すべきものであつて、編年史の中では取扱い難いものであり、(中略) 若し之を別編として編纂しやうとすれば、勢ひ等しく思想信仰方面に於て重要な展開を示して居る儒仏の方も亦た別に編纂しなければ」²⁶³と述べ、他の思想信仰の別編まで作る時間的余裕がないと難色を示した²⁶⁴。檀君と箕子については、「朝鮮人の間では歴史的事実と認識されたもの」²⁶⁵だと訴えた崔南善に対し、小田は別編の編纂に含みをもたせたが²⁶⁶、結果的にいえば檀君論争はこれで打ち切りとなり、正編の増補はもちろん、別編の作成も行われていない。崔南善の主張は徒労に終わった。

一方で朝鮮人研究者の中にも、檀君神話の位置づけについて疑問を呈する者がいた。白南雲(1894-1979)と金台俊(1905-1950)である。白南雲は「檀君神話は、文献上に現れる最も古い建国神話であるだけに、貴重な史料である。しかしこれを実在化し、神秘化してはいけない。ただ我々がその中に反映されたところの原始状態を、多少とも窺うことができる点に、貴重さがある」²⁶⁷と述べ、史実として扱うことや、信仰化することに反対した。金台俊(1905-1950)は、檀君神話を「社会の発展に伴い、漸変する形態によって口碑に伝わり、後日史家の手で当時の政治的意味までを含み、新しく潤色され記録されたもの」²⁶⁸としたうえで、日韓併合を経て「小市民たちの民族的××は大きかった。大倥教を始め、檀君教・××教など諸々の宗教が檀君を中心に起こった。檀君学者も、檀君教主も現れた。1914年には『神壇実記』、『檀祖事攷』、『檀典』、『檀典要義』などが編纂、出版され、檀経『三一神誥』のような牽強附会の説が濫造された。万能神かつ朝鮮の父である檀君は日韓併合後、無用の長物と化した」²⁶⁹と述べ、檀君をめぐる当時の社会風潮を批判した。一方で金台俊は、日本人研究者の檀君否定を批判する。「神話の存在性を知らず、神話というものを後人の仮作した一時的作品だとすれば、どの国の上古神話であろうと、学問の対象になるものがどこにあるだろう。もし一時の仮作だというなら、仮作者の仮作動機をその時代の社会性から求めてみようとせず、曲意(マ)で文献を解析し、政治的先入見で既定した結論を抽出する無謀は、どれほど学問的罪悪だろう。神話というものは、根拠と理由なく一時に造作できるものではない。抹殺は官僚的偏見に過ぎない」²⁷⁰とする指摘は、記紀の成立過程や「一国一神話化」に対する批判を想起させるが、当時の朝鮮人研究者は、あからさまな記紀神話批判を許される状況ではなかったはずである。

²⁶³ 同上書、67-68頁。

²⁶⁴ 同上書、68頁。

²⁶⁵ 同上。

²⁶⁶ 同上書、69頁。

²⁶⁷ 白南雲「檀君神話に対する批判的見解」(『朝鮮社会経済史』、1933年)、李基白編『増補版檀君神話論集』セムン社、1988年、181頁【韓国語】。

²⁶⁸ 金台俊「檀君神話研究」(『朝鮮中央日報』1935年12月6日~12月24日)、李基白編『増補版檀君神話論集』セムン社、1988年、213頁【韓国語】。

²⁶⁹ 同上書、225頁。論者によって、「檀君」と「檀君」の表記がある。

²⁷⁰ 同上書、212頁。

白南雲や金台俊の懸念は、日本人研究者による露骨な檀君否定とは異なり、檀君神話を政治的に利用することや宗教的、民族主義的象徴として扱うことの危険性に対する警告だった。しかしその根底には、記紀による「一国一神話化」に対する批判があったとみることができる。

VI. 檀君神話排除の論理

本来であれば、国ごとにそれぞれの建国神話があり、その建国神話が荒唐無稽であろうが、僧侶が書こうが、成立時期が何時であろうが、他国の研究者が干渉することではない。それはあくまで研究にとどまるものであって、神話そのものを否定するものではない。しかし日本人研究者らの檀君否定論は、反論が止むまで繰り返された。その目的は「一国一神話化」以外の何ものでもない。日本神話は記紀であって、一国に二つの神話は不要であり、何より併合によって日本臣民となった朝鮮人に、日本臣民としての自覚を持たせるためには、檀君神話は目の上の瘤でしかなく、排除する以外に方法はなかったのである。

申采浩や朴殷植による檀君の象徴化や崔南善の反発は、火に油を注ぐようなものであって、「一国一神話化」の進行を止める力はなかった。日本人研究者らによる檀君神話排除の論理とは、国民国家と建国神話が不可分の関係にあるという「一国一神話化」の論理にほかならない。

しかし朝鮮人研究者らによる檀君論もまた、檀君神話による「一国一神話化」だった。スミスという国民共通の神話と歴史が、国家発展にとって必要不可欠なものであるという論に従えば、朝鮮の独立もまた檀君神話と不可分な関係にあったからである。

日本が植民地朝鮮において、強力に推し進めようとした記紀による「一国一神話化」が、朝鮮人研究者らに衝撃と危機感を与えたことにより、檀君を再認識させたことで、民族主義運動へと駆り立てたとも考えられる。

VII. おわりに

本章では、国民や国家の形成に果たす神話の重要性と他者を排除する論理を表す言葉として、前章で設定した「一国一神話化」の視点から、植民地朝鮮における国民国家と建国神話の不可分性を考察し、記紀による「一国一神話化」が檀君神話に与えた衝撃を明らかにした。

ここでは近代朝鮮における檀君認識の形成時期を 1904 年から 1911 年としたが、日本においては 1894 年の段階で、白鳥庫吉が檀君否定論を発表している。檀君を取り上げた白鳥の意図は明らかにできなかったが、併合後の檀君否定論が記紀による「一国一神話化」によって朝鮮人の日本人化、すなわち皇国臣民化を目的としていたことは明白である。しかし、それに対抗

した朝鮮人研究者らの檀君擁護論も、檀君神話による「一国一神話化」をめざしていたといえ、その究極の目的は朝鮮民族の独立にあったといえる。一方で朝鮮人研究者による檀君神話への批判は、檀君が政治的、宗教的、民族主義的に象徴化されることへの警鐘であり、日本人研究者らの檀君否定論とは明らかに異なる。

以上のことから、日本人研究者と朝鮮人研究者の議論は、国民国家と建国神話の不可分性という点において実は同質的であり、日本がもたらした記紀による「一国一神話化」の衝撃は、そのまま朝鮮民族が主体となった「檀君神話」による「一国一神話化」の希求へとつながったといえる。

こののち、さらなる朝鮮人の日本臣民化を急ぐ朝鮮総督府では、朝鮮総督府編纂の『国史』教科書から朝鮮史を排除するという「一国一神話化」を進めることになった。

第4章 李丙燾考

I. はじめに

韓国の歴史学者李丙燾は 1986 年、新聞紙上で檀君は史実だと発表する。本章ではこの発言を端緒として、そこに至る李丙燾の言質を著作、対談などから明らかにし、発言の真意と歴史観を考察する。生前自身の史観については「実証史的立場で歴史をやらねばならない」と語った一方で、実証主義史学を植民史観とみなしたうえでの質問に対しては、植民史観か民族史観かであれば民族史観の立場だと答えている²⁷¹。解放前後をとおして実証主義史学と民族主義史学の間で揺れ続けた李丙燾は、歴史学者としてその間隙を、どのように埋めて、もしくは乗り越えて、解放後に檀君は史実だと主張したのかを検証する。本章において、李丙燾と檀君神話の関係を考察することによって、次章以降で検討する植民者としての日本人知識人の記紀と檀君神話に対する理解の問題点を比較検討することが可能になる。

II. 檀君は「史実」

1986 年 10 月 6 日の『朝鮮日報』²⁷²は、1 面に「檀君朝鮮は史実…古代史復元しなければ」、「神話規定の誤り…教科書の補完、急を要す」といういさかセンセーショナルな見出しの記事を掲載した。内容は 5 面に掲載した李丙燾²⁷³の「特別寄稿」²⁷⁴に関連したインタビューである。韓国の始祖とされる檀君については、1981 年に国会へ提出された国史教科書の内容は是正要求のひとつに加えられている²⁷⁵ほど、解放後の韓国ではその記述が韓国古代史の争点となっ

²⁷¹ 「実証史学と民族史観」震檀学会編『歴史家の遺香』、一潮閣、1991 年、268-275 頁（この対談録は 1984 年のもの）【韓国語】。

²⁷² 植民地統治下の 1920 年 3 月に創刊された日刊紙、ホームページ上の 2011 年 12 月 29 日の記事では、2010 年度の調査結果により「180 万を越える公式発行部数を持つ国内最大の新聞社」となっていると書かれている【韓国語】（朝鮮日報公開史料）。

²⁷³ イ・ビョンド、1896 年-1989 年。1915 年 5 月、早稲田大学高等予科に入学、1916 年 7 月、同卒業、同年 9 月、同大学文学部文学科史学及社会学科に入学、1919 年 3 月、同卒業（「斗溪先生年譜」震檀学会編『歴史家の遺香』、325 頁）。

²⁷⁴ 1 面において「開天節の歴史的意義」と紹介している 5 面の「特別寄稿」記事に、「開天節の歴史的意義」という見出しは見当たらない。なお開天節とは韓国の国慶日。檀君神話に基づいた建国の日で、毎年 10 月 3 日は公休日となる。

²⁷⁵ 1981 年 8 月に国会議長宛に提出され、11 月には公聴会が開催された。一部始終については、坂井俊樹「韓国・第五共和国成立期における民族教育をめぐる論争—1981 年『国史教科書内容是正要求』を巡る国会公聴会の分析を中心に—」（「現代日韓における歴史教育の成立と葛藤に関する比較研究：韓国民族主義歴史教育と日本の社会科歴史教育を中心に」、東京学芸大学レポジトリ、2001 年（東京学芸大学公開史料））が詳しい。

ていたことから、韓国史学界の重鎮であり実証主義史学者として知られた李丙燾が、史実として扱うに足るだけの史料が発見されていない状況で、「檀君は神話ではなく我が国の始祖」²⁷⁶だと語った記事は、新聞読者の目を十分にひいただろう。

李丙燾が史実とした檀君朝鮮とは、朝鮮の建国神である檀君が開いた国を指し、寄稿文の題名にある開天節とは日本の建国記念日に等しい。植民地朝鮮時代には、民族主義的動機から崔南善らが檀君始祖説を主張する。しかし日本人研究者らは史実性に乏しいとして、朝鮮史編修会が編纂した『朝鮮史』では正史として扱わず、1940 年以降に改訂出版された国史教科書からは、檀君はもちろん朝鮮の成り立ちそのものが削除された。前述したように『三国遺事』では、檀君の在位期間を 1500 年、死亡年齢は 1908 歳としている²⁷⁷。史実性が乏しいとして戦後の歴史教科書には記載されなくなった神武天皇の没年齢²⁷⁸と比べても、現存する史料だけでは檀君の史実性もまた乏しい。解放後においても 1955 年に制定された教育課程では檀君に関する記述はなかった²⁷⁹。1963 年の改定では「檀君神話と建国理念」が盛り込まれている²⁸⁰が、1969 年の改定では再び指導内容から檀君の記述が消え²⁸¹、以降 1973 年の改定²⁸²、1981 年の改定²⁸³、1987 年の改定²⁸⁴まで「古朝鮮の成立」という表現に変わっている。再度檀君が教育課程に登場するのは 1992 年改訂教育課程からであり、古朝鮮の項に「檀君王儉」と記載され²⁸⁵、李丙燾の記事から 30 年近く経った現在、記述内容を疑問視する議論はある²⁸⁶が、檀君は教科

²⁷⁶ 「檀君朝鮮は史実…古代史復元しなければ」『朝鮮日報』1986 年 10 月 6 日付【韓国語】。

²⁷⁷ 「御国一千五百年 周虎王即位 己卯 封箕子於朝鮮 檀君乃移於藏唐京 後還隱於阿斯達為山神 寿一千九百八歳」（『三国遺事』より）、「国を御すること一千五百年。周虎王即位己卯 箕子を朝鮮に封ず。檀君乃ち藏唐京に移り、後還つて阿斯達に隠れて山神と為る。寿一千九百八歳」（朝鮮総督府『尋常小学日本歴史補充教材教授参考書 卷一』1920 年、8 頁）。

²⁷⁸ 「七十有六年春三月甲午朔甲辰。天皇崩于橿原宮。時年一百二十七歳。」（『日本書紀卷第三』）

²⁷⁹ 文教部令第 45 号制定公布（1955 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、245-246 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸⁰ 文教部令第 120 号改定公布（1963 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、271 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸¹ 文教部令第 251 号改定公布（1969 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、282 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸² 文教部令第 325 号改定公布（1973 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、287-288 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸³ 文教部第 442 号改定告示（1981 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、297 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸⁴ 文教部第 87-7 号改定告示（1987 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、314 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸⁵ 教育部第 1992-11 号改定告示（1992 年）『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、2000 年、343 頁【韓国語】（教育科学技術部公開史料）。

²⁸⁶ 旧教育課程の記述の問題点については、以下の論文が指摘している。井上直樹「韓国・日本の歴史教科書の古代史記述—問題点とその変遷—」『日韓歴史共同研究報告書（第二期）』、日韓歴史共同研究委員会、2010 年（日韓文化交流基金公開史料）。

書に記載されてきた。現時点で最新となる 2009 年改訂教育課程の中学校歴史科目は、「古朝鮮の成立を檀君神話中心に把握し、古朝鮮の発展を鉄器文化の発達と連結し理解する」²⁸⁷として
いる。1997 年改訂教育課程の中学校国史では「檀君の建国に関する記録を調査し、建国神話
としての一面と歴史的事実を反映する要素を判断できる」²⁸⁸と書かれていたことと比較すると、
教育内容としては殆んど大差ないだろう。李丙燾の発言が教育課程の内容に影響を及ぼした可
能性は十分にあったといえるのではないだろうか。

では次に、『朝鮮日報』の五面に掲載された特別寄稿²⁸⁹において、李丙燾は具体的にどのよ
うなことを主張しているのかをみていくこととする。

天という言葉はいろいろな意味に解釈されるが、その中で天を君長の意味で解釈すると
き、開天節はすなわち「君長を開設する」ことになり、開国、建国の意味になる。なら
ばわれわれのいわゆる開天は、すなわち最古の始祖である檀君の即位と開国を意味する
開天と見なさなければならない。(中略) 三国遺事の檀君記載は、他書などで裏づけで
きなくもないので信じられるものであり、一然の創作は決してないことがわかる。一然
が引用した古記も金富軾の引用古記と一致する点が多く、古記は当時明らかにあったの
であり、金富軾も仙人王儉とその首都を平壤と理解していることから見て、古記には檀
君史記が明らかにあったことがさらにわかる。檀君の世年歌が伝えてきた多くの識者た
ちが知っていたのであり、いたるところに檀君の祠廟祭天壇などの多くの遺跡が残って
いる。また享檀君陳設図が代々伝わっていることから、檀君祭儀が絶えず行われていた
ことを教えている。これと同様、歴代王朝では朝議によって建廟奉祭を祀ったのである。
万が一檀君がただの伝説神話のたぐいに過ぎないならば、上記のようなことがありえる
だろうか。とにかく檀君と檀君朝鮮に関する記載は宿題として残るとしても、神話とだ
け断定することはできないと考える。三国史記が檀君記載を除外したことは金富軾の事
大主義的な態度というより、①三国史記の名分上から三国以外では夫餘なども全て除外
されていること、②新羅中心の三国史であるため新羅より上代の歴史は避けようとした

²⁸⁷ 教育科学技術部第 2012-14 号改定告示 (2009 年)『社会科教育課程』別冊 7、教育科学技術
部、2012 年、43 頁【韓国語】(教育科学技術部公開史料)。

²⁸⁸ 教育部第 1997-15 号改定告示 (1997 年)『初・中・高等学校 社会科・国史科教育課程基準』、
2000 年【韓国語】、632 頁 (教育科学技術部公開史料)。

²⁸⁹ 1 面では特別寄稿を「開天節の歴史的意義」と紹介しているが、5 面上にこの題目が見当た
らず、「檀君は神話ではなく我が国祖」という見出しになっている。

こと、さらに、③檀君を否認しようという考えよりは新羅史を引き立たせようとした意図が作用したせいととらえることができる²⁹⁰。

12 世紀中葉に完成した金富軾による『三国史記』には、「平壤は本来仙人王儉の住むところであり、あるいは王の都を王儉という」²⁹¹と書かれていることから、この仙人王儉を檀君とするだけの確たる裏付けがないため、13 世紀末に書かれた『三国遺事』が、檀君に関する記述としては最古のものとされてきた。しかし『三国遺事』の内容が一般の常識と比較してあまりにも荒唐無稽であることから、実証主義史学においては信憑性に欠けるとしてきたのである。李丙燾はこのような定説を覆すに足る史料を提示して、檀君朝鮮を史実だと主張しているのではない。檀君を単純な神話や伝説だと決めつけることができるほど、現存史書や文献記録などからの情報が信憑性に欠けるものだと判断できないと述べているだけである。李丙燾の発言の趣旨は、一然が『三国遺事』に檀君に関する記事を記載して以降、李朝時代になるまで殆ど檀君に関して記述された文献などがないにも関わらず、檀君にまつわる行事や古歌が伝承され続けてきた理由を考えたときに、まったく根拠のないものを捏造して伝承したととらえるよりは、過去に伝承すべき対象が存在したからこそ残ったのだと考える方が自然であり、だからこそ調査しなければならないということではないだろうか。では次に、実証主義史学者の李丙燾がなぜこのような考えに至ったのか、ここに至るまでの李丙燾の檀君に対する見解について、解放前と解放後に分けて²⁹²確認し考察していきたい。

III. 檀君神話と『震檀学報』

『親日人名辞典』によると、1919 年 7 月に早稲田大学を卒業した李丙燾は、同年 10 月から 1925 年 8 月まで京城中央高等普通学校の教員²⁹³をする一方で、1920 年 7 月に創刊された文芸誌『廢墟』の同人となり、1922 年 12 月には文人会の創立に加わっている²⁹⁴。李丙燾追悼文集となる『歴史家の遺香』に掲載されている年譜には、「1922 年から主に韓国儒学史と地理図識

²⁹⁰ 李丙燾「特別寄稿」『朝鮮日報』1986 年 10 月 6 日付、5 面【韓国語】。5 面上に 1 面で紹介している「開天節の歴史的意義」という題目が見当たらないため、紙面上にある特別寄稿を題目とした。

²⁹¹ 金富軾『三国史記』巻 17、1145 年。「二十一年 春二月 王以丸都城経乱不可復都 築平壤 移民及廟社 平壤者本仙人王儉之宅也 或云 王之都王儉」。

²⁹² 朝鮮総督府統治下の植民地期朝鮮を解放前、日本の敗戦以降を解放後とする。

²⁹³ 前掲、「斗溪先生年譜」、325 頁。地理・歴史および英語教員とある。

²⁹⁴ 前掲書、『親日人名事典』、876 頁。

など思想史研究に専心」²⁹⁵とあるが、李丙燾自身が当時を振り返って、「学術誌もなく朝鮮人研究者として朝鮮史に関する論文を発表する者など一人もいなかったといっても過言ではない」と語っている²⁹⁶が、実際には『東亜日報』において「朝鮮史概講」全 87 回を 1923 年 9 月 28 日から 1924 年 2 月 24 日まで連載していた。

1923 年 10 月 1 日に掲載された「朝鮮史概講（3）第一篇上古史」「第一章古朝鮮始祖に関する伝説とその批判」では『三国遺事』の檀君神話を引用したうえで、日本人による檀君否定論に対し反論している。

日本の学者たちは、これに対し種々の解釈を加えて述べた。「檀君の来歴をこのような怪異のようにしたのは、檀君を神聖視するためそうしたのである」とし、或いは「檀君の寿一千幾（百）歳云々も、一個人の寿ではなく、すべての檀君王朝の歴年の数だ」とし、或いは「同時に檀君も一個人の固有名詞ではなく一王朝の共通する帝王号だ」として、檀君にも第一世、第二世の称号があるのだとも、或いは桓因桓雄等の桓は、空の即ち天であり、檀君の檀は（檀木）、字も古語の倍達（天山の意）の借字であり、檀君の名王倭も壬倭（君主）の訛口とまでいった。（中略）我々の先輩である学者の中には口檀君伝説が荒誕不稽だなどと信じ難いことを論じ、同時にその伝説が僧侶の手で伝えられたことから、仏説を取り入れていることが多いと指摘するものが少なくない。近来日本の学者間にも、これを無価値な伝説にすぎず、この朝鮮史叙述上にこれを全て抹除する傾向を生んだ。檀君伝説が比較的後世の史書中に記載されたことも、その中に多少信用することが難しい点を包含することも事実だが、その中に現れた思想は非常に根深く、少なくとも古代北方民族の伝説の一部を暗示するものと考え。ともかく私は絶対に檀君を否認するとか、古朝鮮の歴史が古くないと断言する者ではない。ただその時の消息を伝えるだけの記録と伝説が極めて少なく、詳細がわからないだけに過ぎない。私はむしろ古朝鮮歴史の始まりが古いと主張する人の一人だ。ずっと前にわれわれの先祖たちは、武的活動が広壮し、部落と部落の間に、自国と他国の間に戦争と平和の交渉が多くあったと信じる。さらにわれわれ朝鮮の人間は、昔から箕子を檀君に続く祖上として信じてきたので、今日の新研究は少なからずこれを否認する²⁹⁷。

崔南善が「檀君否定の妄—『文教の朝鮮』の狂論—」において、小田省吾の「謂ゆる檀君伝説に就て」に反論したのは、1926 年のことである。李丙燾はその 3 年前に、日本人研究者に

²⁹⁵ 前掲、「斗溪先生年譜」、326 頁。

²⁹⁶ 李丙燾「震檀学会通し学術的抗争」『新東亜』47 号、東亜日報社、1968 年 6 月、271 頁【韓国語】。

²⁹⁷ 「朝鮮史概講」『東亜日報』1923 年 10 月 1 日、【韓国語】。

よる檀君否定論を批判し、檀君に関する資料の不足を指摘していた。しかし 1925 年 8 月に朝鮮史編修会修史官補になって以降の李丙燾は檀君に関する発言を一切していない。

1926 年には日本人研究者らが組織した朝鮮史学同攷会、1930 年には中村栄孝らによる青丘学会の活動に加わる。1934 年 5 月には、現在までも活動が続く震檀学会を創立する。李丙燾を始めとする 24 名の発起人²⁹⁸が、朝鮮の研究は朝鮮人自体でという気概から立ち上がったのである²⁹⁹。しかし 1942 年 10 月、朝鮮学会事件によって 5 名の会員が逮捕されたことから、朝鮮総督府の弾圧を恐れて学会活動を中断し、季刊学会誌『震檀学報』は 14 号で中断した³⁰⁰。李丙燾は中村栄孝らが創立した青丘学会の委員を務めていた³⁰¹が、震檀学会創立発起人であったこと、『震檀学報』の編集および発行人であること³⁰²、当初の学会事務所が李丙燾の自宅であったこと³⁰³からも、李丙燾の研究活動の核は震檀学会にあったといえるのではないかと表 2 (63-64 頁参照) は解放以前の『震檀学報』に掲載された全論文である。

²⁹⁸ 震檀学会編『震檀学会六十年誌—1934～1994—』、震檀学会、1994 年、47 頁【韓国語】。
1934 年 5 月 7 日、京城において学会発起式兼創立総会を開催し、会名、会則、会務の規定、委員を選定したと書かれている。発起人 24 名は、高裕燮、金斗憲、金庠基、金允経、金台俊、金考敬、文一平、朴文圭、白樂濬、孫晋泰、宋錫夏、申爽鎬、禹浩翊、李秉岐、李丙燾、李相佰、李瑄根、李允宰、李殷相、李在郁、李熙昇、趙潤齊、崔鉉培、洪淳赫。

²⁹⁹ 李丙燾「震檀学会創立」『震檀学報』第 1 卷、震檀学会、1934 年、223 頁【韓国語】。

³⁰⁰ 同上、49 頁。投獄された会員は李克魯、李秉岐、李允宰、李熙昇、崔鉉培、このうち李允宰は獄死した。

³⁰¹ 『青丘学叢』の「青丘学会会則」には、第一号から第二十九号まで委員として李丙燾の名前がある。『青丘学叢』は三十号で終刊となったため、李丙燾は最後まで青丘学会の委員だったとみていいだろう。

³⁰² 前掲書、『震檀学会六十年誌—1934～1994—』、47 頁。

³⁰³ 同上、1936 年には京城府の李丙燾宅から高陽郡に移転している。

表 2. 植民地期『震檀学報』に掲載された全論文

	題名	著者	分野	巻数
1	三韓問題の新考察 (一)	李丙熙	歴史：三国時代	第一巻 (1934/11)
2	庶孽差待の淵源に対する一問題	李相佰	歴史：李氏朝鮮	第一巻 (1934/11)
3	朝鮮詩歌の胎生	趙潤濟	文学	第一巻 (1934/11)
4	古代の貿易形態と羅末の海上発展に就いて—清海鎮大使張保臯を主として— (一)	金庠基	歴史：統一新羅	第一巻 (1934/11)
5	時調の発生と歌曲との区分	李秉岐	文学	第一巻 (1934/11)
6	朝鮮古代山神の性に就いて	孫晋泰	文化	第一巻 (1934/11)
7	風神考 (附禾竿考)	宋錫夏	文化	第一巻 (1934/11)
8	震檀辨	李丙熙	文化	第一巻 (1934/11)
9	蘭船濟州島難破記 (ハメル漂流記) (一)	李丙熙訳	歴史：李氏朝鮮	第一巻 (1934/11)
10	三峯人物考—戊寅難雪冤記を中心として— (一)	李相佰		第二巻 (1935/04)
11	朝鮮の早婚とおよびその起源に対する一考察	金斗憲	文化	第二巻 (1935/04)
12	処容舞・儺礼・山台劇の関係を論じる	宋錫夏	文化	第二巻 (1935/04)
13	古代の貿易形態と羅末の海上発展に就いて—清海鎮大使張保臯を主として— (完)	金庠基	歴史：統一新羅	第二巻 (1935/04)
14	魚名雑考	李崇寧	文化	第二巻 (1935/04)
15	スラビック氏に答える	李丙熙		第二巻 (1935/04)
16	蘭船濟州島難破記 (ハメル漂流記) (二)	李丙熙訳	歴史：李氏朝鮮	第二巻 (1935/04)
17	歴代歌集編纂意識に対して	趙潤濟	文学	第三巻 (1935/09)
18	三峯人物考—戊寅難雪冤記を中心として— (完)	李相佰		第三巻 (1935/09)
19	支那民族の雄鶏信仰とその伝説	孫晋泰	文化	第三巻 (1935/09)
20	三韓問題の新考察 (二)	李丙熙	歴史：三国時代	第三巻 (1935/09)
21	高麗書跡に関して	高裕燮	歴史：高麗時代	第三巻 (1935/09)
22	朝鮮の巨石文化研究	韓興洙	文化	第三巻 (1935/09)
23	歴史研究の方法論 (一)	申南澈訳	歴史学	第三巻 (1935/09)
24	蘭船濟州島難破記 (ハメル漂流記) (完)	李丙熙訳	歴史：李氏朝鮮	第三巻 (1935/09)
25	李朝建国の研究 (一)	李相佰	歴史：李氏朝鮮	第四巻 (1936/04)
26	三韓問題の新考察 (三)	李丙熙	歴史：三国時代	第四巻 (1936/04)
27	松江歌辞の研究 (一)	李秉岐	文学	第四巻 (1936/04)
28	中華民族の魂に関する信仰と学説 (一)	孫晋泰	文化	第四巻 (1936/04)
29	徐花潭及李蓮坊に対する小考	李丙熙	歴史：李氏朝鮮	第四巻 (1936/04)
30	朝鮮石器文化概説	韓興洙	文化	第四巻 (1936/04)
31	五服制度の研究	金斗憲	歴史：李氏朝鮮	第五巻 (1936/07)
32	李朝建国の研究 (二)	李相佰	歴史：李氏朝鮮	第五巻 (1936/07)
33	三韓問題の新考察 (四)	李丙熙	歴史：三国時代	第五巻 (1936/07)
34	朝鮮社廟発生に対する一考察	柳洪烈	文化	第五巻 (1936/07)
35	中華民族の魂に関する信仰と学説 (二)	孫晋泰	文化	第五巻 (1936/07)
36	葛文王考	金庠基	文化	第五巻 (1936/07)
37	朝鮮塔婆の研究 (一)	高裕燮	文化	第六巻 (1936/11)
38	松江歌辞の研究 (二)	李秉岐	文学	第六巻 (1936/11)
39	三韓問題の新考察 (五)	李丙熙	歴史：三国時代	第六巻 (1936/11)
40	朝鮮詩歌の形式的分類試論	趙潤濟	文学	第六巻 (1936/11)
41	鐘樓と普信閣鐘に対して	李重華	文化	第六巻 (1936/11)
42	李晦齋とその学問	李丙熙	歴史：李氏朝鮮	第六巻 (1936/11)
43	高麗文宗王と長源創構	李丙熙	歴史：高麗時代	第六巻 (1936/11)
44	麗宋貿易小考	金庠基	歴史：高麗時代	第七巻 (1937/03)
45	松江歌辞の研究 (三完)	李秉岐	文学	第七巻 (1937/03)
46	三韓問題の新考察 (六)	李丙熙	歴史：三国時代	第七巻 (1937/03)
47	李朝建国の研究 (三完)	李相佰	歴史：李氏朝鮮	第七巻 (1937/03)
48	鮮初女真貿易考	李仁榮	歴史：李氏朝鮮	第八巻 (1937/11)
49	三韓問題の新考察 (七完)	李丙熙	歴史：三国時代	第八巻 (1937/11)
50	仏教が高麗芸術意欲に及ぼした影響の一考察	高裕燮	歴史：高麗時代	第八巻 (1937/11)
51	五教兩宗に対して	金映遂	文化	第八巻 (1937/11)
52	世宗朝の国都主山問題	李丙熙	歴史：李氏朝鮮	第八巻 (1937/11)
53	支那社会史上からみた孔子と老子 (独文)	都宥浩	文化	第八巻 (1937/11)
54	三別抄とその乱に就いて	金庠基	歴史：高麗時代	第九巻 (1938/07)
55	李朝初期の建都問題	李丙熙	歴史：李氏朝鮮	第九巻 (1938/07)
56	朝鮮郷約の成立	柳洪烈	歴史：李氏朝鮮	第九巻 (1938/07)
57	曹溪禪宗に就いて	金映遂	文化	第九巻 (1938/07)

	題名	著者	分野	巻数
58	図識に対する一・二の考察（一）	李丙燾	歴史：高麗時代	第十巻（1939/04）
59	三別抄とその乱に就いて（二）	金庠基	歴史：高麗時代	第十巻（1939/04）
60	朝鮮塔婆の研究（二）	高裕燮	文化	第十巻（1939/04）
61	李朝学人の朝鮮文学に対する態度	趙潤濟	文学	第十巻（1939/04）
62	郷歌注釈散稿	梁柱東	文学	第十巻（1939/04）
63	申忠一の建州紀程図記に対して	李仁栄	歴史：李氏朝鮮	第十巻（1939/04）
64	広州風納里土城と百済時代の蛇城	李丙燾	歴史：三国時代	第十巻（1939/04）
65	安南普陀山名考	金永鍵	文化	第十巻（1939/04）
66	建州紀程図記（申忠一書啓）		歴史：李氏朝鮮	第十巻（1939/04）
67	朝鮮語異化作用に対して	李崇寧	文学	第十一巻 （1939/12）
68	朝鮮妾制史小考	金斗憲	文化	第十一巻 （1939/12）
69	春香伝異本考（一）	趙潤濟	文学	第十一巻 （1939/12）
70	智異山聖母祠に就いて	金映遂	文化	第十一巻 （1939/12）
71	広州夢村土城址―百済時代の城砦―	李丙燾	歴史：三国時代	第十一巻 （1939/12）
72	「ハ」音考	李崇寧	文学	第十二巻 （1940/09）
73	春香伝異本考（二）	趙潤濟	文学	第十二巻 （1940/09）
74	中国都市文化の起源	都宥浩	文化	第十二巻 （1940/09）
75	太平通載残巻小考	李仁栄	歴史：統一新羅	第十二巻 （1940/09）
76	ジョセフ・ヘッケル氏の「トーテム」主義論	都宥浩	文化	第十二巻 （1940/09）
77	廢四郡問題管見	李仁栄	歴史：李氏朝鮮	第十三巻 （1941/03）
78	三別抄とその乱に就いて（三完）	金庠基	歴史：高麗時代	第十三巻 （1941/03）
79	甘藷伝播考	孫晋泰	文化	第十三巻 （1941/03）
80	中国都市文化の起源（二）	都宥浩	文化	第十三巻 （1941/03）
81	李朝初期国役編成の基柢	金錫亨	歴史：李氏朝鮮	第十四巻 （1941/06）
82	朝鮮塔婆の研究（三）	高裕燮	文化	第十四巻 （1941/06）
83	李朝田税制度の成立過程	朴時亨	歴史：李氏朝鮮	第十四巻 （1941/06）
84	中国都市文化の起源（三完）	都宥浩	文化	第十四巻 （1941/06）

『震檀学報』第1巻から第14巻より作成、「分野」の項目については論文内容から判断し分類【韓国語】。

『震檀学報』の創刊号となる第1巻に掲載された李丙燾の「震檀弁」では、学会名となった震檀という言葉が、李氏朝鮮の太宗9年（1409年）に儒学者の権近（号は陽村）による神道碑文の一節「書雲觀旧秘記 有九変震檀之図 建木得子 朝鮮即震檀之説 出自数千之前 由今之驗」だとし、今に伝わっていない九変震檀之図については1447年に完成した『龍飛御天

歌』に、作者が神誌という人物であり、神誌は檀君時代の人だと書かれていたとした³⁰⁴。そのうえで李丙燾は、碑文と『龍飛御天歌』の内容について以下のように述べている。

神誌が檀君時代の人物だということと、朝鮮すなわち震檀だという説、および十八子（「十」と「八」と「子」を縦につなぐと「李」になり、同じく「建木得子」という言葉は「木」と「子」を縦につなげば「李」になるという李氏が王になるという隠喩—引用者注）の説が、檀君時代からすでにあったということは、ともにもともと荒唐無稽な説として耳を傾ける必要もない³⁰⁵。

続けて李丙燾は神誌が「高麗以前もしくは高句麗」の人物ではないかと推測した。ここでは李氏朝鮮による意図的な檀君との結びつけを批判的に論じているため、檀君そのものについての言及はないが、李丙燾が檀君説話について懐疑的な見方をしていることは明らかである。しかし表 2 をみても明らかとなおり、解放前までの全 14 巻には檀君に関する論文は皆無と聞いていいだろう。檀君論争の中心人物であった崔南善は 1939 年から賛助会員となっているが、『震檀学報』には一度も論文を発表していない。

李丙燾は後年、自身が儒学史、図識思想、古代史の三分野に関わる論文を発表してきたとしている³⁰⁶。古代史については『震檀学報』をみる限り三韓に関する論文が多く（表 2、18-19 頁参照）、「三韓問題の新考察」では三韓以前の古朝鮮への論及は衛氏朝鮮、箕子朝鮮に限られ、檀君朝鮮はない³⁰⁷。解放後の古朝鮮、特に檀君に対する論及と比較すると、植民地期における李丙燾の沈黙が専門外ということだけにはとどまらないように思われる。祖国が一国家として自立への道を歩み始めるときに、国家の始祖に論及することは、専門とは関係なく歴史家としての矜持といえるかもしれないが、植民地時代の沈黙を考えると違和感は拭えない。李丙燾は『朝鮮日報』のインタビューにおいて、「檀君及び檀君朝鮮を神話として規定し、韓国史叙述から除外」したのは日本人研究者だと批判している³⁰⁸。非難の対象となったのは、主に朝鮮史編纂事業と朝鮮総督府発行の国史教科書における檀君の扱いと思われるが、震檀学会創立時点の李丙燾は修史官補を辞任し、嘱託として朝鮮史編修会に残っている状態だった³⁰⁹。『親日人名辞典』は李丙燾が朝鮮史編修会の修史官補および嘱託であったことを掲載理由としている³¹⁰

³⁰⁴ 李丙燾「震檀弁」『震檀学報』第 1 巻、震檀学会、1934 年 11 月、167-169 頁【韓国語】。

³⁰⁵ 同上、169 頁。

³⁰⁶ 前掲、「震檀学会を通し学術的抗争」、271 頁。

³⁰⁷ 李丙燾「三韓問題の新考察（二）」『震檀学報』第 3 巻、震檀学会、1935 年 9 月、93-108 頁【韓国語】。

³⁰⁸ 前掲、「檀君朝鮮は史実…古代史復元しなければ」。

³⁰⁹ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、133 頁。

³¹⁰ 前掲書、『親日人名事典』、876 頁。

が、『朝鮮総督府及所属官署』の大正15年5月1日現在のもの³¹¹と昭和2年4月1日現在のもの³¹²には俸給6級の判任官として掲載されている李丙燾が、昭和3年4月1日のもの³¹³には嘱託としても氏名が掲載されていない。1938年6月発行の『朝鮮史編修会事業概要』では、嘱託欄の解職年月日には記載がなく所属状態にある³¹⁴。当時について「朝鮮の史料はすべて日本人が独占していたために、朝鮮史編修会にいれば利用することができた」ことから、「史料を思う存分利用するために無給の嘱託になった」とする³¹⁵李丙燾の説明は、間違っていないのではないだろうか。修史官だった末松保和は、朝鮮史編修会の運営について「実際的にはまったく日本人の意のままにやった」と振り返り、そのうえで一番気の毒だった人に李丙燾を挙げ、修史官補を「病気を理由に辞めさせられ」、朝鮮史編修会では「最後まで十何年、李丙燾さんは嘱託ではあったけれども、いっぺんも顔を出していない。もちろん会議にも出ない。それから意見を述べることはない。そういう関係でした」と語った³¹⁶。以上のことから、無給嘱託として朝鮮史編修会に在籍し史料を利用していた李丙燾が、仮に檀君を史実と考えていたとしても、それを認めないとする朝鮮総督府の方針に対して、あからさまに逆らうような論文は書けなかったのではないかと考えられる。

IV. 解放後の李丙燾

解放後、李丙燾は檀君についてどのように書き始めたのだろうか。朝鮮戦争の最中であった1952年に書かれた「開天節の歴史的意義」という一文では、古来桓雄天王と熊女が結婚して檀君が生まれたという話が伝えられてきているが、天上族である桓雄と地上族である熊トテム族の女が結婚して生まれたのが檀君ととらえるべきだとしたうえで、「開国始祖に対しその尊厳性と神聖感を出すために、その由来と出生を神の仕業とすることは人間社会共通の心理である。ゆえに我々の開国始祖で、民族の始祖である檀君の話が神話として粉飾されてきたことはむしろ自然なことだといえる」と述べた³¹⁷。檀君については「開国始祖」、「民族の始祖」としているが、一方で「神話として粉飾されてきた」ともしている。これは李丙燾が実証的かつ

³¹¹ 朝鮮総督府『朝鮮総督府及所属官署』大正15年5月1日現在、1926年、119頁。

³¹² 朝鮮総督府『朝鮮総督府及所属官署』昭和2年4月1日現在、1927年、125頁。

³¹³ 朝鮮総督府『朝鮮総督府及所属官署』昭和3年4月1日現在、1928年、126頁。

³¹⁴ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、133頁。

³¹⁵ 前掲、「実証史学と民族史観」、266-267頁。

³¹⁶ 末松保和「朝鮮史の研究と私」『日本歴史』第560号、日本歴史学会、1995年、29頁。

³¹⁷ 李丙燾「開天節の歴史的意義」『斗溪雜筆』、一潮閣、1956年、11-16頁【韓国語】〔初出『地方行政』9月号、1952年【韓国語】〕。

批判的な研究方法について、多大な影響を受けたとした津田左右吉³¹⁸の記紀に対する考え方と違わない。津田は記紀について一貫して、事実ではないが特殊な価値があるとしてきた³¹⁹が、李丙燾の主張も同じ立場からのものだといえる。

1979年に日本で出版された『韓国古代史』では、檀君について以下のように述べている。

檀君に関する古記録があまりにも断片的であるうえに、説話的要素を多く内包し、またそれが比較的後世の書に収録されているために、中にはこれを荒誕視したり、あるいは後人の捏造とみて、これを抹殺・否認しようとするものもいる。しかしそれは軽率で無謀であり、また非科学的態度であることは今さらいいうまでもない。檀君に関する記録の中には、若干、後人が手を加えた部分はあるが、それにしても全体的にみれば、これを後人の造作だなどと否認する理由は発見できぬばかりか、かえって(吟味、検討すればするほど)、これは遠い古人の説話を伝えてくれる貴重な古典であることを知るのである。もし説話学的・民族学的方法によって研究していけば、かならずや興味をおぼえるとともに、重要な示唆と新しい発見を得るに違いないはずである³²⁰。

1976年にソウルで出版されている『韓国古代史研究』と1980年に出版された李丙燾自身による邦訳にも、これとほぼ同じ内容が書かれている³²¹ことから、解放後から1970年代までの著述において、李丙燾の檀君認識は、檀君を始祖として認めているが『三国遺事』の記述を史実とは述べていない。

一方対談での発言をみると、1976年に行われた李基白との対談では、古朝鮮の起源について「伝説によれば檀君時代からだとされるが、それはわれわれの科学的な研究からは想像できないことだ」とし、古朝鮮の起源をどこにするかについては「いろいろ傍証的資料もあることから、韓氏朝鮮が衛満朝鮮に先行した古朝鮮」だとしている³²²。さらに1982年の朴成寿との

³¹⁸ 前掲、「実証史学と民族史観」、265-266頁。

³¹⁹ 津田左右吉の記紀に関する著作『神代史の新しい研究』（二松堂書店、1913年）、『古事記及び日本書紀の新研究』（洛陽堂、1919年）、『神代史の研究』（岩波書店、1924年）、『日本上代史研究』（岩波書店、1930年）を参照した。引用部分は前掲書、『古事記及び日本書紀の新研究』、19頁。

³²⁰ 李丙燾『韓国古代史 上』（金思燁訳）、六興出版、1979年、99頁〔初出：『韓国史』第1巻「古代編」乙酉文化社、1958年【韓国語】〕。

³²¹ 李丙燾『韓国古代史研究』、博英社、1976年、27頁【韓国語】。李丙燾『韓国古代史研究—古代史上の諸問題』、学生社、1980年、29頁。日本で出版された自序において李丙燾は「行文の添削、またはおきかえ、その他修正や増補を加えたところが少なくないから、本書は原書の翻訳本というよりは、むしろ修正本、あるいは補修本だといった方がよいとおもう」としているが、引用した檀君に関する記述については、概ね同じ内容である。

³²² 「韓国古代史の諸問題」震檀学会編『歴史家の遺香』、一潮閣、1991年、236頁【韓国語】（この対談録は1976年のもの）。韓氏朝鮮とは箕子朝鮮をさす李丙燾の主張。

対談では、古代の神話について「神話は神話としてとらえると、かえって歴史的な意味をもつが、それを史実だと認めれば愛国だといえるのか。それこそ日帝時代の日本人たちが国史教科書に行った方式だ」と述べた³²³。「科学的な研究からは想像できない」、「神話は神話としてとらえる」という発言からは、著述以上にはっきりとした実証主義史学者としての認識が示されている。

V. おわりに

解放後の李丙燾は解放以前の沈黙を破って、積極的に自身の檀君認識を語り出したといえる。趙仁成は李丙燾の古朝鮮に関する学説、特に「檀君神話を通じ、檀君朝鮮を認定」した点について、「むしろ民族主義史学と近接していると評価できる」とした³²⁴。しかしここまでみてきた『朝鮮日報』の記事以前の李丙燾の主張は、恩師である津田の記紀神話に対する理解を、檀君神話に援用した実証主義史学の立場からの発言とみることはできても、民族主義史学と近接しているとは言い難い。『朝鮮日報』の記事においても、檀君は「史実」と言明しながら、「考古学、民俗学などの隣接学問との協力」によって、「檀君朝鮮以降、三国初期までの韓国上古史の空白を、歴史科学から定立する学界の努力」が必要だと述べた³²⁵。李丙燾が実証主義史学から民族主義史学へと転向したうえで、檀君は「史実」と述べたのではないことは明らかである。むしろ植民地期の 1923 年に「朝鮮史概構」で明らかにしていた檀君擁護の立場を、解放後にあらためて表明したということなのかもしれない。

解放後の韓国では実証主義史学が植民地史観と同一視されることで批判の対象となったこともあり、李丙燾の業績と韓国史学界発展への貢献は高く評価される一方で、実証史的立場への批判も多い³²⁶。インターネット上では『朝鮮日報』の記事について、李丙燾が「悔過(過ちを後悔)」し檀君を認めたという文が散見される。実証主義史学者の李丙燾は悔過したのだろうか。檀君を史実とした理由について、『朝鮮日報』の記事を要約すると以下のようになる。

- ① 『三国遺事』、『三国史記』を始めとする檀君関係の記録は、十分に史料的根拠がある。
- ② 最近の檀君朝鮮実在論と『三国史記』などの古代史書には信憑性が認められる。

³²³ 「韓国古代史研究の方法」震檀学会編『歴史家の遺香』、一潮閣、1991 年、255-256 頁。

³²⁴ 趙仁成「李丙燾の韓国古代史研究と植民主義史学の問題—《韓国古代史研究》を中心に—」『韓国史研究』144 号、2009 年、301 頁【韓国語】。

³²⁵ 前掲、「檀君朝鮮は史実…古代史復元しなければ」。

³²⁶ 前掲、趙仁成、287 頁。

③ これまでに発見された各種史書や文献記録などを検討した結果、檀君を単純な神話や伝説として片づけることはできない³²⁷。

これだけを理由に史実とするには無理があると思われるが、重要なことは前述したように、関係分野の協力による研究が急務であり、教科書への記載が必要だと述べたことであろう。神話を教科書に載せることが愛国なのかと疑問を呈していたにもかかわらず、わずか4年ほどで翻意した真意は不明だが、李丙燾は植民史観か民族史観かでいえば、間違いなく民族史観だと述べている。植民史観を疑う質問に対して、李丙燾は歴史家の良心に従い研究してきたと言い切った。晩年には、実証主義史学の立場から檀君は「史実」だと語っている。実証主義史学と植民史観を同一視する韓国内の批判に対する反論だったとも考えられる。もしくは兄と慕った崔南善が、植民地期に檀君論を展開していた時には、論戦に加わらなかったことに対する悔過と追善の意味もあったかもしれない。李丙燾は『朝鮮日報』の記事から2年9カ月後の1989年8月に92歳で亡くなった。

画像. 4 東亜日報 1986年10月9日1面・5面記事 (<https://www.donga.com/news/Pdf>)



327 前掲、李丙燾「特別寄稿」。

第5章 近代歴史学における「純正史学」「応用史学」

I. はじめに

本章では、日本の近代歴史学における二項対立的パラダイムである「純正史学」と「応用史学」を整理し、第7章において検討する朝鮮総督府編纂『初等国史』³²⁸の史観や叙述にどのような影響を与えたのかという議論につなぐことを目的としている。ここでの考察によって、「純正史学」が内包した矛盾が明らかになるだろう。

1939年11月10日付けの新聞が、「明春四月から先づ尋五、高一の国史教科書の一部を修正する事になった」³²⁹と報じた。紙面は文部省が四つの方針を掲げて修正を行ったことを伝えているが、「皇室中心の叙述態度」と「英雄主義の修正」³³⁰をうたった点は、朝鮮総督府が発行した『初等国史』の特色と全く同じであった。この報道に朝鮮総督府の編修官中村栄孝は、「今日にしてはじめて、かかる根本方針に覚醒したことは、少々遅きに失する嫌はあるけれども、こゝに中心を置いて大修正を企図せらるゝに至った一大進歩に絶大の敬意を表する」³³¹と述べている。

歴史教科書における記述方針の淵源を遡ると、教育勅語發布後に定められた「小学校教則大綱」(1891年)になるだろう。「その後の学科課程に関する法令に一つの範型を示した」³³²とされる「小学校教則大綱」の第7条では、歴史教育の目的を「国体ノ大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養フ」こととし、人物や事件中心の記述を謳った³³³。国定制に移行した1903年以降、国史教科書は改訂を繰り返しながら、「重要な史実であつても、児童の理解に困難なもの

³²⁸ 朝鮮総督府が編纂した『初等国史』には、『尋常小学国史』を定本に1937年3月と1938年2月にそれぞれ発行された『初等国史巻一・巻二』と、独自に編纂を行った1940年3月発行の『初等国史第五学年用』、1941年3月発行の『初等国史第六学年用』があり、改訂も行われているが、ここでは1940年3月発行の『初等国史第五学年』を『初等国史』と表記し、必要に応じて巻一、巻二、第五学年、第六学年を表記する。

³²⁹ 「国史教科書の一部を修正」『朝日新聞』、1939年11月10日、朝刊、11面。

³³⁰ 「国史教科書の一部を修正」『朝日新聞』、1939年11月10日、朝刊、11面。四方針は「一、皇室中心の叙述態度を更に徹底する様努めた、一、敬神崇祖の教材の増補をはかつた、一、日本文化の自主性、包容性の強調につとめ、外国文化に追隨的な叙述に対しては修正を加へた、一、個人の伝記や逸話の中で単に興味本位のもの、比較的枝葉に互る部分を省略して全体の大観的なものとした」である。

³³¹ 中村栄孝「国史教育躍進のために―皇室中心の国史について―」『朝鮮の教育研究』第136号、朝鮮初等教育研究会、1939年12月、5頁。

³³² 文部省『学制百年史』、帝国地方行政学会、1981年。「文部科学省」HP、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317623.htm、(2017/2/28)。

³³³ 『改正学令彙纂』、教育評論社、1892年、96-97頁。

は省くと云ふ方針」に基づき、「児童中心主義」的な歴史叙述となっていく³³⁴。こうした国史教科書の偏向が、「純正史学」と「応用史学」を区分し、それぞれを歴史学と国史教育に読み代えた³³⁵ことと無関係とはいえないだろう。旧来の歴史学からの自立を目指したアカデミズム史学³³⁶は、自らの歴史学について「過去の事歴の真相を明かにする」³³⁷ことが目的の研究だったが、旧来の歴史学が基盤の国史教育は、教育現場を独擅場にして「善良なる日本国民を養成するのが目的」³³⁸だとする独自の歴史観を確立することで、「応用史学」としてより積極的に自立化へ向かっていった。

II. 「史学」論の起源

第一次伊藤博文内閣の初代文部大臣だった森有礼（1847-1889 年）が、1884 年頃を書いたとされる「学政要領」³³⁹には二つの草稿が存在する。内容は教育行政を「方針」、「学問」、「教育」、「教育費」に分けて、森の考えが述べられているが、第 2 項「学問」については「純正」（「致知」）と「応用」に区分し定義を行っている。

〈草稿 1〉

- 一 学問ハ致知応用ノ二門ニ別ツ而テ致知ノ門ハ小ニシテ足り応用ノ門ハ大ナルヲ要ス
- 一 致知応用共ニ国家必須ノ学問ニシテ更ニ輕重スヘカラス然レトモ我国現今ノ時勢ニハ応用ヲ先ニシ致知ヲ後ニスヘキコト（後略）³⁴⁰

〈草稿 2〉

- 一 学問ハ純正学（ピューアサイエンス）応用学（アツプライトサイエンス）ノ二門ニ別ツ、共ニ国家必須ノ学問トス、而シテ純正ノ門ハ小ニシテ足り、応用ノ門ハ大ナルヲ要ス（後略）³⁴¹

³³⁴ 山田義直『国史教材の観方』、目黒書店、1927 年、19 頁。

³³⁵ 坪井九馬三「史学に就て」（『史学雑誌』第 5 編第 1 号、1884 年 1 月）10-15 頁。

³³⁶ アカデミズム史学の自立化は、廣木尚「一八九〇年代のアカデミズム史学—自立への模索（『近代日本のヒストリオグラフィー』、山川出版社、2015 年）が詳しい。

³³⁷ 喜田貞吉『国史之教育』、三省堂、1910 年 6 頁。

³³⁸ 同上書、14 頁。

³³⁹ 執筆時期は〈草稿 1〉、〈草稿 2〉ともに、1885 年頃としている。

³⁴⁰ 森有礼「学政要領」（大久保利謙編『明治文化資料叢書』第 8 巻教育編、風間書房、1961 年）183 頁。

³⁴¹ 森有礼「学政要領修正本」（大久保利謙編『明治文化資料叢書』第 8 巻教育編、風間書房、1961 年）183-184 頁。

両者の違いは、〈草稿 1〉の「致知」を、〈草稿 2〉では「純正学」に変えたこと、〈草稿 1〉の「我国現今ノ時勢ニハ応用ヲ先ニシ致知ヲ後ニスヘキコト」が、〈草稿 2〉にはないことである。森が純正、応用のいずれを重視したのかという解釈は三分する。一つは安江政一による「応用」重視説で、〈草稿 2〉の「応用の門は大」を、「目先の殖産興業と富国強兵に直接役立つ実用科学の振興を目的」とした実学の強調ととらえた³⁴²。一方、小路田泰直は〈草稿 1〉の「我国現今ノ時勢ニハ応用ヲ先ニシ致知ヲ後ニスヘキコト」が、〈草稿 2〉では削除された点に注目し、「学問とは本来翻訳応用の学（「応用学」）ではなく、独創の学（「純正学」・「致知」の学）」という考えから削除した³⁴³と解釈し、「純正」重視説をとった。さらに中野弘喜は、〈草稿 1〉、〈草稿 2〉のいずれも「共ニ国家必須ノ学問」としていることから、「二つの間に序列は想定されておらず、二つが揃うこと」³⁴⁴を重視していたとした。中野の指摘どおり、森が「共ニ国家必須ノ学問」である「純正学」と「応用学」を学問の双輪と考え、両者は相互に影響し合う不可分の関係性にあると考えていたとしても、実際に「学問」の現場では森の意見をどのようにとらえたのだろうか。

「学政要領」から 10 年を経た 1894 年、帝国大学の史学科教授坪井九馬三（1858-1936 年）が「史学に就て」で、アカデミズム史学の立場から「純正」と「応用」に言及した。

諸科学皆二相を具へたり、史学にも亦二相あるへし、二相とは何そや、純正応用是なり、純正史学は斯学の表面にして応用史学ハ其裏面なり諸科学皆此表裏の二面を具へて始めて完璧を成すことなれとも、其発達分科の由来を尋ぬる時ハ何れの科学も皆其裏面より起きたり（中略）洋の東西を問ハす旧時の史学ハ皆応用史学にして、就中政治に資する敷徳育（旧時の教育とは素より徳育の事なり）に資する敷の目的を以て編纂したるもの其大部を占めたる筈なり（中略）純正史学ハ独逸の「れおぼるど・ふおん・らんけ」に始まる、されは今日より大凡七十年前なり、此七十年の歳月を事実調査・評論・診断に用ゐたるも、史家の説未だ一定せざる問題尠しと為さず、盖し史料不足にして為に史家の事実調査の結果一定せざると、史家の愛国の衷情に羈かれ自国の歴史事実を虚心冷眼以て解釈する能ハざるとの二者ありて然るなり大凡史家の最苦心するは、国史の編纂に在り（中略）国家の恥辱君家の凶徳等を悉く忌避せんとせば、史家ハいきほひ事実を削正せざるを得ず、事実を削正するハ良史家の事に非ず、是を以て国史を書する史家は往々板

³⁴² 安江政一「丹羽藤吉郎論（その 1）」（『薬史学雑誌』 vol112、N02、日本薬史学会、1977 年 12 月）43 頁。

³⁴³ 小野田泰直「日本大学史論序説—森有礼と帝国大学」（『日本史の方法』第 1 号、奈良女子大学、2005 年 3 月）3 頁。

³⁴⁴ 中野弘喜「史学の「純正」と「応用」」（『近代日本のヒストリオグラフィー』、山川出版社、2015 年）122 頁。

挟の位置に立ち事実を叙述するに躊躇することあるべきなり、然れども奮て国史を書せんとする士は能く無慮の愛国心Chauninisme³⁴⁵を去り、事実の調査を慎重にし、記録文書遺品を解釈するに社会学心理学の原則をも適用し、恥辱悖徳の場合にハ其情実時論を詳悉にし努めて寛宥の主義を採り新説を立てんと欲する欲情を抑へ、至公至明を以て事実を調査評論せは、庶幾ハ妥当の診断を得て国民を満足せしむるを得ん乎、されは国史を純正史学と為すハ至難の事なり、余輩の知る所にては斯の如き史家は実に得易すからず

345

坪井は「純正史学」と「応用史学」を、歴史学の表裏になぞらえ、二面が備わってこそ完璧になるとした。「応用史学」は政治や教育を目的に編纂したもので、「洋の東西を問はず旧時の史学ハ皆応用史学」だと言明し、「純正史学」はドイツの歴史家レオポルト・フォン・ランケ（1795-1886 年）が起源の近代歴史学だとしている。坪井とランケの接点となったのは、1887 年から帝国大学史学科に招聘されていたランケの高弟、ルートヴィヒ・リース（1861-1928 年）である。近代歴史学を学び 1891 年に欧州留学から帰国した坪井³⁴⁶は、単に同僚というだけでなく、リースが導入したランケ史学の後継者となった³⁴⁷。こうした経緯からも、坪井自身の立場が「純正史学」にあったことは明白であろう。しかし坪井が指摘するように「純正史学」の歴史はわずか 70 年に過ぎず、まして日本では数年しか経っていないことから、史料不足を原因とした事実調査結果の曖昧さや歴史家自身の愛国心が国史編纂の障害となっていた。歴史家としての坪井の懊悩は、「国史を書する史家は往々板挟の位置に立ち事実を叙述するに躊躇することあるべきなり」、「国史を純正史学と為すハ至難の事なり」という言葉に歴然と現れている。明治以降に持ち込まれた「純正史学」の理論と長い歴史を持つ「応用史学」を比べれば、国史の問題を克服するべき「純正史学」の体制は甚だ脆弱であり、抱えた問題もこれだけではなかった。

「史学に就て」が書かれた 1894 年当時の帝国大学文科大学では、坪井やリースが所属する史学科とは別に国史科が設置されていた。従来は和文学科の講義課目だった「日本歴史」を国史科として独立させるにあたり、帝国大学総長渡邊洪基から意見を求められたリースは、「史

³⁴⁵ 前掲、坪井九馬三、10-15 頁。

³⁴⁶ 「リースが着任すると、坪井は本格的に近代歴史学を習得するため、ベルリン大学・プラハ大学・ウィーン大学およびチューリヒ大学に留学、二十四年八月に文学博士の学位を授けられ、同年十月に帰国」（『国史大辞典』、JapanKnowledge、<http://japanknowledge.com.ezoris.lib.hokudai.ac.jp/lib/display/?lid=30010zz327480>、2016/1/6 アクセス）。留学期間は 1887 年から 1891 年の約 3 年間となる。

³⁴⁷ 柳川平太郎「箕作元八と旧制中学西洋史教科書」（『高知大学教育学部研究報告』第 76 号、2016 年 3 月）227 頁。

学科及国史科ハ合シテ之ヲ一科ノ如クニ為サンコトヲ勧告ス」³⁴⁸と回答する。しかし実際に国史科と史学科が統合されたのは、リースが帰国した後の 1904 年になってからであった。坪井が国史に関する憂慮を述べた背景には、単に「純正史学」が二分されているという問題だけでなく、アカデミズム史学の出発点において、国史が「文学」に含まれていた文科大学の現状に対する慨嘆もあっただろう。だからこそ「国史を純正史学と為す」ためにも、「文学」から切り離れた国史科を史学科に統合することは必須だったのである。

廣木尚は、坪井が史学と文学を区分していたとして、純正史学＝研究、応用史学＝教育の分割線に加え、「応用史学」＝「文学」としての「歴史」と、「純正史学」＝「学問上の史学」³⁴⁹という分割線を定義したが、坪井自身は「文学」を「史学」とはとらえていない。

坪井は歴史を「物語」、「鑑」、「史学」に分類し、「物語」を最古の歴史の形とした³⁵⁰。「物語」には「古事記」や「栄華物語」、「平家物語」、年代記や政府の編纂による実録、記録などが該当するが³⁵¹、「今日いふ史学とは大に違ふ、どうしても物語といはねばならぬ性質のもの」³⁵²だとして「物語」を「史学」とは認めていない。一方「鑑」については「歴史事実を何でも書いたといふのでもありませぬから、純粹の物語とは大に違ひ（中略）社会全般のことを網羅するといふ意で書いたのではない、随つて直に真正の歴史としては見るべきものではありません」³⁵³と述べ、「鑑」は「皆教科書」³⁵⁴だと断じた。坪井は「教育」用の歴史を「応用史学」と見たのである。以上のことから、坪井が「鑑」は「応用史学」と認めるが、「物語」は「文学」ととらえていたことが明らかであり、「文学」＝「応用史学」を定義したとは言い難い。

森は「教育」を「学問」と分けて定義し、さらに「教育」は「初等教育」に限定した。森が「教育」の中でも特に「初等教育」を重視したことは明白だが、「初等教育」と「応用学」の言及には至らなかった。しかし「史学」を「純正」と「応用」の表裏と考えた坪井は、裏面となる「応用史学」の価値を、「教育」用として認めたのである。

³⁴⁸ 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』、1932 年。

³⁴⁹ 廣木尚「一八九〇年代のアカデミズム史学―自立への模索」『近代日本のヒストリオグラフィー』、山川出版社、2015 年、88 頁。

³⁵⁰ 坪井九馬三『史学研究法』、早稲田大学出版部、1903 年、21 頁。

³⁵¹ 同上書、23-26 頁。

³⁵² 同上書、25 頁。

³⁵³ 同上書、29-30 頁。

³⁵⁴ 同上書、29 頁。

III. アカデミズム史学と「応用史学」

「国史を純正史学と為すハ至難の事」だと坪井は述べたが、前章で触れたように「純正史学」を標榜したアカデミズム史学が、文学と国史を切り離すにはかなりの時間を要した。一方でアカデミズム史学は、旧来の歴史学である「応用史学」からの自立も模索し、そこから「応用史学」自体を自立に向わせる言説が生み出されてくる。すなわち教育としての国史を「応用史学」と定義する議論である。

アカデミズム史学出身の喜田貞吉は、1901 年から文部省に勤務し教科書編纂に携わるが、1910 年 12 月の南北朝正閏問題によって休職処分を受けて以降は、京都帝国大学、東北帝国大学で教職に就く。喜田は「純正史学」と「応用史学」を厳然と区別することを提案し、「純正史学」について以下のように定義した。

歴史と云ふ中にも、学問として研究する歴史と、一般に世人の目に映ずる歴史と、之を普通教育に応用する場合の歴史とは、余程其の間に区別がなければならぬ。先づ学問として研究する側の歴史とは即ち所謂純正史学で、其の説明は甚だ簡単に、且、甚だ容易である(中略)一見簡単に見えるものでも、よく之を研究して見ると、他の事実と種々入り組んだ関係を有して、甚だ複雑した現象である場合が多い。それ等の関係を精しく調査研究して過去の事歴の真相を明かにするのが即ち学問としての歴史である。純正史学である³⁵⁵。

喜田は学問として研究する「純正史学」とは、「甚だ複雑した現象」を「精しく調査研究して過去の事歴の真相を明かにする」こととし、「応用史学」については以下のように定義した。

世人の目に映ずる歴史は往々事実を誇張して、其の真相を得て居らぬ場合のものであるが、それを教育上に応用する事となると、其の方が却つて妙味のある事になつて来るのだ。純正史学の目から見ると間違つた判断であつても、普通教育には時として却つて利用せられる。(中略)普通教育上にあつては歴史家を作るのでもなければ、政治家を作るのでもない。善良なる日本国民を養成するのが目的であるから、敢て歴史上の精密なる知識を必要とせぬ。重箱の隅を楊枝でほじくる様な事は必要でない³⁵⁶。

³⁵⁵ 前掲書、喜田貞吉、5-6 頁。

³⁵⁶ 同上書、13-14 頁。

喜田は「応用史学」としての「普通教育」について、「善良なる日本国民」の養成が目的だとした。さらに、「純正史学」を教育用とすると「常に教育の目的を達し得ないのみならず、時としては有害なる結果を生じないとは限らぬ。専門学者が研究して、専門雑誌等の上で報告した様な新説を何等の考慮を加ふる事なく児童の前にさらけ出す様な事は慎むべき」³⁵⁷と述べ、国史教育が「理想的の「善良なる国民」を作る」³⁵⁸ためのものだと強調した。喜田は坪井の「応用史学」論における「教育用の歴史」という枠組みをより具体化し、普通教育としての「国史教育」の重要性を強調するだけでなく、教え方も重視している³⁵⁹。坪井は「応用史学」を「純正史学」の裏面と評したが、喜田は表面である「純正史学」に縛られない「国史教育」を提言したのである。喜田の考えはアカデミズム史学出身の教育者たちへと受け継がれ、「応用史学」の解釈はさらに飛躍していく。

1900年に帝国大学史学科を卒業した新見吉治は、広島高等師範学校の教授となる。新見が東京高等師範学校にはない「歴史研究法」の講義を設けたのは、「一年生に史学論・歴史研究法を教えていた東京帝大史学科のカリキュラムの影響」³⁶⁰があった。坪井の『史学講義』を受けた新見だが³⁶¹、『歴史教育論』（1934年）では、「純正史学」に対する批判が目立ち、ともすると「応用史学」を上位においた見解が散見する。新見は「史料を蒐めて史実を考証し、構成し、その知識を他人に伝へんが為に記述する仕事」を「修史」、「歴史の教科書により、或は口述筆記によつて教授するところの学問」を「読史」と呼ぶが³⁶²、「修史」は「純正史学」、「読史」は「応用史学」に置換えられる。平泉澄の「修史」批判³⁶³に対し、「現代修史学者が考証に墜して修辭上の用意を欠き、零細の事実の精確を期して却つて大局の真を逸するの弊を指摘した」³⁶⁴と同調した新見は、「修史家の仕事は歴史知識を要求する読史家の存在によつて益々盛になる（中略）修史家は畢竟読史家であらねばならず、読史家は又遂には自ら修史家たり得ることはいふまでもない（中略）書物に読まれない批評眼を備へた読史家が、自ら修史家として事実の真相を掴もうとする企をなすべき道が開かれる」³⁶⁵とも述べ、「純正史学」にない「応用史学」の「価値」を評価し、「応用史学」の優位を強調した。坪井から直接アカデミズム史学を学んだ新見は、坪井が「純正史学」の裏面と評した「応用史学」を、「純正史学」と並立する歴史分野に位置づけた。

³⁵⁷ 同上書、19頁。

³⁵⁸ 同上書、4頁。

³⁵⁹ 同上書、286-315頁。

³⁶⁰ 菅真城「重田貞一と広島高等師範学校」『広島大学史紀要』第3号、2001年3月、93頁（出典は新見吉治『分け登る歴史学の山路』、新見吉治先生頌寿記念刊行会、1969年）。

³⁶¹ 同上。

³⁶² 新見吉治『歴史教育論』、同文書院、1934年、48頁。

³⁶³ 平泉澄「歴史に於ける実と真」『史学雑誌』第36編第5号、1925年5月）。

³⁶⁴ 前掲書、新見吉治、15頁。

³⁶⁵ 同上書、101-102頁。

以上は、学問としての「応用史学」を考えたアカデミズム史学出身者に対しての議論だが、実際に国史教育に従事した教員たちは「応用史学」をどのようにとらえたのだろうか。

東京女子高等師範学校訓導兼教諭を務めた大塚良治は、「純正史学」と「応用史学」を「學術」と「日本歴史科」に置換し、「學術」には「国境」も「政策」もないが、「日本歴史科」はそれと違って「徹頭徹尾国境的にして政策的」であり、「日本歴史科」の「目的と内容の範囲程度とは全然国家の意思に従って決定せらるべき」だと述べた³⁶⁶。さらに「純正史学」に対しては、このような研究を「一般世俗に向つて不注意に発表」すべきではないとまで言う³⁶⁷。一方歴史家の養成を目的としない「日本歴史科」は、「常に国民的生活の基盤の上に確立」されるべきであり、「事実の取捨選択上純正史学と甚だ差違」があるのも已むを得ないと³⁶⁸、両者の立場の違いを強調している。また「日本歴史科」が重要である理由に、「国民教育上の大任」と「人性陶冶上の重責」を果している点³⁶⁹を挙げている。

東京高等師範学校訓導の山田義直は、「純正史学とは歴史、それ自身の為に歴史を研究する学問であり、応用史学とは或る目的のために、歴史の材料を借りて来る学問」³⁷⁰だとしううえで、大塚よりもさらに踏み込んで両者の違いを挙げた。以下に要点を抜粋する。

- 一、純正史学は真の価値、国史教育は善美の価値に重きを置く。不完全でも古来国民がその実在を信仰するものは採用。国史教育が伝説を採用する説には誰も異論がない。
- 二、純正史学は倫理的材料に軽重が無く、国史教育は有る。歴史教育では国家や忠義で功勞の有る人物はその価値を重くして述べ、善事は表彰するが悪事は詳述しない。
- 三、純正史学は過去の觀照が主で過去に忠実だが、歴史教育は現代と将来を觀照予測し案を作るべきでこの点が大きな違いである。国史教育は過去に忠実な歴史ではない。
- 四、純正史学は好悪褒貶の批判を加えず、国史教育では道徳的批判を持ち現在と将来を指導する。国史教育での道徳的指導は明示と暗示に分ける。
- 五、純正史学は写実的かつ赤裸々主義の研究的態度だが、国史教育では絵画的かつ色彩主義がよい。国史教育ではあることを詳述し、あることを省き色彩を鮮明にしておくことが主眼。
- 六、純正史学では既成の歴史を説く場合と、新たに歴史を構成させる場合があるが、国史教育は歴史を構成せず、既に洗練されたものを利用し語り伝える³⁷¹。

³⁶⁶ 大塚良治『小学歴史教授法精論』、目黒書店、1917年、2頁。

³⁶⁷ 大塚良治『小学歴史教授法精論』、目黒書店、1917年、6頁。

³⁶⁸ 大塚良治『小学歴史教授法精論』、目黒書店、1917年、7頁。

³⁶⁹ 大塚良治『小学歴史教授法精論』、目黒書店、1917年、10頁。

³⁷⁰ 山田義直『国史教材の觀方』、目黒書店、1927年、25頁。

³⁷¹ 同上書、26-41頁。

山田に至ると、「純正史学」と「応用史学」の差異はさらに明確に強調され、「応用史学」はもはや「純正史学」の裏面とはいえない、まったく独自の観点の歴史学を定義した。

一方、東京高等師範学校教諭の中川一男³⁷²は、「純正史学」と「応用史学」を「史学」と「歴史科」に言い替え両者の共通点を認めるが、二つは截然と区別されるべきだとした。その理由について、「史学」は「科学的見地」に立って「史学それ自身のために構成」され、「歴史科」は「教育的見地」に立って「人間教化のために構成」されるものだからだとしている。さらに続けて中川は以下のように述べた。

被教育者が悪に而すれば之を悪とし、善に而すれば之を善とする倫理的批判—その確固たる倫理力の養成こそは歴史教育の根柢といふべく、これは歴史学の全く関知せざる所である。まことに歴史科は歴史学の附属ではない。歴史科には別に人間教化のためまた人類形成のためといふ偉大な目的がある。史学とは別個の見地が存在するのである。さうして歴史教育家が更に一段の努力を捧ぐるならば歴史科だけで一つの独立した研究を開くことが出来る³⁷³。

中川は「応用史学」が「純正史学」の「附属」ではなく、「一つの独立した研究」だとすることで、坪井が「純正史学」の裏側と称した「応用史学」に自立という活路を提示したのである。

以上のことから、教員教育の現場では「純正史学」と「応用史学」がそれぞれ全く別の関心で歴史を扱うことを自明と認識していたと理解することができるだろう。「応用史学」を歴史分野の一つと解釈し、その立場を明確にさせたことによって、「応用史学」の側から積極的に「純正史学」とは袂を分かったといえるような事態になったともいえる。

喜田を除く大塚、山田、中川は高等師範学校の教員であり、アカデミズム史学出身の新見も広島高等師範学校の教授だった。喜田もアカデミズム史学出身だが、文部省で国定教科書の編纂に携わっていたことを考え合わせると、「純正史学」と「応用史学」を取り巻く構図は、アカデミズム史学と教育現場の指導的立場との対立という構図に置換えることも可能だろう。

³⁷² 中川一男（1893～1949）、東京高等師範学校教授。

³⁷³ 中川一男『歴史学及歴史教育の本質』、四海書房、1927年、174頁。

IV. 教育現場の反応

高等師範学校の教員を中心とした「応用史学」論が独自の歴史叙述を確立していくなか、こうした動向への動揺が初等教育機関の教員の間に生まれてきた。『研究評論歴史教育』³⁷⁴には、「教壇に立つてまだ幾ばくもない真摯な歴史教育家が(中略)可成り深刻な疑問や煩悶」を訴えた投稿³⁷⁵が掲載されているが、そこからは教育現場の混乱と事態の深刻さが伝わってくる。

私は神代の歴史を教ゆるたびに、いつも心が痛ましめるものであります。勿論私は神代の歴史を否定しやうなどといふ考は毛頭もつて居りません。我が建国の歴史を心から信じて少しも疑はないものであります (中略)少し大きくなつて理性で物を考へ論理的な推考をなすやうになつてきた時、「あれは嘘だよ。話だよ。」ときつと思ふに相違ない。さうした時、史実の架空的なことや不合理なことの僅かに存在することから、全体を否定する—とまではゆかなくともある点まで疑の眼をもつて見るのではなからうか。神代を軽視するのではないだらうか(後略)³⁷⁶。

純正な史学と歴史教育とは区別しなければならぬとは一般に言はれてゐることであり、また事実には於て現代の普通教育上行なはれてゐる所である。けれどもそれがあまりに極端に走つてはゐないだらうか(中略)この傾向が極端にまで進むにつれ、事実には照して全然価値なき伝説や説話の類を、それが恰かも事実であるかの如く教へ、また国民の美点ばかりを述べて欠点を少しも考へないことになつてしまふのではないだらうか。(中略)これは歴史を教育のために用ひ、歴史教育を倫理教育の奴隷せしめたためのものであると考へる。(中略)学問上に立脚した真実なる歴史それ自身をのみ教へて、それで以て善悪といふ倫理的批判なり、美醜といふ道德的審美批判なりをなさしめたいと思ふ。歴史を教ゆることについて、批判の眼を眠らせ醜惡の面を掩うてまで盲目的に之を導くこと

³⁷⁴ 歴史教育研究会発行の学術雑誌である。歴史教育研究会については、「1926年10月に創刊された『研究評論歴史教育』の発刊に伴って結成された歴史教育に関する専門的な学術組織(中略)。昭和戦前期において歴史教育に関する最大の学術組織であり、1944年11月に活動を休止するまで、「研究論説」「史潮」「教育資料」「国際時事」「受験界」「応問」「史報」など歴史教育に関する様々な情報を初等教員や中等教員が発信していた」(福田喜彦「昭和戦前期における歴史教育情報の受容と初等教員の資質形成—『歴史教育講座』の構成とその特色の検討から—」『愛媛大学教育学部紀要』第58号、2011年10月、192頁)。

³⁷⁵ 不明「史界」(『研究評論歴史教育』第1巻第4号、歴史教育研究会、1927年2月)93頁。

³⁷⁶ 横田某「神代の歴史について」(『研究評論歴史教育』第1巻第4号、歴史教育研究会、1927年2月)94-95頁。

は絶対に私の執らざる所である。さう考へて見ると現代の歴史教育とは余りにかけ離れてゐるやうに見える（後略）³⁷⁷。

児童にはただ説話により史実を供給するばかりでなく深く児童の内心にまでも触れしめて十分史実を批判推理せしめなければならぬとの主張や、徒らに一斉注入教授をするのではなくて、児童の自学自習によらなければならぬとの主張などに動かされて、私はこの数年来尋常科の児童にいろいろ試みて見たが（中略）教科書はあの通りだからとてもあれを読んだだけでは立派な感情が起つて来ない（後略）³⁷⁸。

投稿からは、「応用史学」の自立化によって歴史事実との齟齬が生じた教育現場が混乱を来していること、現行の国史教科書に対する批判も出てきていることが伝わる。

「応用史学」に対する反発は、教育現場からの声だけににとどまらなかった。岩井精造³⁷⁹は『国史教授法研究の仕方』の中で、「純正史学」との二分化に反対し、急進化する「応用史学」論を批判している。

史学の二元観には無理があり、矛盾がある。素より純正史学的な大学の国史と、応用史学的な小学校の国史との間には径庭があるが、その径庭は要するに難易の差にすぎぬもので、前述の如き質の差があるものではない。（中略）等しく過去、現在及び将来を対象とすべきもので、真、善、美、聖その他政治、経済等の何れをも度外視してはならぬものである。単に教材と教授法との上に、心理発達の段階に応じての差異をみるべきのみである³⁸⁰。

岩井は大塚と思われる「初等国史教育界の一方の重鎮たる某々氏」の説を逐一批判し、「純正史学」と「応用史学」の差を「質」ではなく「難易」だと主張した。その理由として、比重の差こそあれ両者はともに、「過去、現在及び将来を対象とすべき」であること、「真、善、美、聖その他政治、経済等の何れをも度外視してはならぬもの」であることを挙げている。これまでの「応用史学」論の主張では、現在及び将来は「応用史学」の範疇だとしていたが、岩井は、「応用史学」に新たな枠組みを与えた言及だった。しかし一方で「応用史学」には、「人道的

³⁷⁷ 梅田某「歴史学と歴史教育」（『研究評論歴史教育』第1巻第4号、歴史教育研究会、1927年2月）95-96頁。

³⁷⁸ 菅澤生「児童の史実批判について」（『研究評論歴史教育』第1巻第4号、歴史教育研究会、1927年2月）97-98頁。

³⁷⁹ 岩井精造については、著者名にある「文学士」しか情報がない。

³⁸⁰ 岩井精造『国史教授法研究の仕方』、高踏社、1934年、9-10頁。

方面」、「社会的方面」、「道徳的方面」に対する教育的価値がある³⁸¹と述べて、従来からの「応用史学」論による国史教育は肯定している。以上のことから、岩井の反論の真意は、急進的な「応用史学」論への警戒感と見るほうが妥当だと思われる。

急進化する「応用史学」論への批判は、当初自立化の一環として積極的に「応用史学」との差別化を図っていたアカデミズム史学の中枢からも出てきた。

帝国大学文科大学史料編纂掛や教授を歴任した黒板勝美は、まさにアカデミズム史学の中枢にいた人物だが、「応用史学」が国民教育を錦の御旗に放縦な歴史解釈を行うことに対して、「学問界の危機」だとする深刻な懸念を示した。

歴史を教育に応用するに当つて、取捨は可なり、事実を曲ぐるは甚だ不可である。すべて歴史には学生に知らしめてよい事ばかりではない。(中略)教育上必要な部分だけを取れば十分である。日本歴史を国民教育に応用する場合、如何なる方針により、如何なる取捨安排をすべきかは最も注意すべきことである。併し之がために事実を無視し、事実を曲げて教育上都合のよい様にするのは以ての外である。これ歴史を教育の奴隷と為すものである。実に歴史の權威を無視するものといはねばならぬ。国民教育で歴史を教ふる場合に、事実を枉げたり、無いことを有つたやうに述ぶるのは、教育そのものゝ根本を壊るのではあるまいか。学生児童に嘘をいつても差支ないと教ふるやうなものではあるまいか³⁸²。

黒板は歴史の「応用」を認め、「教育上必要な部分だけを取れば十分」だと述べるが、「事実」を曲げること、無視すること、「教育上都合のよい様にするのは以ての外」だと断じた。加えて「無いことを有つたやうに」記述することは、教育の根本原理に背き、「学生児童に嘘をいつても差支ない」と教えるようなものだとして批判した。前述した投稿を見たような内容だが、「応用史学」論の歴史叙述が既に眼に余る状況にあったことを窺わせる。また「事実」を復唱することで、歴史は「事実」に基き叙述するのだという「純正史学」の立場を、強調していると解釈することもできるだろう。

数度にわたり改訂された『国史の研究』³⁸³の初版では、神代史の研究について「第一の障碍となるのは所謂小愛国熱ともいふべきもので(中略)忌憚なき評論下すものあれば、直ちに以て愛国心なき学者なりと罵り騒ぐことが従来ないでもなかつた、(中略)歴史家としてその言

³⁸¹ 同上書、57 頁。

³⁸² 黒板勝美「歴史と教育」『虚心文集』第二、吉川弘文館、1939 年、479-480 頁。

³⁸³ 黒板勝美の『国史の研究』は 1908 年版、1918 年版、1932 年版、1936 年版、1941 年版、1943 年版があり、初版版を除き「総説」、「各説」、「上巻」、「下巻」と分冊しているが、本文では全て版と題名を表記し、必要に応じ分冊名も表記する。

我が皇室の事若しくは、伊勢大廟等に及ばば十分謹厳に発表すべきは勿論のことであるが、さればとて歴史上正当に論及せらるべきことを遠慮するのは決して歴史家の態度ではない、学説は最も神聖でなければならぬ」³⁸⁴と黒板は述べた。1918 年版では、「国民的自覚は歴史より得ることが多い、然し歴史を学ぶと共に小愛国心に囚はれてはならぬ、(中略) 自国のことなれば、悪も善とし、間違も真とし、悪を隠して善にばかりしたがるとか、伝説等に誤られて、これを過信するとかいふやうなこと」³⁸⁵だと述べ、坪井も批判した「無慮の愛国心Chauvinisme」を、アカデミズム史学が一貫して捨てるべきだと考えてきたことがわかる。『国史の研究』からは、「純正史学」が「事実」を最重要視し、「ショービニズム」を排除しようと考えていたことが読み取れるが、「応用史学」に対しても同じことを求めたといえるだろう。

「応用史学」論が独自の歴史叙述を確立させたことで生じた歴史事実との齟齬は、教育関係者だけでなく、アカデミズム史学も巻き込んで、あるべき歴史教育を模索していくことになった。

V. 「純正史学」の中の「応用史学」

『国体新論』(博文堂、1925 年)や陸軍士官学校での講演³⁸⁶を通し、日本精神主義や国家主義の立場を明確にしていた黒板は、「国史」の解釈、特に「神代史」において、「愛国心」に囚われていなかったといえるだろうか。

1908 年版『国史の研究』では、『古事記』、『日本書紀』が「史的見地よりしては之を本文通りに解釈し得らるべきものにあらざるのみならず、その神話伝説の如何に混淆錯雑せるかは想像の外」³⁸⁷だとしながらも、「多少なりともその伝説神話の中より史的事実を抜き出し、以て我が建国の有様を知ることが出来るのである、(中略) 神代に於て八百万の神々が既に皇室を中心とし氏族制度を以て国家を成せるを考へても万世一系の皇基は既に既に成つて居つたといはねばならぬ」³⁸⁸とした。概言すると、「史的見地」から伝説神話を見れば「混淆錯雑」だが、僅かでも「史的事実」を引き出して、「建国の有様」を記したものが「神代史」だと述べているのである。さらに 1918 年版『国史の研究』各説の部では、神話伝説を「歴史研究の資料」だとしたうえで、神代史を「国史の出発点」とした³⁸⁹。

³⁸⁴ 黒板勝美『国史の研究』全、文会堂書店、1908 年、225-226 頁。

³⁸⁵ 黒板勝美『国史の研究』総説の部、文会堂書店、1918 年 a、322 頁。

³⁸⁶ 黒板勝美「歴史上の見地より我国体観念」『我国体観念』、陸軍士官学校高等官集会所、1925 年。

³⁸⁷ 前掲書、黒板勝美、1908 年、242 頁。

³⁸⁸ 同上書、242-243 頁。

³⁸⁹ 黒板勝美『国史の研究』各説の部、1918 年 b、2-3 頁。

無論神話も伝説も歴史研究の資料である。若しそれらの中から史的現象を抜き出す方法が発見せらるゝならば、所謂有史時代をだんだん太古に遡らしめ得るであらう、(中略)神話学者が果してよく神話伝説から史的現象を抜き出し得るであらうか(中略)神話伝説から史的現象を抜き出すには、人類学、土俗学、考古学若しくは社会学、言語学等の補助に頼らねばならぬ、(中略)されど此等の研究が出来る出来ぬに関せず、国史学者として先づ定めねばならぬ事がある、それは我が国史の出発点である、固より画然と之を定むることが六ヶしいにせよ、神話伝説の中から幾分にてても史的現象の認めらるるものがあるなら、其処を国史の出発点とするのが尤も穩当である。(中略)何といつても神代のことは、古事記、日本書紀及び旧事本紀の一部、又は古語拾遺や新撰姓氏録、風土記など、奈良朝以後に編纂し、書き集められたものに拠る外なく、その中には支那や朝鮮の神話伝説も混入し、或は語り継ぎ言ひつぎ来つた間に、類似のものが互に結び合つたのも多いに相違ない³⁹⁰。

ここでは『古事記』を筆頭に「奈良朝以後に編纂し、書き集められたもの」の資料的価値が、いかに危ういものだとしても、神話伝説の中に少しでも「史的現象」が認められるならば、「其処を国史の出発点とする」と述べた。1908 年版が「混淆錯雑」の中から実際に起こった「史的事実」を引き出すとしたのに対して、1918 年版では主観的な認識の対象を示す「史的現象」が認められたらという表現に変わっている。では黒板が言う「史的現象」とは、具体的にどのようなものだろう。また「純正史学」の要諦である「事実」を、「現象」に言い換えたのはなぜだろう。

先づこゝに論ずべきは、前にいつたやうに国史として観るべき神代史の出発点である、古事記や日本書紀等に見ゆる天地開闢の条から、伊弉諾尊、伊弉冉尊の条までは、之を歴史として解釈するにはまづ高天原の所在といふ六ヶしい問題が横はつて居り、余は寧ろ神話として解釈すべきものと思ふ。しかしそれらの神話に我が建国の体制や皇室の尊厳及び国民の信念等がよく窺はるゝのは、国史を研究するに当つて大切なことである(中略)天御中主神や国常立尊から諾冉二尊までは全く神話の神々であらせらるゝとするも、また天照大神の記事に猶ほ神話とすべきものあるにせよ、それらの神話には国体を説明すべきものがあり、又我が歴史の曙光將に上らんとするところが見えて居る。又諾冉二尊大八洲生成の記事は、(中略)神話を科学的に解釈しなかつたゝめに生じた誤謬で、この神話には二尊が国土を生み給ひしといふところにその価値が存して居る。即ち大八洲はその山や木や草や海と同じく、二尊の生みたまひしもので、すべて皇室のも

³⁹⁰ 同上書、黒板勝美、1918 年 b、2-4 頁。

のである、従つてこの国土に皇室の本宗たる天皇が永く君臨しますべきものであるとの信念深く国民の心に刻まれ、こゝに皇室中心主義の国土観念を生じたのである³⁹¹。

黒板は神話の中に、国史研究にとって重要な日本の「建国の体制」、「皇室の尊厳」、「国民の信念」などが窺われ、天照大神の神話には「国体」に関する説明や、「歴史の曙光」が見えると述べた。くわえて伊弉諾尊、伊弉冉尊の国生みは、「人事的に解釈」するのではなく、「科学的に解釈」することで日本の国土が「すべて皇室のもの」だということが明らかになり、「皇室中心主義の国土観念」が生まれたとする。つまり「皇室中心主義の国土観念」を形成するのが「史的現象」だとしているといえよう。この「皇室中心主義」が、『初等国史』編纂において頻繁に繰り返されていた「天皇中心」、「皇室中心」の歴史叙述の淵源になると思われる。

1932年版『国史の研究』において、黒板はついに「国史の出発点」を天照大神に定めた。

いづれにしても皇室の御祖先たるべき御方は天照大神より外にないのである。元来史話なるものは直ちに截然と神話に代るものではなく、その境界互に入り交つて、明かに両者を画限することが六ヶしい、これが天照大神の半ば神話の神、半ば実在の御方として古典に現れ給ふ所以でもある。たゞ天照大神に関せる記載に、どれだけが神話であり、どれだけが史話であるかを区別することは頗る困難であつて、神話が余程よく史的現象を包んで居り、史的現象が余程よく神話化せられて居る。従つて(中略)天照大神の御代に皇室の基礎が定まり、我が国は天照大神の神徳によつて肇まつたことは臆気ながら認められなければならない³⁹²。

ここでは「史的事実」、「史的現象」に加えて、「神話」に対する「史話」が新たに登場する。黒板は「史話」は截然とは「神話」に代わらないため、「史話」と「神話」の区別が難しいが、だからこそ天照大神の記事は「神話」が程よく「史的現象」を包んだことで、「史的現象」が程よく「神話」化していると述べた。「国史の出発点」を天照大神に決めた理由を、1932年版では「皇室に於かせられて御祖先として歴朝奉祀したまふ天照大神こそ肇国の御方であらせられ、(中略)天照大神以来皇統が御代々連綿として今日まで及んでゐるのは事実」³⁹³だからだとした。1941年版でも同様の見解を示すが、天御中主神や国常立神については、1932年版が「実在の神で史的人物として取扱はれたまふ御方であらうか」³⁹⁴と疑問を呈したのに対して、

³⁹¹ 同上書、16-17頁。

³⁹² 黒板勝美『更訂国史の研究』各説上巻、文会堂書店、1932年b、15-16頁。

³⁹³ 黒板勝美『更訂国史の研究』総説、岩波書店、1932年a、426頁。

³⁹⁴ 同上。

1941 年版では「実在の御方でなくて、史的人物とは申されず」³⁹⁵とはっきり否定している。これによって天照大神が最初の史的人物と認められ、「国史の出発点」となることがより明確になった。黒板が神話伝説の中に見い出した「国史の出発点」は、当初の「混淆錯雑」から「史的事実」を引き出そうとしたことから、少しでも「史的現象」が認められるなら「其処を国史の出発点にする」へと変化し、ついに天照大神に辿り着いた。「応用史学」論のように「事実を枉げたり、無いことを有つたやうに述べる」ことは断じて許されないが、「神話」と「史的現象」が塩梅よく存在する天照大神は、「臆気ながら認められなければならない」と判断することが、アカデミズム史学の立場にある黒板が出した結論だった。1894 年に坪井が吐露した歴史家としての懊悩は、半世紀を経てついに黒板によって金科玉条を見出すことになった。

黒板は神話伝説の扱いを、「神話は、私は二つの古い言伝へられた話として、是は其の儘尊重して、其の儘之を取扱ふと云ふことが一番安全であります（中略）慙つか神話に色々の歴史的解釈をつけることは間違です。（中略）歴史的に解釈することが、根本的の誤り」³⁹⁶だと述べている。「純正史学」の立場としては「歴史的に解釈する」必要があったが、1918 年版で「神話も伝説も歴史の資料」³⁹⁷としているとおり、その価値を認めたのである。つまり神話を歴史として、「其の儘之を取扱ふ」ことにしたのである。史実と史料を重視し、それを精査検証することが信条の「純正史学」が、荒唐無稽な神話をそのまま歴史資料として容認することで、「応用史学」の荒唐無稽と何等変わるところがなくなった。黒板は教育としての「応用史学」が、「事実を枉げたり、無いことを有つたやうに」言うことを批判したが³⁹⁸、曲げていないにしろ、十分な研究成果もない不確かな存在を認めたことになる。アカデミズム史学の中心にいた黒板の判断は、取りも直さず「純正史学」が「神話」の実在性を認めたことにほかならない。アカデミズム史学が「応用史学」を非難すること自体、本末転倒な状況に陥ったのである。黒板による「純正史学」論は、そのまま高弟の中村栄孝へと受け継がれた。

VI. おわりに

本章では、根底に「神話」や「皇室」の存在が潜む日本の近代歴史学の産物である「純正史学」、「応用史学」というパラダイムをあらためて整理し、純正史学に内包された応用史学について明らかにした。詳しくは以下で述べる。

³⁹⁵ 同上書、425-426 頁。

³⁹⁶ 黒板勝美「小学国史教材の見方」（『現代国史教育観』、東京教育書房、1934 年）94-119 頁。

³⁹⁷ 前掲書、黒板勝美、1918 年 b、2 頁。

³⁹⁸ 前掲書、黒板勝美、1939 年、480 頁。

まず、「純正学」、「応用学」の黎明期に遡り、「史学」論成立の過程を追った。森有礼によって定義された「純正学」、「応用学」は歴史学にも適用され、「純正史学」、「応用史学」となるが、その目的の大方のところは「純正史学」を確立させるためのものであることを明らかにした。

次に、アカデミズム史学による「応用史学」の差別化の実態と、「純正史学」から切り離された「応用史学」の自立化の過程を明らかにした。アカデミズム史学は「国史教育」を「応用史学」として位置づけるが、「応用史学」は「教育」現場を独擅場に「純正史学」とは異なる歴史学の分野に「応用史学」を位置づけようとした。

さらに、「応用史学」論に則る歴史叙述をめぐり教育現場が混乱する状況と、「応用史学」論に対する反発の実態を明らかにした。急進化した「応用史学」論への反発は教育現場だけでなく、「応用史学」の内部からもおこり、積極的に差別化を図っていたアカデミズム史学からも出た。

最後に、「応用史学」論を批判した「純正史学」に内包された「応用史学」論的な歴史認識の実態を、黒板の『国史の研究』から読み解いた。「国史の出発点」を天照大神とする「皇室中心主義」は、自らが批判した「応用史学」の問題点を克服できなかったが、この歴史認識はそのまま朝鮮総督府の中村に継承された。

画像 5. 木全清博「歴史教科書」『近代日本の教科書のあゆみ—明治期から現代まで』（滋賀大学附属図書館編）、2006 年、45 頁。

表 1 国定歴史教科書の変遷（初等教育 6 力年）

期	教科書名	発行日（文部省原本発行日）	総 頁
1	小学日本歴史 一 二	1903（明36）年10月6日	本文68頁 御歴代表5頁
		1903（明36）年10月16日	本文70頁 御歴代表2頁
2	尋常小学日本歴史 巻一 （元版） 児童用 巻二	1909（明42）年9月13日	本文96頁 御歴代表5頁
		1909（明42）年9月20日	本文98頁 御歴代表3頁
	尋常小学日本歴史 巻一 （改訂版） 児童用 巻二	1911（明44）年10月14日	本文84頁 御歴代表5頁
		1911（明44）年11月3日	本文98頁 御歴代表3頁 ＊南北朝修正教科書
3	尋常小学国史 上巻 下巻	1920（大9）年10月22日	御歴代表4頁 本文160頁 年表3頁
		1921（大10）年12月5日	御歴代表4頁 本文153頁 年表8頁
4	尋常小学国史 上巻 下巻	1934（昭9）年2月27日	御歴代表4頁 本文185頁 年表3頁
		1935（昭10）年2月23日	御歴代表4頁 本文18頁 年表9頁
5	小学国史 上巻 尋常科用 下巻	1940（昭15）年2月27日	神勅1頁 御歴代表4頁 本文169頁 地図2頁 年表3頁
		1941（昭16）年3月31日	神勅1頁 御歴代表4頁 本文181頁 地図1頁 年表9頁
6	初等科国史 上 下	1943（昭18）年2月17日	神勅1頁 御歴代表4頁 本文163頁 年表7頁
		1943（昭18）年3月3日	神勅1頁 御歴代表4頁 本文189頁 年表9頁
7	くにのあゆみ 上 下	1946（昭21）年9月5日	本文48頁 年表1頁
		1946（昭21）年9月5日	本文56頁 年表1頁

（『復刻国定教科書（国民学校用）解説』はるぶ出版 1982年を一部修正補筆）

第6章 中村栄孝考—朝鮮総督府の「国史」戦略—

I. はじめに

近代歴史学の草創期、重野安繹³⁹⁹は「国家が『正史』を編纂する目的を、民間で流布しているあやまった事実を含む歴史書を一扫し、正しい事実を記載した歴史書を編纂すること⁴⁰⁰」として、一次史料に基づく考証史学を絶対視した。「抹殺博士」と呼称されながらも、過去の歴史書に書かれた道徳的教訓に基づく「さまざまな伝説を歴史的事実ではないと断定⁴⁰¹」していく。しかしその重野が主導する「大日本編年史」は、部下であった久米邦武の筆禍⁴⁰²をきっかけに頓挫し、漢文編年体による史誌編纂事業は、史料集の出版を目的とする史料編纂事業へと変容した。その結果、「国体史観とその教育が大手をふって闊歩⁴⁰³」することになるのだが、重野らの「一次史料に基づく考証」という理念は、よりいっそう「緻密な史料の分析」へと発展していった⁴⁰⁴。

日本における一次史料を重視した歴史研究の方法は、当然のことながら植民地朝鮮でも適用される。1915 年、朝鮮総督府は朝鮮半島史の編纂事業を始めるにあたって、東京帝国大学で史料編纂事業に携わりながら、当時朝鮮の古蹟調査にも関わっていた黑板勝美⁴⁰⁵を嘱託に迎え

³⁹⁹ 重野安繹（1827-1910）歴史家、漢学者。1864 年造士館助教となり、島津久光の命で『皇朝世鑑』の編纂にあたる。維新後は上京し、修史局、修史館で修史事業に携わる。1879 年東京学士会院会員に当選。1881 年編修副長官となり、翌年から『大日本編年史』の編纂を行う。児島高德らの実在を否認する抹殺論を提唱。史料による実証を重んじ、考証史学を推進した。1886 年臨時修史局設置に伴い編修長となる。22 年史学会を創設し、初代会長。翌年貴族院勅選議員となる。門人岩崎弥之助のために静嘉堂文庫創設に尽力した（国立国会図書館ホームページ、「近代日本人の肖像」、<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/98.html?cat=40> 2014/4/8 アクセス。

⁴⁰⁰ 松沢裕作『重野安繹と久米邦武』、山川出版社、2012 年、52 頁。重野安繹「世上流布ノ史伝多ク事実ヲ誤ルノ説」『東京学士会院雑誌』（第 6 編第 5 冊、1884 年、11 月）に 1884 年 2 月 15 日の講演録が収録されている。

⁴⁰¹ 同上書、54 頁。

⁴⁰² 久米邦武「神道は祭天の古俗」『史学会雑誌』（第 2 編第 23-25 号、1891 年 10 月-12 月）が『史海』に転載され騒動へと発展し、久米と重野は非職処分となり、『史学会雑誌』と『史海』は発行停止処分となった。

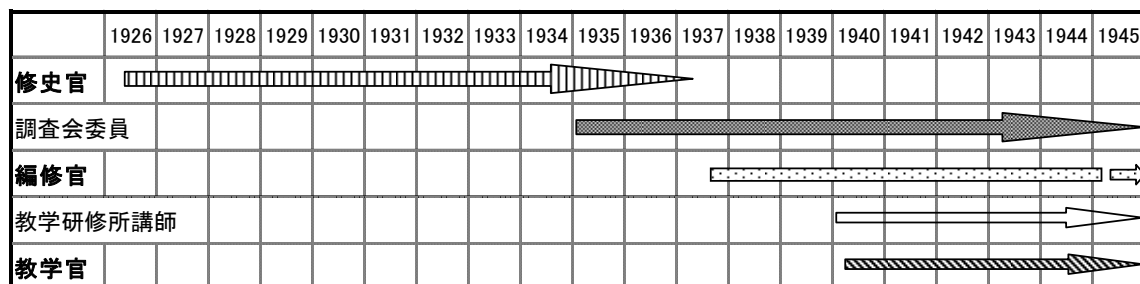
⁴⁰³ 宮地正人「幕末・明治前期における歴史認識の構造」『歴史認識』（日本近代思想大系 13）、岩波書店、1991 年、559 頁。

⁴⁰⁴ 前掲書、松沢裕作、75 頁。

⁴⁰⁵ 黑板勝美（1874~1946）歴史学者。長崎県生まれ。号は虚心。東大教授。日本古文書学の確立者。「国史大系」の校訂に従事。また、日本初のエスペラント辞書を編纂。著「国史の研究」「虚心文集」など（出典：大辞林第三版）。朝鮮史編纂では初期の段階から事業に従事した。

ている⁴⁰⁶。「朝鮮半島史編成ノ要旨」には、日鮮同根および併合の正当性の記述に加えて、事実に基づかなければならないことが明記され⁴⁰⁷、事業は専ら史料の収集に重点がおかれた⁴⁰⁸。朝鮮半島史の編纂事業は、1922 年に朝鮮史編纂委員会へ引き継がれ、1925 年からは朝鮮総督府内におかれた朝鮮史編修会が主管となるが、黑板は継続して嘱託、顧問を務めている。その黑板が朝鮮総督の斎藤実には、朝鮮史編修会での採用を推薦したのが中村栄孝であった⁴⁰⁹。1926 年に東京帝国大学文学部国史学科を卒業した中村は、5 月 31 日付けで朝鮮史編修会の嘱託となる。以降中村は朝鮮史の編纂、さらには国史教科書改訂において、もっとも中心的な役割を担っていく。

表 3. 朝鮮総督府における中村の官歴の流れ



中村は 1970 年に恩賜賞・日本学士院賞を授賞する。その審査要旨には、「昭和初年から第二次大戦の終りまで朝鮮で過ごし、その間終始朝鮮史編修会に勤めて、職掌柄永年広範囲にわたって、朝鮮の内外における既刊未刊の史料を普く搜索し精査し、これを研究駆使して、その成果を逐次学界に発表し、戦後もこれを継続」したとあるが⁴¹⁰、中村の官歴は修史官にとどまらない。1932 年 3 月に最初の『朝鮮史』を刊行して以降、組織の縮小化⁴¹¹が進んだ朝鮮史編修会

⁴⁰⁶ 藤田亮策「朝鮮考古学略史」『ドルメン』第 2 巻第 4 号、1933 年 4 月、13-29 頁。黑板勝美先生生誕百年記念会編『黑板勝美先生遺文』（吉川弘文館、1974 年）に、1915 年 4 月 30 日から 7 月 26 日までに及んだ調査の詳細となる「朝鮮史蹟遺物調査復命書」が収録されている。

⁴⁰⁷ 朝鮮総督府『朝鮮半島史編成ノ要旨及順序』、1916 年、4-5 頁。

⁴⁰⁸ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、7 頁。

⁴⁰⁹ 中村栄孝「朝鮮史と私」（国史学界の今昔⑫）『日本歴史』第 400 号、1981 年 9 月、48 頁。中村栄孝『朝鮮一風土・民族・伝統一』（吉川弘文館、1971 年）の「序」には、大学の恩師である黑板勝美の推挙で朝鮮史編修会に入ったとある。中村の赴任について、黑板が斎藤実へ宛てた礼状は「斎藤実関係文書」（国会図書館憲政資料室所蔵）にて確認した。

⁴¹⁰ 「中村栄孝君の『日鮮関係史の研究』上、中、下三巻に対する授賞審査要旨」、1 頁（日本学士院公開史料）。

⁴¹¹ 書紀 2 名を 1 名（『朝鮮総督府官報』第 1662 号、1932 年 7 月 22 日）、修史官 3 名を 2 名、修史官補 4 名を 2 名に変更（『朝鮮総督府官報』第 3440 号、1938 年 7 月 6 日）。

では、職員の多くが漸次転任もしくは辞職した。中村も 1937 年 6 月に辞職している⁴¹²。ただし朝鮮総督府そのものを辞めたわけではなく、辞職の日付けで朝鮮史編修会と学務局の嘱託になり⁴¹³、3 ヶ月後の 10 月には学務局編修官に任命された⁴¹⁴。中村は少し遡る 1935 年に、国史教科書の改訂をめざして設置された⁴¹⁵臨時歴史教科用図書調査委員会の委員に加わっている⁴¹⁶。後年、臨時歴史教科用図書調査委員会の委員長であり京城帝国大学総長の山田三良が、歴史教科書改訂を学務局へ進言した際に自分を編輯課長に推薦したと回想していることから⁴¹⁷、修史官辞任の時点で編修官としての復職は決まっていた可能性はあるだろう。ちなみに朝鮮史編修会で修史官および修史官補を務めた者のうち、官吏として朝鮮総督府内に留まった者は中村だけであり⁴¹⁸、官歴は朝鮮総督府の廃庁⁴¹⁹まで継続した（表 3. 参照）。なお『朝鮮総督府官報』や当時の新聞をみると、1966 年の名古屋大学退職時に、中村自身が作成した「中村栄孝教授略歴・著書目録」（以下、「略歴・著書目録」）には記載のない朝鮮総督府内に設置された委員会や外郭組織にも名前を連ねていたことがわかる⁴²⁰。

⁴¹² 1937 年 6 月 26 日付で修史官を「依願免本官」とある（『朝鮮総督府官報』第 3137 号、1937 年 7 月 1 日）。

⁴¹³ 中村栄孝「中村栄孝教授略歴・著書目録」（以下、「略歴・目録」）『名古屋大学文学部研究論集』41（史学 14）、1966 年、1-10 頁。『朝鮮総督府官報』の「彙報」には、これに関する記載はない。中村栄孝「朝鮮史の編修と朝鮮史料の蒐集」（『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、1969 年、688 頁）には、編修会の嘱託は名を連ねたに過ぎなかったと記している。

⁴¹⁴ 『朝鮮総督府官報』第 3218 号、1937 年 10 月 6 日。

⁴¹⁵ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」、55 頁。中村は委員会の目的に紀元 2600 年の祝賀行事を挙げている。

⁴¹⁶ 『朝鮮総督府官報』第 2426 号、1935 年 2 月 15 日。

⁴¹⁷ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」、55 頁。

⁴¹⁸ 1938 年発行の『朝鮮史編修会事業概要』に掲載されている修史官 6 名中 5 名が朝鮮史編修会を去っているが、中村と同日に「依願免本官」している稲葉岩吉は満洲建国大学教授へ転じ、1926 年 6 月の藤田亮策と 1935 年 6 月の末松保和はそれぞれ京城帝国大学教授と助教授に「転任」、1937 年 3 月に「転任」とある葛城末治は実際には 1938 年 3 月に李王職事務官（『朝鮮総督府官報』第 3367 号、1938 年 4 月 9 日）に転じている。洪憲は 1935 年 1 月に死亡。なお申夷鍋は朝鮮総督府廃庁まで現職にあった。修史官補 10 名のうち修史官へ転じている中村、葛城、末松および 1940 年に修史官となった田川孝三を除く 6 名は、全員「依願免本官」となっているが、免じられた年以降の朝鮮総督府職員録に名前が見当たらない。

⁴¹⁹ 勅令第 287 号『官報』第 5809 号、1946 年 5 月 29 日。「朝鮮史と私」に掲載された略歴では、1945 年の 1 年間だけ教学官を務めたことになっているが、間違いである。

⁴²⁰ 「中村栄孝教授略歴・著書目録」では、「釜山府史編修事務嘱託（1940 年 4 月～1946 年 5 月）」「私立恵化専門学校教授（1940 年 9 月～1941 年 5 月）」を朝鮮総督府以外の役職として記載しているが、実際には「朝鮮総督府教学研修所講師（1939 年 6 月～）」（『朝鮮総督府官報』第 3718 号、1939 年 6 月 14 日）、「朝鮮総督府学徒勤労表彰審査委員会幹事（1945 年 6 月～）」（『朝鮮総督府官報』第 5499 号、1945 年 6 月 5 日）、「国民総力朝鮮連盟事務局思想部主事（1940 年 11 月～）」（『毎日新報』1940 年 11 月 23 日付、『国民総力』1941 年 1 月）などの役職も経験している。

あらかじめ地位の保障と優遇を約束されての修史官任用⁴²¹だった中村は、高等官七等⁴²²から高等官四等まで昇叙した⁴²³。また編修官として復職した時は高等官五等だったが⁴²⁴、廃庁時には高等官三等まで昇叙している⁴²⁵。

本章では、朝鮮史編纂事業を完遂させるための修史官として簡抜した⁴²⁶中村を、朝鮮総督府が事業終了以降も任用し続けた点に注目した。本来は歴史学者の中村が官吏としての仕事をどのように全うしたのか、また歴史学者という出自が修史官以降の「仕事」にどう関係したのかを考察することによって、朝鮮史編纂と国史教科書改訂という連続する二つの事業に関わった中村を通して、朝鮮総督府における「国史」の戦略を明らかにしたい。これによって、記紀と檀君神話に対する理解の矛盾が表出することになる。

ここでは、中村が朝鮮総督府の官吏だった 1926 年から 1945 年までを対象とし、基本的には官歴に従って考察を行うが、特に 1938 年から 1945 年までのいわゆる戦中期に照明をあてたい。中村が作成した「略歴・著書目録」には、終戦の 1945 年を除く 7 年の間に発表した著作が 10 編しかなく⁴²⁷、それ以前が年間 10 編前後であったことと比べると少なさが際立つが、実際には、表 5 に挙げた著作が存在した。そこで「略歴・著書目録」に未収録の著作を中心に考察しようと思う。中村は『朝鮮史』の編纂に関する論考⁴²⁸を除くと、自らの官歴と具体的な仕事については戦後の対談で若干触れた⁴²⁹だけであり、一切の記録を残していない。しかしながら未収録の著作には官職名を付して発表されたものが多く、それらを通して朝鮮総督府の政策の一端を垣間見ることができると考える。

「略歴・著書目録」では、辞典類の執筆項目、『史学雑誌』・『青丘学叢』・『地方史研究』などの学界動向、彙報、書評の大部分、その他雑誌や新聞に寄稿した書評、時評、随想の類はすべて省略⁴³⁰としているが、後述するように未収録の著作の多くがその基準に当てはまらない。

⁴²¹ 「朝鮮史編修会官制ヲ制定シ〇高等官官等俸給令中ヲ改正ス」 JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A01200538700、公文類聚・第四十九編・大正十四年・第八卷・官職門六・官制六(朝鮮総督府)(国立公文書館)中、「朝鮮史編纂会官制制定理由」(第 13 画像目)。

⁴²² 『朝鮮総督府官報』第 305 号、1928 年 1 月 9 日。

⁴²³ 『朝鮮総督府官報』第 2843 号、1936 年 7 月 6 日。

⁴²⁴ 『朝鮮総督府官報』第 3218 号、1937 年 10 月 6 日。

⁴²⁵ 『朝鮮総督府官報』第 4854 号、1943 年 4 月 9 日。奏任官は高等官三等から八等、上の勅任官は高等官一等と二等、さらに上は親任官、朝鮮総督府の親任官は総督・政務総監、勅任官は長官・局長クラスである。

⁴²⁶ 前掲、「朝鮮史編修会官制ヲ制定シ〇高等官官等俸給令中ヲ改正ス」中、「朝鮮史編纂会官制制定理由」(第 12 画像目-第 13 画像目)。

⁴²⁷ 実際には 9 編。「李氏朝鮮家系の成立」(『緑旗』第 2 編第 4 号、1937 年 4 月)を 1940 年 4 月としているが、間違い。

⁴²⁸ 中村栄孝「朝鮮史の編修と朝鮮史料の蒐集」『日鮮関係史の研究』(下)吉川弘文館、1969 年(初出:『古文化の保存と研究』黒板博士記念会編、1953 年)。

⁴²⁹ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」。

⁴³⁰ 前掲、中村栄孝「略歴・目録」、9 頁。

朝鮮総督府の歴史編纂に言及した先行研究は多く、朝鮮史編纂事業を筆頭に檀君論争、歴史教育など多岐にわたる⁴³¹。永島広紀が『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』（ゆまに書房、2011）において、教科書編纂を「史料収集と編纂を踏まえた史述の実践」⁴³²ととらえ、京城帝国大学教授の小田省吾が学務官僚時代に歴史教科書編纂の「業務を実質的に襲うことになるのが、『朝鮮史』の刊行終了とともに朝鮮史編修会の修史官から学務局の編修官に転任となる中村栄孝である」⁴³³として、中村の文教行政・歴史教育に関する文章に注目している点は筆者の関心に近い。しかしながら「戦時下において『朝鮮史』の研究というものがいかなる位置づけの下に存在したのか」⁴³⁴という永島の関心と、朝鮮総督府における「国史」戦略への関心は大きく異なっている。

冒頭で述べたが、日本における国史編纂事業は久米の一件以降、史料編纂事業へと変容する。長谷川良一氏によると、1942年に文部省が明治の修史事業の復活を図るが、この計画は事業が始まらないまま、敗戦後の文部省改革によって頓挫した⁴³⁵。長谷川氏は、国史教科書との関連については言及していない。なお国史教科書は1943年に『初等科国史』が出版、翌年改訂版も出版された。経緯は「国民学校初等科の国民科国史教科書『初等科国史』に対する基礎的考察」⁴³⁶に詳しいが、修史事業には言及していない。

⁴³¹ 全て列举できないが、朝鮮史編纂事業と檀君論争については、永島広紀「日本統治期の朝鮮における〈史学〉と〈史料〉の位相」（『歴史学研究』第795号、2004年11月）、桂島宣弘「植民地朝鮮における歴史書編纂と近代歴史学」（『日本思想史』NO.76、2010年6月）、川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』（講談社、1996年）、野崎充彦『朝鮮の物語』（大修館書店、1998年）などがある。教科書については、権五鉉「朝鮮総督府下における歴史教育内容史研究—国民意識形成の論理を中心に—」（広島大学博士学位論文、1999年）、稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』（九州大学出版会、2010年）、國分麻里『植民地朝鮮の歴史教育「朝鮮事歴」の教授をめぐる』（新幹社、2010年）などがある。

⁴³² 永島広紀『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』ゆまに書房、2011年、164頁。前掲、永島広紀「日本統治期の朝鮮における〈史学〉と〈史料〉の位相」を大幅に加筆、修正して、第3章「戦時下の朝鮮における〈史料〉と〈史述〉の位相」と改題している。

⁴³³ 同上。

⁴³⁴ 同上、148頁。

⁴³⁵ 長谷川亮一『「皇国史観」という問題』白澤社、2008年。国史編纂については「第6章 国史編修事業と国史編修院」、261-310頁。

⁴³⁶ 茨木智志「国民学校初等科の国民科国史教科書『初等科国史』に対する基礎的考察」『歴史教育史研究』vol.1、2003年10月、18-40頁。

II. 朝鮮史編修会時代（1926 年 5 月～1937 年 6 月）

1926 年 3 月に東京帝国大学文学部国史学科を卒業した中村は、6 月から嘱託として朝鮮史編修会で働き始め⁴³⁷、翌年 12 月末に修史官⁴³⁸となる。『朝鮮史』の編纂では、朝鮮時代前期を扱う第 4 編（太祖から宣祖まで）の担当となり、図書部、整備部、審議部の事務も担当した⁴³⁹。1937 年 6 月の辞職後は嘱託に名を連ね、1945 年には当時編修の中心となっていた田保橋潔の急逝をうけ幹事を託される⁴⁴⁰。中村は朝鮮総督府廃庁まで終始「朝鮮史」に関わり続けたが、その間一貫して「朝鮮史」に対する認識が変わらなかったことを、以下の著作で確認したい。

1932 年 3 月全 6 編 34 巻に上る『朝鮮史』のうち、最初の配本となる新羅統一以前を扱った第 1 編全 3 巻と新羅統一時代を扱った第 2 編第 1 巻が出版され、中村は 6 月に「新刊『朝鮮史』に就いて」、12 月に「檀君朝鮮と李氏朝鮮」を発表した。

中村が 6 月に発表した「新刊『朝鮮史』に就いて」⁴⁴¹は、編集後記の体裁をとっている。これは第 1 編の主担当だった京城帝国大学教授今西龍が 5 月に急逝したため、当時は修史官補だった末松保和に代わり⁴⁴²、担当ではない修史官の中村が書いたものと思われる。以下は「高句麗始祖東明聖王元年の條」を例に、檀君の扱いを説明したものである。

なほ高句麗始祖に関連して三国遺事第一古朝鮮（王儉朝鮮）の条即ち檀君に関する史料をも録し、而も檀君については、詳細なる頭注までも施して、その伝説の由来するところを示してゐる⁴⁴³。

『朝鮮史』の編纂会議では朝鮮の始祖とされる檀君の扱いが争点の一つとなっていたが、基本史料として採用した『三国史記』に檀君記事がないという日本人研究者の主張どおり、第 1 編第 1 巻の『朝鮮史料』には、朝鮮人研究者が主張した正史として章立てされた檀君記事はなかった。ここでの「詳細なる頭注までも施して」とは、「伝説」に対する日本人研究者の妥協点であり、可能な限りの譲歩を示したものといえる。しかし「檀君朝鮮と李氏朝鮮」では、正史としてではない檀君神話の方向性を、以下のように提言した。

⁴³⁷ 前掲した「略歴・著書目録」には、「6 月 7 日、京城着任」（1 頁）とある。

⁴³⁸ 『朝鮮総督府官報』第 305 号、1928 年 1 月 9 日。

⁴³⁹ 前掲書、『朝鮮史編修会事業概要』、112-114 頁。

⁴⁴⁰ 前掲、「朝鮮史の編修と朝鮮史料の蒐集」、691-692 頁。辞令は『朝鮮総督府官報』第 5502 号、1945 年 6 月 8 日。

⁴⁴¹ 中村栄孝「新刊『朝鮮史』に就いて」『朝鮮』第 208 号、1932 年 9 月。

⁴⁴² 前掲した『朝鮮史編修会事業概要』の 110 頁では、末松が修史官となっているが、『朝鮮史』第 1 編と第 2 編第 1 巻を刊行した時点では修史官補である。修史官となるのは 1935 年 4 月であり、6 月には京城帝国大学助教授として転任した。

⁴⁴³ 中村栄孝「新刊『朝鮮史』に就いて」『朝鮮』第 208 号、1932 年 9 月号、46 頁。

檀君説話について、考証学的に考察し、古文献に見えず、また成立の年代の新しい故を以て、荒誕無稽と称して、殆んど抹殺し去るに等しい評価を下すことも、一理はあるにもせよ、この説話の真の意義、重要な発展過程、またはその完成した姿を見得るのは、実に李氏朝鮮時代初期に存するのであり、その点に於いては、これらの条件を推知し得べき文献が、なお幾多存するにも拘らず、殆んど一顧も与へられずして今日に至つたことは、甚だ遺憾とせねばならぬ。(中略)むしろ内容的に史実の反映を見たことは極めて少量で、或は祭祀に、或は祭儀に、また時代の精神と共に、思想的所産をとり入れつゝ、発展し来たのに過ぎないために、没却されて来たといふやうな観がありはせぬだらうか。従つて檀君説話の発展については、なほ歴史的考究が遺されてゐるのではなからうか⁴⁴⁴。

ここでは中村が、史実ではないことを理由に抹殺することも可能と前置きしたうえで、檀君神話の由来や経緯、時代背景の歴史的価値を認め、今後の研究の方向性と必要性を提言した点が重要だろう。日本の近代歴史学に照らせば到底檀君を正史と認めることはできないが、その成立過程に注目し、檀君説話発展史あるいは檀君思想史においては檀君を生かすことができるという、いわば日本人研究者による代替案だからである。これに類似した内容の著作は、1930年に東京で出版されていた。津田左右吉⁴⁴⁵の『日本上代史研究』である。

奇異ともいへばいはれるほどな書紀の乱雑さは、実は書紀編術時代に於ける知識社会の思想と生活とをさながらに反映してゐるのである。懷風藻の詩と共に万葉の歌が作られ、漢文の詔勅が発せられると共に国語の宣命がのられ、令の規定の下に氏族制度時代の因習が持続せられ、支那的朝議と共に神々の祭祀が行はれ、唐風の衣冠に日本人の生活がつままれてゐた時代の文化相、書物の上の知識を尊重しながら、それに圧伏せられては

⁴⁴⁴ 中村栄孝「檀君朝鮮と李氏朝鮮」『朝鮮及満洲』301号、1932年12月号、57頁。同じタイトルのものが戦後出版された『朝鮮—風土・民族・伝統—』（吉川弘文館、1971年）に収められている。旧漢字、旧かなを改め、言葉についても若干手を入れているため、本稿では初出のものから引用した。本論では、中村が檀君神話に「史実の反映」が認められないとした「史実の反映」と、黒板勝美が神話伝説に認めた「史的現象」（黒板勝美『国史の研究』各説の部、文会堂書店、1918年、3頁）は同じ意味だと考えている。

⁴⁴⁵ 津田左右吉（1873-1961）大正昭和期の歴史学者。1891年東京専門学校（早大の前身）卒。日本古代史と中国思想史を中心に多くの研究を発表した。1918年早大教授となる。『神代史の研究』（1924）などにおいて、天孫降臨などの史実性を否定した。1940年古代史研究の著書が攻撃され、早大を辞任。4著作が発禁となり、出版法違反で出版者岩波茂雄と共に起訴された。第1審で神武～仲哀の皇統の史実性否定が皇室の尊厳を冒瀆するとして17年有罪判決（禁固3カ月）を受け、検察、被告とも控訴、しかし時効にかかっていることが判明し19年免訴となる。戦後も旺盛な著作活動を続け、天皇制を擁護した（出典：朝日本歴史人物事典）。

しまはず、其の心情が澁刺として動き、制度の外形に緊縛せられながら、生活の自由を保とうとした奈良朝人の心理が其のまゝ此の書に表現せられてゐるのである。(中略)書紀に歴史的事実の記載で無いものが多く含まれてゐることを指摘したが、これはそれらの説話や記事が其の語つてゐる時代の史料とすべきもので無いことを示すものであると共に、書紀編術時代の思想史の材料としては大なる価値を有することを証するものである⁴⁴⁶。

『神代史の新しい研究』(岩波書店、1913)、『古事記及び日本書紀の新研究』(洛陽堂、1919)、『神代史の研究』(岩波書店、1924)、『古事記及び日本書紀の研究』(岩波書店、1924)、『日本上代史研究』(岩波書店、1930)などの一連の著作における津田の主張は一貫している。『神代史の新しい研究』では、記紀が事実の記録ではないとし⁴⁴⁷、当時の精神や思想を知ろうえでの重要な史料だと繰り返した⁴⁴⁸。中村の「檀君朝鮮と李氏朝鮮」は、既に知られていた津田説に通じる。「神代史は皇室の由来を説くために作られた物語」⁴⁴⁹、「上代の物語は歴史では無くして寧ろ詩」⁴⁵⁰だとし、記紀は「物語」であつて「幾度も潤色修補せられ(中略)多くの記事が造作」⁴⁵¹されたものだとする津田説同様、中村も檀君説話が「李氏朝鮮一代を通じて生命を有し、遂に今日にも遺存する所以は、李氏朝鮮興隆と相伴随して発展し整備」され⁴⁵²、「郷土神話が、道教や仏教からの潤飾を受けて、また国民的民族的意識に刺激されて、順次その内容が豊富になつた」⁴⁵³と分析した。そのうえで檀君説話には「史実の反映」がごくわずかしかなないと結論づけている。

「檀君朝鮮と李氏朝鮮」の冒頭において、朝鮮史から檀君を削除する正当性を「文献の上では、高麗の末期に近い頃、即ち日本でいへば、鎌倉時代の末からでなければ見えてゐない。従つて歴史的存在でなかつたことは明瞭に考証されている⁴⁵⁴」とした中村の歴史認識は、以降においても揺らいでいない。しかし朝鮮史と「国史」では、「史実の反映」の使い方が違うことを次で確認する。

朝鮮総督府時代の中村は「朝鮮史」と題する著作を3編発表しているが、「朝鮮史(国史と海外史との交関^{ミヅナ})」は、主に日鮮関係からみた朝鮮史であり、ここでは神話に対する見解をよ

⁴⁴⁶ 津田左右吉『日本上代史研究』、岩波書店、1930年、279-281頁。

⁴⁴⁷ 澤智恵「津田左右吉の記紀解釈に関する一考察—『myth』から『説話』へ—」『ソシオサイエンス』16号、2010年、20頁/17-32頁。

⁴⁴⁸ 津田左右吉『古事記及び日本書紀の新研究』、洛陽堂、1919年、543頁。

⁴⁴⁹ 同上書、237頁。

⁴⁵⁰ 前掲書、津田左右吉『古事記及び日本書紀の新研究』、543頁。

⁴⁵¹ 前掲書、津田左右吉『日本上代史研究』、260-261頁。

⁴⁵² 前掲、中村栄孝「檀君朝鮮と李氏朝鮮」、57頁。

⁴⁵³ 同上、54頁。

⁴⁵⁴ 同上。

り一層明確に示した。また「朝鮮史論」と「朝鮮史」では、議論の要点を「檀君朝鮮と李氏朝鮮」に依拠している。

昭和戦前期において歴史教育に関する最大の学術組織であった歴史教育研究会が発行した『歴史教育講座』は、初等教員の歴史教育に関する資質形成を目的とし、当時の歴史教育を担当する初等教員の歴史観や教育観の形成に大きな影響を与えた⁴⁵⁵。朝鮮史の専門家として執筆を担当した中村は「朝鮮史と国史との交関接触」を明らかにしていくが、特に「教育上についての注意」に力点を置くとした⁴⁵⁶。ここでの注目すべき点は、素戔鳴尊の伝説について述べた以下の部分である。

神話伝説の解釈については、従来屢々議論のあつたところであるが、神話や伝説は、そのまゝ史実として批判するよりも、史実の反映として、最も重要な意義を有することは論を俟たない。従つてこれを、後世の記録的史料を取扱ふのと同じやうに、単に合理的にとにか、人事に充てはめて解釈するとかしてはならない⁴⁵⁷。

神話伝説の取扱いについては、(中略)殊に慎むべきことは、教育者が神話の真の理解に力めず、全く当年の思潮を無視して、現在生きつゝある科学万能、万有合理化の風潮に混同して疑惑を懷き、また記録文書による研究方法を、そのまゝ神話伝説に及ぼしてこれを合理化し、頗る自信のない説明をすることである⁴⁵⁸。

中村が 1935 年 2 月には臨時歴史教科用図書調査委員会の委員となり、歴史教科書改訂にむけた調査を開始していたとすれば、これを書いた時点⁴⁵⁹での「国史」に対する見解は、朝鮮総督府の方針とみていいだろう。ここでは、神話や伝説が史実を反映したものとして、最も重要な意義を持つとしている。「檀君朝鮮と李氏朝鮮」においては、朝鮮史の神話伝説を「史実の反映」が少ないから歴史ではないとしたが、国史における神話伝説については、史実かどうかを批判するのではなく、「史実の反映」だとすることが肝要だとした。中村のこうした「国史」に対する認識は、恩師である黒板の認識と酷似する。1918 年刊行の『国史の研究』において、黒板は以下のように述べて、「国史」における神話伝説の価値を認めた。

⁴⁵⁵ 福田喜彦「昭和戦前期における歴史教育情報の受容と初等教員の資質形成—『歴史教育講座』の構成とその特色の検討から—」『愛媛大学教育学部紀要』第 58 巻、2011 年、207 頁。

⁴⁵⁶ 中村栄孝「朝鮮史(国史と海外史の交関)」『歴史教育講座』第 5 輯、歴史教育研究会、1935 年、2 頁。

⁴⁵⁷ 同上、9 頁。

⁴⁵⁸ 同上、10 頁。

⁴⁵⁹ 同上、76 頁に「昭和十年七月稿」とある。

無論神話も伝説も歴史の資料である。(中略) 神話伝説から史的現象を抜き出すには、人類学、土俗学、考古学、若しくは社会学、言語学等の補助に頼らねばならぬ、そしてそれらの学科が更に進歩し、神話伝説がこゝに科学的に研究せらるゝ後、始めて我が神代史は闡明せらるゝ時機に到達するであらう。されど此等の研究が出来る、出来ぬに關せず、国史学者として先づ定めねばならぬ事がある、それは我が国史の出発点である。固より画然と之を定むることが六ヶしいにせよ、神話伝説の中から幾分とても史的現象の認めらるるものがあるなら、其処を国史の出発点とするのが尤も穩当である⁴⁶⁰。

『アジア問題講座』はアジアの政治軍事、經濟産業、民族歴史、社会習俗、思想文化を網羅し、編輯顧問には和田清、橘樸といった当時のアジア専門家に加え今井登志喜や柳田国男らが名を連ねた全 12 巻のシリーズだった。その中で中村は、民族歴史編の中の各論となる「朝鮮史論」を執筆しているが、2 年後に出版された『師範大学講座』に掲載されている「朝鮮史」と内容が非常に重複していることから、合わせてみていきたい。ここでは「朝鮮史上に於ける支那從属の思潮」⁴⁶¹を事大主義と称し、「あらゆる部面に事大主義的民族精神が反映」⁴⁶²された結果、檀君説話の完成によって「事大主義民族精神の完成」⁴⁶³と批判した。両著に共通するのは、1932 年に発表した自身の「檀君朝鮮と李氏朝鮮」を取り上げている点である。「朝鮮史論」は 2 章に分割してほぼ全文を載せ、「朝鮮史」では参照文献として、「檀君朝鮮と李氏朝鮮」の文脈から、檀君を「李氏朝鮮興隆と相随伴して發展し整備した」僧徒の手になるもの⁴⁶⁴だと断定した。これは「朝鮮史（国史と海外史との交関）」において、素戔鳴尊伝説を例に挙げて示した理解⁴⁶⁵とは大きく異なる。『アジア問題講座』の執筆者欄には、中村の名前の上に「朝鮮総督府」と記されている。換言すれば、総督府の「朝鮮史論」ともいえるだろう。

III. 学務局時代 (1937 年 10 月～廃庁まで)

まず中村が編修官になるまでの経緯について述べておく。中村は 1935 年 2 月から廃庁まで臨時歴史教科用図書調査委員会の委員を務めている。廃庁までとしたのは、1935 年 2 月と 1939

⁴⁶⁰ 黒板勝美『国史の研究』、文会堂書店、1918 年、2-3 頁。

⁴⁶¹ 中村栄孝「朝鮮史論」『アジア問題講座』第 7 巻、創元社、1939 年、332 頁。

⁴⁶² 中村栄孝「朝鮮史」『師範大学講座』第 12 巻、建文館、1941 年、17 頁。

⁴⁶³ 前掲、中村栄孝「朝鮮史論」、336 頁。

⁴⁶⁴ 同上、346 頁。

⁴⁶⁵ 前掲、中村栄孝「朝鮮史（国史と海外史の交関）」、2 頁。

年6月⁴⁶⁶の2通の辞令があるが、1944年6月10日付『毎日新報』に掲載された役員名簿には、委員として中村の名前があることから、恐らく朝鮮総督府廃庁まで継続したと考えたからである。臨時歴史教科用図書調査委員会の発足経緯について、中村は以下のように説明している。

朝鮮に於ける国史教育は、今や方に画期的なる一大革新の途上にある。その革新の第一声が放たれ第一歩が踏み出されたのは、既に五年有余の前、朝鮮総督府始政第二十五年を迎へるに際してであつた。即ち総督府に臨時歴史教科用図書調査委員会が設置せられて、中等及び初等学校に於ける歴史教科書に対して、調査検討を加ふるの事業が起されたのに、端を発した⁴⁶⁷。

第五学年用『初等国史』の改訂版が発行されたのに際し、臨時歴史教科用図書調査委員会発足の経緯を書いたものだが、『初等国史』改訂の端緒は臨時歴史教科用図書調査委員会にあったと明言した。中村にとっても臨時歴史教科用図書調査委員会は、研究対象が朝鮮史だけではなく国史にも広がっていくことになったターニングポイントだったといえ、その後の著作は圧倒的に国史に関連するものが増えていった。

1935年以降、臨時歴史教科用図書調査委員会は国史教科書改訂に向けた準備を進めていく。まず行われたことは中学校初級、上級用の国史教科書と東洋史教科書の調査だった。調査の結果、国体明徴の主旨の徹底と新しい学術的研究の成果に依拠した教材の刷新に加え、朝鮮事歴の見直しを提言している⁴⁶⁸。朝鮮事歴とは、「朝鮮人を教育する学校に於て文部省尋常小学国史を教授する際、補充すべき朝鮮に関する事歴の概要を記述」したもの⁴⁶⁹で、1920年に普通学校において歴史授業が開始されたときから導入されていた⁴⁷⁰。

⁴⁶⁶ 『朝鮮総督府官報』第2426号、1935年2月15日および『朝鮮総督府官報』第3719号、1939年6月10日。

⁴⁶⁷ 中村栄孝「朝鮮に於ける国史教育」『朝鮮』第304号、1940年9月、1頁。

⁴⁶⁸ 中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」『教科書編輯彙報』第三輯、1939年4月、45-68頁。なおこの論文には名前がないが、内容および文章が「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」(『研究評論歴史教育』第13巻第7号、1938年10月、1938年、11-32頁)とほぼ一致していることから、中村が書いたものとしていいだろう。また同じ『教科書編輯彙報』に掲載されている「過渡期に於ける国史科授業のために」(153-187頁)、『初等国史』と『小学国史』との相異について(209-222頁)も文中で同一筆者としていることから、中村が書いたものとした。

⁴⁶⁹ 朝鮮総督府『尋常小学国史補充教材 児童用』巻一、1920年、緒言。

⁴⁷⁰ 朝鮮総督府令第181号、1920年2月8日付(『朝鮮総督府官報』第2477号、1920年11月12日)第6条1項に「『算術』ノ下ニ『日本歴史、地理、』ヲ加ヘ」とあり、第11条ノ二として「日本歴史ハ国体ノ大要ヲ知ラシメ兼テ国民タルノ志操ヲ養フコトヲ要旨トス 日本歴史ハ我国ノ国初ヨリ現時ニ至ル迄ノ重要ナル事歴ヲ授ケ朝鮮ノ変遷ニ関スル事蹟ノ大要ヲモ知ラシムヘシ 日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク図書、地図、標本等ヲ示シ児童ヲシテ当時ノ実情ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト連絡セシムコトヲ要ス」としてい

次に初等学校の調査を開始するが、ここでも「朝鮮関係事項が、国史の主体を為すべき教材と権衡を失し、取扱の態度曖昧にして、而も往々にして誤謬さへ見出され、連絡統一を欠ぎ、且つ記述の態度が、全く国史の主体と異なり、自ら連係なき教材の挿入によつて二元的なる観を呈し、取扱上不便なるのみならず、却て歴史教育の効果を阻害する嫌ひ」があると従来の教科書を批判し、「この欠点は、国史の主体をなす教材の取捨」においても発生していると懸念を示した⁴⁷¹。こうした調査結果は、以下のように答申している。

その一は、教科書の一本稿である。これは実に会議の席上、全委員皆な熱心に縷説主張し続けたところである。教則の二重体系は、上にも述べたが、これはやがて教科書の二元を結果し、終には教育の根本精神が二元的なるかの如き錯覚を馴致し勝であつた。

(中略) その二は、四年制普通学校の教材に国史科を加へ、その教科書を本府に於いて編纂せんことを希望した事である⁴⁷²。

臨時歴史教科用図書調査委員会最大の目的は、内鮮共用の国史教科書の実現とその教科書を朝鮮総督府が編纂することであつた。朝鮮総督府が国史を編纂するためには、歴史の専門家が必要だったが、東京帝国大学史学科出身であり、しかも『朝鮮史』の編纂にあたっていたことで朝鮮総督府の方針を理解し、さらには臨時歴史教科用図書調査委員会のメンバーだった中村はまさにうってつけの人材だったのである。1937年10月、中村は編修官に任命された。

1938年3月には朝鮮教育令が發布⁴⁷³され、中村は国史教科書改訂事業に専念することになった。ここでは中心的に改訂作業をすすめた中村の新しい国史を編纂することへの意欲を確認し、その中村の国史観を明らかにする。あわせて『初等国史』および『中等国史』の特徴についても言及したい。

「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」⁴⁷⁴と「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」⁴⁷⁵は題目を除けば、内容、文章ともにほぼ同じである。大きく違う点は、まず「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」の最終章「総督府編纂の『国史地理』教科書」が、1938年6月発行の『教科書編輯彙報』第1輯に「新刊『国史地理』編纂の趣旨と取扱上の注意」⁴⁷⁶と題し掲載されていること、

る。朝鮮総督府による歴史授業については國分麻里『植民地朝鮮の歴史教育「朝鮮事歴」の教授をめぐる』(新幹社、2010年)が詳しい。

⁴⁷¹ 前掲、中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」、57頁。

⁴⁷² 同上、58-59頁。

⁴⁷³ 『朝鮮総督府官報』号外(1938年3月4日)。

⁴⁷⁴ 中村栄孝「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」『研究評論歴史教育』第13巻第7号、1938年10月、11-32頁。

⁴⁷⁵ 「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」『教科書編輯彙報』第3輯、1939年4月。

⁴⁷⁶ 中村栄孝「新刊『国史地理』編纂の趣旨と取扱上の注意」『教科書編輯彙報』第1輯、1938年9月、63-78頁。

次に「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」では「小学校用国史教科書革新の要望」としていた章見出しが、「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」の後半部分では「小学校用国史教科書の刷新」に変わったという二点である。ここでは小学校用国史教科書に対する「要望」が「刷新」へと変化した点に着目する。

昭和十四年度からは、総べての学科は、第六学年より始めて、従来の小学校・普通学校いづれも、文部省編纂に係る教科書を逐次使用せしめて、低学年に及ぶ方針が定められようとしてゐる。(中略) 予等が、久しい以前より提唱して、荏苒その実現を見なかつた、同一教科書による国史教育の体系確立も、漸くこゝに実現せられる運びとなつたことは、快心事でなければならぬ。さて朝鮮教育令の改革に伴ふ教科書刷新の時に際し、当然国史教科書は、文部省編纂の『小学国史』を以て統一せられるべきことは、論を俟たない。然しながら、こゝに現下重大の時局に鑑み、国史教育の一大革新の期待せらるゝの時に当り、予の私見を以てすれば、これが為めには、新時代の要求に即応した、組織と内容とを有する新教科書が、何よりも望ましいことである⁴⁷⁷。

これは「小学校用国史教科書革新の要望」の前段部分だが、朝鮮教育令の改正に伴う内鮮同一教科書の実現にあたり、文部省編纂の『小学国史』ではない新しい教科書の編纂を要望していることにほかならない。

現下の時局に対する正しい認識が徹底し、朝鮮に於ける教育令改正の大精神が、真に全国民に理解せられたとすれば、『小学国史』は、当然根本的な改訂が加へられて、新時代の要求に応ずる新国史として、予等の待望を満たしてくれることゝ信ずる。否、文部省は、進んで大局面より観、新時代の指導精神を徹底せしむべき、新国史教科書を編纂せられることゝと期待するが故に、こゝには、従来、総督府、『小学国史』を基本として、多少なりとも教科書調査委員会以来検討し来つた新国史教育の動向を加味して、改刪修正を加へ、普通学校に使用せしめてゐる、『初等国史』の編集方針やその特色については縷述しない⁴⁷⁸。

現下の時局においては、「我が国が物心両方面にわたり、完全に朝鮮を一体化」することが必要だと繰り返し、朝鮮は「台湾・樺太とは、根本的に性質を異にする」とした⁴⁷⁹ことから、現状の文部省編纂『小学国史』が用を成さないとして、暗に朝鮮総督府が教科書編纂する必要

⁴⁷⁷ 前掲、中村栄孝「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」、24 頁。

⁴⁷⁸ 同上、26 頁。

⁴⁷⁹ 同上、25 頁。

性を訴えた。このおよそ半年後に書かれた「小学校用国史教科書の刷新」において、中村は朝鮮総督府が『小学国史』の改訂を期待しながらも待たなかったことを明かしている⁴⁸⁰。

『国史地理』同様、『国史』教科書でも「原案の作成と執筆」に当たったことは間違いなく、以上の文脈から、中村が学務局内においておそらく最も大きな力を持った編修官だったといえるだろう。後年の回想においても、教科書の編纂については「つくりかえようということになって、ぼくがそれを頼まれ」、職場での立場については「ぼくが編修官で、編輯課を代表」していたと語っている⁴⁸¹。記録がないことから高等官試験を受けていないと思われるため、朝鮮総督府内で管理職に就くことはできなかったとしても、国史教科書の編纂において中村の右に出るものはおらず、本人もそのことを十分に自負していたといえるだろう。

国史教科書改訂に伴い、中村は国史に関する論文を次々と発表している。1938 年から 1941 年にかけて書かれた国史教育に関連する論文は、多少の使いまわしはあるにせよ、「新刊『国史地理』編纂の趣旨と取扱上の注意」（1938 年）をはじめとして実に 12 本もあった⁴⁸²。このうちのいくつかを取り上げ、中村の国史観を確認したい。

これは 1939 年 9 月に『教科書編輯彙報』に無記名で発表した「興亜教育と国史」⁴⁸³を改題し、内容も一般の読者に向けてより詳しく書き直されたものである。ここでは支那事変勃発以後の情勢に鑑みた時局教育について、さらにその目的を明瞭にしたものが興亜教育だと説明し、興亜とは「外ならず、久しく西洋の勢力下に屈従せる『亜細亜』を覚醒し、振興し、その羈絆を脱せしめ、あるべき姿に服する」ことが第一段階で、これが「東亜新秩序建設」であり、さらに進んで「亜細亜」による社会文化の建設完成が究極の段階、これを指導する原理が皇道だとした⁴⁸⁴。そのうえで、「皇国臣民教育」とは興亜の戦士を育成するための教育と定義し、朝鮮における「皇国臣民教育」の徹底するための方法論を、以下のようにまとめている⁴⁸⁵。

- ① 現代の生活に即した国史 → いかなる由来と沿革で成立しているかを明確化。
- ② 国史を一貫する肇国精神の発展を中心とした一体系として、認識し理解し記述。
- ③ 世界の日本となるに至るまでの由来を説く。

⁴⁸⁰ 前掲、中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」、68 頁。

⁴⁸¹ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」、56-57 頁。

⁴⁸² 「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」（1938 年）、「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」（1939 年）、「過渡期に於ける国史科授業のために」（1939 年）、「『初等国史』と『小学国史』との相異について」（1939 年）、「興亜教育と国史」（1939 年）、「皇国臣民教育と国史」（1939 年）、「国史教育躍進のために一皇室中心の国史について」（1939 年）、「新刊『初等国史』の編纂要旨と取扱」（1940 年）、「国史の体系はいかにあるべきか」（1940 年）、「朝鮮に於ける国史教育」（1940 年）、「新『初等国史』第六学年取扱者のために」（1941 年）。

⁴⁸³ 中村栄孝「興亜教育と国史」『教科書編輯彙報』第 4 輯、1939 年 9 月。

⁴⁸⁴ 中村栄孝「皇国臣民教育と国史」『緑旗』第 4 巻第 11 号、1939 年 11 月、17 頁/17-23 頁。

⁴⁸⁵ 同上、18-23 頁。

④ 「国乱れて忠臣あり」の史実ではなく徹頭徹尾、国民の誇負となるべき国史とする。

中村が考える「皇国臣民教育」とは、朝鮮の人びとが「興亜の戦士としての、忠良なる大日本帝国臣民」⁴⁸⁶となるための教育にほかならず、ゆえに国史を理解させることは急務だった。

肇国の神話は肇国の歴史的事実そのものではない。歴史的事実は、実践であり、生活である。実践には目的があり、生活には理想がある。吾人の祖先は、これを神話として表現し、肇国の説話として完成し、終に歴史的事実は、これに導かれながら展開した。ここに於いてか、肇国の神話の真髓を為す肇国精神は、即ち日本理念そのものに外ならぬ。

（中略）真の国史は、肇国神話の正しき理^てと認識とを出発点として、日本理念を先づ把握し記述し、これが歴史的事実の上に一貫顕現発展せる姿を明らかにするものでなければならない⁴⁸⁷。

ここで注目すべき点は、日本の肇国神話が「歴史的事実そのままではない」ことを言明していることである。国史は史実ではなく、「史実の反映」だとする中村の国史観が展開されている。文章はさらに続けて、国史教育における「皇室中心の態度」を明瞭にするためには、古代史の認識や肇国神話の正しい理解が必要だと説いた⁴⁸⁸。日本の肇国神話は「歴史的事実そのままではない」が、これが日本の理念であることを朝鮮の人びとに理解させなければならないということである。一次史料に基づく考証史学を絶対視した日本の近代史学の研究者において、皇国史観が違和感なく混成された。檀君について「史実の反映」が少ないとして、「歴史的存在でなかったことは明瞭」⁴⁸⁹、「殆ど抹殺し去るに等しい評価を下すことも、一理はある」⁴⁹⁰と主張したのに対し、肇国神話は史実そのものではないが、「史実の反映」なのだから、日本の理念であるとしたのである。中村は肇国神話について、国史においては「理念」を読み取り、朝鮮史においては「事大主義民族精神」⁴⁹¹を読み取った。

戦後の「略歴・著書目録」では「武漢三鎮の歴史的地位」と改題され、掲載時期を 11 月としているが、実際には 12 月である。ここでは武漢の重要性を近代的価値と位置づけ、占領の正当性について、明治 20 年代に遡り、湖広総督張之洞と日本との関係性、武漢をめぐる攻防

⁴⁸⁶ 同上、18 頁。

⁴⁸⁷ 中村栄孝「国史教育躍進のために―皇室中心の国史について―」『朝鮮の教育研究』第 136 号、1939 年 12 月、8-9 頁/4-12 頁。

⁴⁸⁸ 前掲、中村栄孝「国史教育躍進のために―皇室中心の国史について―」、12 頁。

⁴⁸⁹ 前掲、中村栄孝「檀君朝鮮と李氏朝鮮」、54 頁。

⁴⁹⁰ 同上、57 頁。

⁴⁹¹ 前掲、中村栄孝「朝鮮史論」、336 頁。

を歴史的に説明⁴⁹²し、そのうえで武漢が地理的に如何に重要な地であるか、武漢の将来性と日本にとっての武漢占領の意義を強調している⁴⁹³。さらに支那における共産分子の危険性を訴え⁴⁹⁴、「東亜大平和圏建設」⁴⁹⁵への展望を以下のように述べた。

武漢の地は（中略）われらが将に建設せんとする支那平和圏の重心たるべき地である。その確保は、即ち東亜の安定を致すべきや論を待たない。東亜の安定勢力として、平和保障の任に当たり、東洋の開発進展を期すべきわれらは、先づ武漢占領の重大性を確把握せねばならない。（中略）今後、われらが、相率ゐて大陸に進出し、武漢を中心として集中せんことは、焦眉の急務である。而して、新支那の大中心を建設する、平和の選士として、近代大都市開発の事情に、支那大衆の指導をめざして、勇往せねばならない⁴⁹⁶。

朝鮮史学者である中村にとって、張之洞や武漢をめぐる列強の攻防は研究の専門領域を超えている。それにも関わらず書かれたこの論文の意図するところは、歴史を盾に使い占領の正当性を主張することだろう。

この論文は1938年10月13日から15日にかけて「皇国臣民教育」をテーマに開催された朝鮮初等教育研究会主催による研究大会の講演録である⁴⁹⁷。朝鮮初等教育研究会は、1928年に「朝鮮の教育に従事しつゝあるの人士、並に将来の教育に従事せんとするの志望を有せらるゝの人士」⁴⁹⁸を対象に京城師範学校において設立した学会だった。

1937年10月、学務局は「皇国臣民ノ誓詞」を制定⁴⁹⁹、1938年3月に公布された朝鮮教育令の「論告」には「国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬ノ三代教育方針」が掲げられている⁵⁰⁰。当時学校の教室には、位置まで徹底された「皇国臣民ノ誓詞」が掲示され⁵⁰¹、植民地朝鮮の教育現場では皇国臣民化が推進された。

当時学務局長だった塩原時三郎は、朝鮮の人びとを皇国臣民化するためには内鮮一体を徹底することが必須と考えていた。「（内鮮一体とは）朝鮮統治の究極点であり、終極はこれに到達

⁴⁹² 中村栄孝「武漢占領の重要性」『文教の朝鮮』第160号、1938年12月、45-50頁/44-58頁。

⁴⁹³ 同上、51-56頁。

⁴⁹⁴ 同上、56-57頁。

⁴⁹⁵ 同上、58頁。

⁴⁹⁶ 同上。

⁴⁹⁷ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員－初等教育集団と植民地支配』、九州大学出版会、2011年、164頁。

⁴⁹⁸ 赤木萬二郎『『朝鮮教育』の発刊に際して』『朝鮮の教育研究』創刊号、1928年3月、主張1-2頁。

⁴⁹⁹ 『毎日新報』、『朝鮮日報』1937年10月5日記事。

⁵⁰⁰ 『朝鮮総督官報』号外、1938年3月4日。

⁵⁰¹ 前掲書、山下達也、177頁。

すべきものであり（中略）これに反することは朝鮮統治に於ては成立もせず又存在を許さざるものなる」⁵⁰²と語っている。まさに塩原のお膝元とっていい直下の立場にいた中村は、「教育上に於ける内鮮一体論」⁵⁰³と限定したうえで、内鮮一体を還元や復古だにとらえる人に対して反論した⁵⁰⁴。

併し決して今の内鮮関係、今の内鮮一体はさういふことを意味しない。鮮といふ観念は、一体となつて消えてしまはなければならない。のみならず、併合と同時に消えてゐるはずであります。いはゞ形の上で一体に見えないものがあつて、一体観を曖昧にしてゐる。故に内鮮一体の形に於ける徹底を図る。そこまで進んで来てを。既に精神的な心の一体観は出来上つてゐるはずである。これに伴ふ色々の形の具現、強化或はこれを徹底せしむる点にある⁵⁰⁵。

内鮮一体は要するに新たに皇国臣民となつた人々が肇国の精神を理解して行き、そして一体不離無差別の信念を体得し、一視同仁の聖化に対へ奉る所の事実を指すものである。その為には実際の教育に於ても指導の中心は全く無差別な態度なり、無差別の観念を作り、皇国臣民たるの信念を固める方向に向ひたいのである⁵⁰⁶。

中村の主張は、併合によって朝鮮という存在そのものが消失しているため、一体感を実感させない不要なものは払拭せねばならないというものだった。檀君についていえば、一国に二つの建国神話は一体感を曖昧にするもの以外の何ものでもなく、国史の立場からの朝鮮史の排除は必然だったといえる。

「略歴・著書目録」に従えば随筆に分類される「日本世界主義」（『朝鮮の教育研究』第 129 号、1939 年 5 月）だが、読書傾向とともに思想傾向をうかがうことができる。中村は日本世界主義を、「この世界史大転換の時期に際し、日本理念による世界史の闡明と、新たなる世界建設による、日本史の展開を念願」することだと説明し⁵⁰⁷、志を同じくするとして、小島威彦

⁵⁰² 塩原時三郎「内鮮一体に就て一国民精神総動員朝鮮連盟理事会席上に於て一」『文教の朝鮮』第 170 号、1939 年 10 月、2 頁。

⁵⁰³ 中村栄孝「内鮮一体論」『朝鮮の教育研究』第 124 号、1938 年 12 月、36 頁/36-51 頁。

⁵⁰⁴ 同上、42 頁。

⁵⁰⁵ 同上、43 頁。

⁵⁰⁶ 同上、51 頁。

⁵⁰⁷ 中村栄孝「日本世界主義」『朝鮮の教育研究』第 129 号、1939 年 5 月、32 頁 32-35 頁。

⁵⁰⁸、徳富蘇峰⁵⁰⁹、吉田三郎⁵¹⁰の著作を挙げた。小島がその著作において「日本世界の建設を絶叫してゐる」ことに同調した中村は、東亜の新秩序建設なども日本世界建設過程の一つだが、世界に対して普遍化されるべき日本理念を、正しく伝える歴史学がないと嘆いた⁵¹¹。徳富の『昭和国民読本』については、今の歴史学が「明治史学の遺産」であって、「新世界の建設には、いかにしても尺度が合はない」ものであるから、「皇室中心主義の顕現」となる新しい国史の体系を作り上げたい自身との共通点を見出している⁵¹²。さらに吉田の熱意に刺激を受けて⁵¹³この随筆を執筆したとしているが、この時期の中村が「日本世界主義」に強く共感し、その実現のためにも皇室中心主義に則った国史の確立が焦眉の急と考えていたことは明白だった。

『初等国史』と『中等国史』についても、少し言及したい。いずれにも朝鮮史としての独立した記述は一切なく、檀君に関する記述もない。中村自身は「神話から出発するものを小学校の五年生、六年生はもう一つくり返して、今度は考古学から始まるのをぼくがつくった。だから朝鮮の教科書ばかりでなしに、日本の教科書で小学校に考古学の結果を取り入れたのは初めて」だと語った⁵¹⁴。考古学部分については、『日本書紀』に記載がないとして当時の朝鮮総督だった小磯国昭の抵抗にあい、「折筆」ではなく「曲筆」したと後年語っているが⁵¹⁵、石器時代の前段で神武天皇の統治を説明したうえで、石器時代と金属器時代を経て「皇室の御めぐみがひろまるにつれて、産業が発達し、文化はたいそう進みました」としている⁵¹⁶。一方朝鮮については、第五学年用では素戔鳴尊が「高天原から今の朝鮮地方にお降りになりました」と書

⁵⁰⁸ 小島威彦『哲学的世界建設』世界創造社、1938年。小島と吉田三郎は、同じスメラ学塾に所属していた。スメラ学塾とは「我が国体の本義であるスメラ御国スメラ御民の自覚を呼び覚まして、真の一億一心を作り上げて天壤無窮の皇運を扶翼」（末次信正「開講の辞」『スメラ学塾講座』第四期、1942年、3頁）するとして組織された思想団体であり、国民精神文化研究所の助手だった小島が主任講師を務め、吉田は研究部員となっている（竹内孝治・小川英明「戦時期における哲学者・小島威彦の著作および出版活動とスメラ学塾」『造形学研究所所報』vol7、2011年、29-34頁）。

⁵⁰⁹ 徳富蘇峰『昭和国民読本』東京日日新聞社/大阪毎日新聞社、1939年。

⁵¹⁰ 吉田三郎『日本建設史論』世界創造社、1939年。

⁵¹¹ 前掲、中村栄孝「日本世界主義」、33-34頁。

⁵¹² 同上、34頁。

⁵¹³ 中村は吉田の序文から「世界維新の指導理論、日本世界主義は既に同志の手で執筆を了してゐる。然るに、我が国史学界の現状は、国民の要求に答へ得るところ寔に寥々たる有様である。国民精神を喚起し、国民に何を為すべきかを指示する歴史教育に代へるに、狹隘にして誤謬に満てる近世的史学を以てし、国民一般は、歴史学は日本の世界史的現実に無関係な興味少なきものと思惟してゐる。学術的な考証にあらざれば、マルキシズム理論への服従、さもなければ垂加流神道の祖述、国民は何を為すべきかに迷はざるを得ない」（吉田三郎『日本建設史論』、1頁）という部分を引用している。

⁵¹⁴ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」、56頁。

⁵¹⁵ 同上、57頁。

⁵¹⁶ 『初等国史』第六学年用、朝鮮総督府、1941年、6-7頁。

かれ⁵¹⁷、第六学年用では第3章となる「海外のまつりごと」に「昔、朝鮮では、南部に韓人、北部には満洲人が住み、西からは支那人、南からはわが国の人々がまじつてゆきました」とし、その後天皇が任那地方を治めた⁵¹⁸とした。

『中等国史』は伊弉諾尊・伊弉冉尊の肇国神話に始まっているが、朝鮮については素戔鳴尊が船を広め、朝鮮半島を知った⁵¹⁹としている。なお『初等国史』第六学年用に掲載された「みいつのひかり」が及んだ地図上の朝鮮半島には都市名のみが記載され、『中等国史』の「皇化の普及」と書かれた地図には「朝鮮（任那）」の部分しか表示がない。

いずれの教科書においても、伊弉諾尊・伊弉冉尊、天照大神、素戔鳴尊、神武天皇などが登場する神話から始まり、時代が進んでもこれらの神話が繰り返し語られているという特徴がある。また朝鮮については日本が朝鮮半島を知ったところから始まるため、朝鮮の成り立ちについてはまったく触れられていない。国史教科書における朝鮮は、日本との関係においてのみ語られ、朝鮮史は歴史教育の場から完全に払拭されたといえる。

IV. 教学官（修史官兼任、1940年4月～廃庁まで）

中村は1939年6月から、おそらくは朝鮮総督府廃庁まで教学研修所で講師を務めている。教学研修所は、1939年4月20日に朝鮮総督府学務局の直属機関として設置された。設置目的を「学校教員ニ対シ国体ノ本義ニ基ク皇国臣民教育ノ真髓ヲ会得セシメ師道ノ振興及教学ノ刷新ヲ図ル」こととしているが⁵²⁰、内地では国民精神文化研究所が1932年に、台湾総督府国民研修所も1938年に同様の目的で設置している。所長である塩原時三郎学務局長が、開所式で教育者の重要性を強調していることから⁵²¹、皇国臣民教育のための教員教育機関だったことは明らかだろう。中村は開所より1ヶ月遅れた6月13日に講師を任命された⁵²²。講義内容をまとめた「国民学校国民科教則案について」⁵²³をみると、中村が国史だけでなく、国語、修身、地理についても講義していることがわかる。

⁵¹⁷ 『初等国史』第五学年用、朝鮮総督府、1940年、7頁。

⁵¹⁸ 前掲書、『初等国史』第六学年用、12-14頁。

⁵¹⁹ 『中等国史』低学年用、朝鮮総督府1942年、14頁。

⁵²⁰ 「府令第60号 朝鮮総督府教学研修所規定」『朝鮮総督府官報』第3673号、1939年4月20日。公布の日を以って開所としている。

⁵²¹ 「朝鮮総督府教学研修所の開所」(『文教の朝鮮』第166号、1939年6月、52頁)。塩原は「教育ノ事タルニ教師其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トス教育ノ刷新拡充モ亦教師其ノ人ヲ得ルニ非レバ所期ノ効果ヲ収ムルコト難シト謂ワザルベカラズ」と話している。

⁵²² 『朝鮮総督府官報』第3718号、1939年6月14日。

⁵²³ 中村栄孝「国民学校国民科教則案について」『文教の朝鮮』、「上」186号、1941年3月、「中」第188号、1941年4月、「(三)」189号、1941年5月、「(四)」190号、1941年6月。

1940 年 4 月 22 日には教学官の辞令を受け、編修官との兼務になった。なお学務局直属の教学官に任命されたということは、教科書改訂にある程度の目処がついたと思われ、兼務とはいえ教学官の「仕事」の比重が重くなった可能性はある。

教学官は、「教学ノ刷新振興ニ幽スル調査及指導監督⁵²⁴」を行うが、「教学官視察規定」第一条の視察事項について確認したい。

第一条 教学官視察ヲ命ゼラレタルトキハ教学ノ刷新ニ関シ左ノ事項ニ付視察スベシ

- 一 我ガ国教学ノ本義ノ徹底ニ関スルコト
- 二 学問ノ研究及研究施設ニ関スルコト
- 三 校風及校規ニ関スルコト
- 四 学校教育ノ内容、組織及設備ニ関スルコト
- 五 学生生徒ノ団体ニ関スルコト
- 六 学校、青年訓練所、社会教育団体等ニ於ケル思想状況ニ関スルコト
- 七 地方ニ於ケル思想問題ノ研究会等ニ関スルコト
- 八 国語ノ普及ニ関スルコト
- 九 特ニ指命ヲ受ケタル事項⁵²⁵

視察の対象は教育に関わるものに限らず、思想や国語普及などにも及んでいるが、国史や歴史の知識が必要には思われない。教学官任命をもって、中村が歴史とは関係のない一官吏になったようにもみえる。しかしながら実際の中村は、教学官の「仕事」とは直接関わらない、国史に関する文章を数多く発表していた。

この時期の中村が発表したものは、自身の専門である朝鮮史から遠く離れ、朝鮮総督府による「皇国臣民」化を後援するかのような国史に関係する論文が続く。

「扶餘神宮と御祭神一百済を中心とする古代の内鮮関係一」⁵²⁶は教学官以前の論文だが、「扶餘神宮の由来一内鮮一体精神の中心殿堂大陸経営の守護神」⁵²⁷と内容が重複することから、ここで取り上げることとする。

1939 年 6 月、朝鮮総督府は応神天皇、斉明天皇、天智天皇、神功皇后を祭神とする扶餘神宮の建立を決定する⁵²⁸。中村はこの扶餘神宮に関して、二つの論文を発表した。一つは『文

⁵²⁴ 「勅令第 518 号」『朝鮮総督府官報』第 3462 号、1938 年 8 月 1 日。

⁵²⁵ 「朝鮮総督府訓令第 45 号」『朝鮮総督府官報』第 3462 号、1938 年 8 月 1 日。

⁵²⁶ 中村栄孝「扶餘神宮と御祭神一百済を中心とする古代の内鮮関係一」(上)、(下)『文教の朝鮮』、第 170 号、1939 年 10 月、第 171 号、1939 年 11 月。

⁵²⁷ 中村栄孝「扶餘神宮の由来一内鮮一体精神の中心殿堂大陸経営の守護神」『観光朝鮮』第 2 巻第 6 号、1940 年 11 月。

⁵²⁸ 「朝鮮総督府告示第 503 号」『朝鮮総督府官報』号外、1939 年 6 月 19 日。

教の朝鮮』へ2回に分けて発表した「扶餘神宮と御祭神—百濟を中心とする古代の内鮮関係—」であり、もう一つは『観光朝鮮』に発表した「扶餘神宮の由来—内鮮一体精神の中心殿堂大陸経営の守護神」である。『文教の朝鮮』と『観光朝鮮』の読者層は、前者が朝鮮教育会の出版であることから教育者向け、後者は一般向けと想定されるが、内容についてはほとんど大差ない。ここでは扶餘神宮の建立意図について、①古代から朝鮮半島との緊密な関係を築いてきた祖先の神々を祀ること、②内鮮一体の精神的中心の大殿堂とすることの二つを挙げ⁵²⁹、「東亜新秩序、共栄圏の建設が叫ばれ、又外交の新体制の期待」⁵³⁰がふくらむなかで、扶餘神宮が「我が国の特色ある神宮となるべきことは疑ひない」⁵³¹とした。中村が扶餘神宮造営事業に関わったという資料がないことから、歴史家としての知識を発揮して、読者に説得力を与え、総督府による扶餘神宮建立の意義を説明したといえるだろう。

1941年には『初等国史』第六学年用の出版に加え、国民学校令が施行された⁵³²こともあり、中村は教育関連の論文を立て続けに発表している（表4中、1941年を参照）。一方でまさに国威発揚ともいえるべき論文を書いた。

皇国の基礎をかためさせられ、国体の本義に則りて、国家理想をいやが上にも明徴にしたまへる盛徳を仰がねばならず、この御創業の聖旨を奉体して、更に発展せしめたまへる盛徳に至つては、孝徳天皇、明治天皇の御二代を格別に拝せねばならぬ。いづれも新しき体制を樹立したまひ、国民の進むべき方向を顕示あらせられ、皇国の大理想に一層の光輝を添へたまひ、皇運扶翼の道を拡充発展せしめられて、国礎を愈々固くしたまへること、皇国の歴史を回顧するものゝ感銘殊に深く、而も、聖徳を一貫する大精神を拝しては、皇国臣民たるもの、その使命の重大なるを思つて奮起せざるを得ないと信ずる

⁵³³。

この時期の朝鮮半島は「時局はまさに急迫しつつ」⁵³⁴あった。編集後記に書かれた「支那事変に示した、半島銃後の赤誠をいよいよ強く正しく発揚する秋だ。半島よぐずぐずするな!!」⁵³⁵や、次号予告の「更に戦争体制を整へつゝある朝鮮の新鋭なる論陣と展望を行ふ」⁵³⁶からも、

⁵²⁹ 前掲、中村栄孝「扶餘神宮と御祭神—百濟を中心とする古代の内鮮関係—」（上）、13-14頁。

⁵³⁰ 前掲、中村栄孝「扶餘神宮の由来—内鮮一体精神の中心殿堂大陸経営の守護神」、34頁。

⁵³¹ 同上、32頁。

⁵³² 勅令第254号『朝鮮総督府官報』第4254号、1941年3月31日。内地における勅令第148号「国民学校令」公布に伴い朝鮮教育令を改正し、小学校は国民学校となった。

⁵³³ 中村栄孝「孝徳天皇改進の大政」『緑旗』第6巻第2号、1941年2月、281頁/280-291頁。

⁵³⁴ 「編輯を終へて」『緑旗』第6巻第2号、1941年2月、428頁。

⁵³⁵ 同上。

⁵³⁶ 同上。

緊迫した状況は十分に伝わってくる。中村はこうした時局と過去の天皇の治世を、巧みに結びつけた。「齊明天皇国威宣揚の聖業」⁵³⁷では、齊明天皇が扶餘神宮の祭神の一柱としたうえで⁵³⁸、天皇による北方、南方、朝鮮を含む西方という三方向への国威伸展という聖業は「明治以来の国威宣揚の大精神と、古今相通ずるものがあり、感慨また無量」⁵³⁹であり、齊明天皇を扶餘神宮の祭神としたことは今上天皇の「叡慮の存するところ」だとした⁵⁴⁰。中村は孝徳天皇と明治天皇、齊明天皇と今上天皇を結びつけて論じることで、現在の困難も過去と同じように乗り越えられると説いたのである。

1941 年 12 月、アメリカとの間で戦争が始まる。1942 年に入って、中村の書くものはいよいよ戦争と密接してきた。以下は、雑誌『文化朝鮮』の「大東亜戦争体制下の半島新年譜」という特集に寄せた中村の文章である。

半島教育最高の目標は、死生観の確立にある。(中略)朝鮮教育三大綱領一國体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬はお題目ではない。世界観を転換し、人生観を革新し、生活態度を是正して、真に皇国臣民たるの自覚を促すところの警鐘なのである。世界史転換の狂乱に乗って、一視同仁の聖化に浴し、共存共栄の実を挙げ、八紘一字の大旆下に挺身垂範する戦士は、三大綱領を指針として練成せられる。(中略)半島教育の目標は、愈々高く標示せられねばならぬ。一死生観の確立にありと。而して、いはゆる三大綱領は、依然として半島教育の要諦である⁵⁴¹。

中村は原稿用紙 4 枚にも満たない短文の中で、「死生観の確立」という言葉を 2 回使っている。いかに生きていかに死ぬかは重要な問題であり、「死生観」という言葉を、そのまま若者に「りっぱに死んで来い」と送り出す言葉と同じだと判断することは危険を伴う。しかしながら朝鮮半島の教育現場が「挺身垂範する戦士」を養成する場だとしている点は、当時の中村の思考を明白に示している。

これも上掲した「学園は勇む」と同じ時期に書かれたものである。先に取り上げた「孝徳天皇改進の大政」と「齊明天皇国威宣揚の聖業」と同じ、雑誌『緑旗』に発表された。過去の因縁と現在を結びつけるという点においても全く同じ文体だが、ここでは亀山天皇から後宇多天皇の時代にかけて起こった元寇における女性と現在の女性を結びつけている。そのうえで時局の女性がどうあらねばならないかを、以下のように説いた。

⁵³⁷ 中村栄孝「齊明天皇国威宣揚の聖業」『緑旗』第 6 巻第 4 号、1941 年 4 月、732-741 頁。

⁵³⁸ 同上、732 頁。

⁵³⁹ 同上、735 頁。

⁵⁴⁰ 同上、741 頁。

⁵⁴¹ 中村栄孝「学園は勇む」『文化朝鮮』第 4 巻第 1 号、1942 年 1 月、55 頁。

六百余年前の困難に際し、私どもの祖先である女性が、「家」への自覚ある没入によつて、国民精神の昂揚に貢献したことに深く感銘しなければならないと考へます。(中略)殊に、我が国は今や未曾有の一大困難に際会して居ります。而も近代戦の新なる展開によつて、「国民総力戦の体制」を確立することが困難打開の第一義として求められて居ります。前線に戦ふところの責任は、男性が負はねばならぬ。銃後に戦ふところの責務は、女性がこれを果さなければならない⁵⁴²。

時局が逼迫するなか、朝鮮総督府の官吏として、求められる要請に応える形で知識を総動員し、過去の事象から現在に対応する教訓を引き出していたのだろうか。後年の回想にあるように、「建て前のほうの雇人⁵⁴³」の諦観から書いたととらえるべきだろうか。

1942 年には『緑旗』で企画された「日本の家語る」という座談会に出席している。京城帝国大学教授の秋葉隆ら 5 人とともに、現状の日本の家はどうあるべきかという議論の中で中村は以下のように語った。

古代の氏の時代に、完全に天皇につながりのある家といふ觀念が出来てゐた(中略)今の日本が求めてゐるのは、この自覚であり、反省であるから、かへつて原始的な昔に天皇を中心に仰ぎ奉つた氏のもつた家族觀念ではないでせうか⁵⁴⁴。

天皇を中心とした国家というものが、中村の思考の根幹にあったことは間違いない。よって今現在起きている事象と過去の天皇の功績を結びつけ、その普遍性を説くことに対して、いささかの疑問も抱いていなかったとみなされるのである。

戦局が深刻化するなか、7 月 18 日にサイパン島玉砕の大本営発表が出た。以下の論文はこの報道後に書かれている。

大東亜戦争の完遂こそは、青年諸君の担つてゐる歴史的使命であり、その責任は大きい。国史を貫く若き生命力をば、身を以て体験する責務を持つてゐるといふことが出来る。諸君は、国史を顧みて、或は大化の改新に、或は蒙古襲来に、或は建武の中興に、或は明治御一新の転換期に、常に若き生命の力が根柢となつてゐたことを思ひ、青年の誇り

⁵⁴² 中村栄孝「元寇の国難と日本婦道の確立(日本女性史の一断面)」『緑旗』第 7 巻第 1 号、1942 年 1 月、136-142 頁。

⁵⁴³ 前掲、中村栄孝「朝鮮史と私」、50 頁。

⁵⁴⁴ 「日本の家語る」『緑旗』第 7 巻第 6 号、1942 年 6 月、135 頁/126-137 頁。

を忘れることなく、戦局の危急を打開し、国家興隆の転機とする今日の推進力となつて頂きたい⁵⁴⁵。

サイパン島の皇軍は遂に全員壮烈な戦死を遂げた。在留邦人にしておよそ戦ひ得るものは敢然戦闘に参加し、ともに散つたときく。その中には恐らく婦女子もまじり、ををし、武器をとつて戦つたことであらう。サイパン本土をへだたることわづか二千三百キロ。まなじりを決し、歯をくひしばつて起つた私たちの前に物量をたのむ敵は、なほも傲慢にせまってくる。このとき、約七百年前のあの元寇における史実が、切実によみがへってくる⁵⁴⁶。

続けて元寇の歴史を振り返り、元寇で戦つたのは武士だけではなく女子供も挙げて戦い、「国民の大和一致が神に通じて神風」が起こって元寇を退けたのだから、自分たちも祖先に恥じない生活をしなければならないと決意を述べた⁵⁴⁷。戦局が行き詰っていくなかで、なおも歴史を振り返りながら、まだ頑張れるはずだと書く心情はどれほどのようなものだったのだろうか。歴史家でありながら、朝鮮総督府の官吏として既に 15 年以上が過ぎていた中村にできることは、過去の栄光が繰り返すはずだと鼓吹するしかなかったのかもしれない。この論文は「今こそ一億戦死の決意もて、職域をまもり、みたてをなし、皇国護持に殉じよう。そして皇国の必勝を信じ悠久の大義に生きんと、莞爾として散つた勇士にこたへるのだ」⁵⁴⁸と結んでいる。

V. おわりに

本章では、歴史学者であった中村が、官吏としての「仕事」をどのように全うしたのか、また歴史学者という出自が修史官以降の「仕事」にどう関係したのかをその著作から考察し、朝鮮史編纂と国史教科書改訂という連続する二つの事業に関わった中村が、朝鮮総督府による「国史」の戦略を体現していたことを明らかにした。

中村が朝鮮総督府官吏として常に任務に忠実であり、求められた水準に応え、仕事を全うしたことは明白である。歴史学者としての中村は、その歴史学の学知を自身の専門分野を超え広

⁵⁴⁵ 中村栄孝「国史と青年」『緑旗』第9巻第10号、1944年10月、199頁/192-199頁。

⁵⁴⁶ 中村栄孝「やまとをみなの力ーサイパン全員戦死に元寇を憶ふー」『新女性』9・10 合併号、1944年10月、7頁/7-9頁。

⁵⁴⁷ 同上、9頁。

⁵⁴⁸ 同上。

く活用して、朝鮮総督府にとって都合のいい文章を書き続けたが、そのことこそが朝鮮総督府による「国史」の戦略だった。また中村の著作からは、当時朝鮮総督府が朝鮮の人びとを「皇国臣民」化するために、国史の徹底を図ろうとしていたこと、そのためには植民地朝鮮のための教科書が必要であり、それを指導する有能な教員養成が求められていたことがわかる。中村は、こうした朝鮮総督府の要請に応えられる歴史学者だった。うがった見方をすれば、朝鮮総督府の戦略遂行は、用意周到だったといえる。「皇国臣民」を作るために必要な国史教科書を編纂する前に、日本の近代歴史学を総動員して『朝鮮史』の編纂を行った。『朝鮮史』の編纂において建国神話を正史として扱わないと決定したことにより、国史教科書に朝鮮の建国を記述する必要はなくなる。これにより国史の主体とは異なる朝鮮関係事項によって権衡を失し、歴史教育の効果を阻害するという問題⁵⁴⁹は、一気に解決した。朝鮮は日本の一地方として、日本との関係史においてのみ記述すればよくなったのである。国史教科書の編纂を終えた中村は、時局の深刻さと歴代天皇の時代を結びつけ書き続けるが、それは朝鮮総督府による国史の戦略を体現し続けたことにほかならない。

最後に、引揚げ後の中村について簡単にふれておきたい。1945年11月に日本へ帰還した中村は、1948年に名古屋大学文学部教授となった⁵⁵⁰。「略歴・著書目録」の1949年6月14日には、「公職適格者確認」と書かれているが⁵⁵¹、これは名古屋大学に設置された大学教員適格審査委員会審査に通ったことを意味する⁵⁵²。戦後の教職追放⁵⁵³では、「軍国主義的又は極端な国家主義的意図をもつて、教科用図書又は教育に関する刊行物の編纂に当つた者」⁵⁵⁴も対象となったことから、朝鮮総督府の編修官として国史教科書編纂に携わった中村が審査対象となることは必至だったと思う。しかしながら名古屋大学において行われた教員適格審査では、教職員897名中、不適格者は1名もいない⁵⁵⁵。文学部では2名が審査対象となったが⁵⁵⁶、1名は中村だった。審査にあたり作成する調査表には、1936年1月1日以降の全ての官職、著述、演説などを記入しなければならなかったが⁵⁵⁷、中村もここで扱った「略歴・著書目録」に記載していない著作を含めて、調査表を作成しなければならなかったはずである。名古屋大学の記録⁵⁵⁸に、

⁵⁴⁹ 前掲、中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」、57頁。

⁵⁵⁰ 『官報』第6613号、1949年2月1日。「略歴・目録」では1948年12月27日付となっているが、28日付。

⁵⁵¹ 前掲、中村栄孝「略歴・著書目録」、2頁。

⁵⁵² 文部省訓令第3号『官報』第6086号、1947年5月1日。「大学教員適格審査委員会は、大学総長又は大学長が大学別に設け、その大学の教員」を審査するとなっている。

⁵⁵³ 勅令第263号『官報』第5790号、1946年5月7日。

⁵⁵⁴ 閣令/文部省令/農林省令/運輸省令第1号『官報』第5790号、1946年5月7日。

⁵⁵⁵ 文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』1952年、39-40頁。

⁵⁵⁶ 「教員適格審査状況」『判定書請求綴東海地区学校集団適格審査委員会』（識別番号 J-2-14）、名古屋大学大学文書室所蔵。

⁵⁵⁷ 閣令/内務省令第1号「別記様式（三）」『官報』第5736号、1946年2月28日。

⁵⁵⁸ 前掲、『判定書請求綴東海地区学校集団適格審査委員会』。

文学部の審査過程、調査表などがなく適格となった状況は確認できないが、中村の植民地朝鮮における責任については今後も関心を持ち続けたい。

表 4. 中村栄孝の官歴

交付日	分類	交付の内容	交付時の官職・官位	朝鮮總督府官報	備考
1927/12/27	辞令/叙任	任朝鮮總督府修史官/叙高等官七等		第 305号 (1928/01/09)	1926/05/31-1927/12/31朝鮮史編修会嘱託
1928/02/15	叙任	正八位		第 404号 (1928/05/07)	
1930/03/31	叙任	陸叙高等官六等	朝鮮總督府修史官	第 974号 (1930/03/31)	
1930/06/16	叙任	從七位		第1070号 (1930/07/28)	
1930/06/30	俸給	十級俸下賜		第1047号 (1930/07/01)	
1932/06/30	俸給	九級俸下賜		第1644号 (1932/07/01)	
1932/12/28	叙任	陸叙高等官五等	朝鮮總督府修史官	第1797号 (1933/01/07)	
1933/02/15	叙任	正七位		第1839号 (1933/02/27)	
1933/03/31	兼報	法文学部講師ヲ嘱託セリ	朝鮮總督府修史官	第1886号 (1933/04/25)	兼報 (学事)
1933/12/31	俸給	八級俸下賜	朝鮮總督府修史官	号外 (1933/12/31)	
1935/02/15	辞令	朝鮮總督府臨時歴史教科用図書調査委員会委員ヲ命ス	朝鮮總督府修史官	第2426号 (1935/02/15)	
1935/03/31	兼報	解職セリ	法文学部講師	第2696号 (1935/05/11)	兼報 (学事)
1936/06/30	叙任	陸叙高等官四等	朝鮮總督府修史官	第2843号 (1936/07/06)	
1936/07/15	叙任	叙從五位	從六位	第2861号 (1936/07/27)	
1936/12/31	俸給	七級俸下賜	朝鮮總督府修史官	号外 (1936/12/31)	
1937/06/26	辞令	依願免本官	朝鮮總督府修史官	第3137号 (1937/07/01)	6/28官報掲載 同日付で朝鮮史編修会嘱託
1937/10/01	辞令/俸給	任朝鮮總督府編修官/叙高等官五等/六級俸下賜/学務局勤務ヲ命ス	正六位	第3218号 (1937/10/06)	
1938/09/14	辞令	専門学校入学者試験検定委員ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3502号 (1938/09/16)	
1939/01/20	辞令	長崎、上海、南京及漢口へ出張ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3601号 (1939/01/23)	
1939/06/08	辞令	朝鮮總督府臨時歴史教科用図書委員ヲ命ス/幹事ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3715号 (1939/06/10)	
1939/06/13	辞令	朝鮮總督府教学研究所講師ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3718号 (1939/06/14)	
1939/09/23	辞令	昭和十四年度視学委員ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3806号 (1939/09/25)	
1939/10/05	叙任	陸叙高等官四等	朝鮮總督府編修官	第3820号 (1939/10/11)	
1940/02/20	辞令	朝鮮總督府稅務官吏養成所講師ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第3925号 (1940/02/22)	
1940/04/22	辞令	兼任朝鮮總督府教学官	朝鮮總督府編修官正六位	第3979号 (1940/04/30)	
1940/04/22	辞令	学務局勤務ヲ命ス	朝鮮總督府教学官	第3979号 (1940/04/30)	
1940/04/27	叙任	銀杯一筋ヲ賜フ	正六位	第3983号 (1940/05/04)	朝鮮史編纂の功 黒板勝美 (一組)・田保橋潔・末松保和・李能和
1940/06/30	俸給	五級俸下賜	朝鮮總督府編修官	第4032号 (1940/07/01)	
1940/09/04	辞令	朝鮮總督府教育審議委員会幹事ヲ命ス	朝鮮總督府教学官	第4098号 (1940/09/16)	
1941/04/11	叙任	叙勲六等授瑞宝章	正六位	第4275号 (1941/04/26)	
1941/11/15	叙任	叙正五位	正六位	第4535号 (1942/03/12)	
1942/03/31	俸給	四級俸下賜	朝鮮總督府編修官	第4550号 (1942/03/31)	
1942/08/13	辞令	実業学校卒業程度検定委員ヲ命ス	朝鮮總督府編修官	第4664号 (1942/08/14)	
1943/03/31	叙任	陸叙高等官三等	朝鮮總督府編修官兼朝鮮總督府教学官	第4854号 (1943/04/09)	
1944/06/30	俸給	三級俸下賜	朝鮮總督府編修官	第5220号 (1944/06/30)	第5223号 (1944/07/04) 正誤で「脱ス」指摘
1945/03/07	辞令/俸給	免本官専任朝鮮總督府教学官/五級俸下賜	朝鮮總督府編修官兼朝鮮總督府教学官	第5428号 (1945/03/12)	
1945/06/02	辞令	朝鮮總督府学徒勤勞表彰審査委員会幹事ヲ命ス	朝鮮總督府教学官	第5499号 (1945/06/05)	
1945/06/06	辞令	朝鮮史編修会幹事被仰付	朝鮮總督府教学官	第5502号 (1945/06/08)	
1945/06/16	辞令/叙任	兼任朝鮮總督府編修官/叙高等官三等/学務局勤務ヲ命ス	朝鮮總督府教学官	第5517号 (1945/06/26)	
1945/07/04	辞令	朝鮮總督府学徒勤勞員本部附ヲ命ス	朝鮮總督府教学官	第5526号 (1945/07/06)	

※ 朝鮮史編修会の「嘱託」職については『朝鮮總督府官報』では確認できず、『朝鮮史編修会事業概要』（朝鮮總督府朝鮮史編修会、1938年）からの引用。
※ 本表は『朝鮮總督府官報』を確認し、筆者が作成したもの。

表 5. 朝鮮総督府勤務時の中村栄孝の著作

[illegible]

※ 中村榮孝「中村榮孝教授略歴・著作目録」に「韓国歴史情報統合システム」ホームページにある「国史編纂委員会」提供の著作情報および筆者の調査を加え、作成したもの。

※ 太字表記のものが、「中村敬侯略歴・著作目録」に掲載されていない論文。

※1 は、1938年11月には掲載されておらず、翌12月に「武漢占領の重要性」が掲載。

※2 は、「略歴・目録」では、「東屋施設と古代大陸盛衰の先鞭」と記載。

※ ③ は、「略歴・目録」では、1940年と記載。

※ ④ は、「略歴・目録」では、1943年に脱稿し、1944年に組版、1945年戦災によって未完と記載。
※ 著者名を「無署名」としたものは、内容が国策論文と異なため、史料の価値と判断。

※ 著者名中、「無記名」としたのは、内容が関連論文と同じため、中村の執筆と判断。

第7章 史実と「史的現象」—『初等国史』における「皇室中心の叙述」

I. はじめに

本章では、日本の近代歴史学の二項対立的パラダイムである「純正史学」と「応用史学」が、朝鮮総督府編纂『初等国史』⁵⁵⁹の史観や叙述とどのような関係にあるかを明らかにし、『初等国史』を史学史上に位置づけ、植民地朝鮮における歴史教育問題の一端を究明することを目的とする。中村栄孝が言う「史実の反映」と黒板勝美が言う「史的現象」という建国神話に対する理解が、記紀と檀君神話においてどのように作用したのかを明らかにすることによって、建国神話がネイション・ビルディングに果たす役割の重要性が見えてくる。

朝鮮総督府が「内鮮一体」や「国体明徴」、「忍苦鍛錬」という方針の実現を目途⁵⁶⁰に改訂した『初等国史』は、『初等国史編纂趣意書第五学年』によると、1940年4月から「朝鮮内に於ける全小学校尋常科」で使用を開始した⁵⁶¹。編纂を担った中村栄孝⁵⁶²は教科書改訂の動機に、最近の歴史教育が「かなり煩瑣にして通俗的な嫌ひがあつた」⁵⁶³ことを挙げている。1939年11月6日開催の第6回臨時歴史教科用図書調査委員会では、委員長として挨拶に立った大野緑一郎政務総監が、改訂する『初等国史』の第一の特色は「皇室中心の記述態度」であると明らかにした⁵⁶⁴。さらに『初等国史編纂趣意書第五学年』では、章ごとの見出しが「ほぼ国史発展の跡をたどり、中心の史潮をなすものを以て名づけ（中略）事件名や人名をかゝけてゐないこと」⁵⁶⁵、「従来の人物中心を偏重する機構は捨て去られた」⁵⁶⁶ことも特色に挙げている。この「人物中心を偏重する機構」にとって代わるのが「皇室中心の記述態度」だった。

⁵⁵⁹ 本稿では、巻数や学年（巻一、巻二、第五学年、第六学年）は必要に応じ括弧外に表記する。

⁵⁶⁰ 勅令第103号「朝鮮教育令」諭告（『朝鮮総督府官報』号外、1938年3月4日）。「新東亜建設ニ赴ク我ガ国ノ重責ハ益国民資質ノ醇化向上ヲ必須の時務トシテ罷マズ（中略）国体明徴、内線一体、忍苦鍛錬ノ三大教育方針ヲ徹下シテ、大国民タル志操、信念ノ錬成ヲ基幹ト為サザルベカラズ」。

⁵⁶¹ 朝鮮総督府『初等国史編纂趣意書 第五学年』、1940年、2頁。

⁵⁶² 中村栄孝（1902-1984年）、日本史、朝鮮史学者。

⁵⁶³ 中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」『教科書編輯彙報』第3輯、1939年4月a、6頁。

⁵⁶⁴ 中村栄孝「国史教育躍進のために—皇室中心の国史について—」『朝鮮の教育研究』第136号、1939年12月、5頁。

⁵⁶⁵ 前掲書、『初等国史編纂趣意書 第五学年』、19頁。

⁵⁶⁶ 同上書、30頁。

『初等国史』に関する研究について述べておきたい。『初等国史』が内地に先んじて人物中心の構成方法を放棄し、国家発展中心の構成方法へ転換したこと⁵⁶⁷、文部省編纂『初等科国史』（1943 年）の内容構成方法と記述態度などに影響を与えたこと⁵⁶⁸を指摘した権五鉉は、編纂事業について「日本史を天皇中心、皇室中心の歴史」⁵⁶⁹と理解した朝鮮総督府による「国体明徴を目的とした皇国史観による日本史の研究」⁵⁷⁰だと批判した。

「国史」と「朝鮮史」の関係という観点から行われた研究では、國分麻里が朝鮮総督府編纂の『朝鮮事歴』について、郷土史を目ざしたにもかかわらず、政治的変遷や文化史といった朝鮮の独自性を叙述することにより最初から自己矛盾を抱えたと指摘した⁵⁷¹。また 1920 年代からの継続的取り組みによって朝鮮史が国史に組み込まれた⁵⁷²という金鐘俊の指摘からは、朝鮮総督府の教育政策が長期にわたって計画的に行われたことがうかがわれる。両者の指摘に従えば、朝鮮総督府が 20 年という期間をかけて、段階的に朝鮮史を国史の中に吸収させたことは明白だが、変化を決定づけた『初等国史』への言及が十分とはいえない。管見の限り、従来の研究では『初等国史』への史学史的接近は行われていないように思われる。

以上の先行研究の成果と課題を踏まえ、本章が『初等国史』に着目する理由は二点ある。

第一は、朝鮮総督府がいかに専門の学術的研究に則り『初等国史』を編纂したのか、端的に言えば「神代」と「皇室」をどう扱ったのかという関心である。「純正史学」と「応用史学」という二項対立するパラダイムの根底には「神代」と「皇室」という避けられない存在があったが、「応用史学」では克服できることも、「純正史学」では簡単に克服できない課題が山積していた。だからこそ後述する坪井九馬三は「国史を純正史学と為すハ至難の事」と述べたのである。「神代」と「皇室」の扱いは「純正史学」における最大の懸案事項だったといえるだろう。

第二は、朝鮮総督府が「皇室中心の記述態度」に拘泥した点である。そもそも「皇室中心」は、アカデミズム史学から創生されたものである。よって「純正史学」における「皇室中心」の起源に遡ることが本稿の要諦と考える。従来の研究でも、「皇室中心の記述態度」を「史学」論の観点からみたものはないため、『初等国史』に関する新しい知見が得られると考える。

⁵⁶⁷ 前掲、権五鉉、5 頁。

⁵⁶⁸ 同上、558-559 頁。

⁵⁶⁹ 同上、395 頁。

⁵⁷⁰ 同上、437 頁。

⁵⁷¹ 國分麻里『植民地期朝鮮の歴史教育—「朝鮮事歴」の教授をめぐる—』、新幹社、2011 年、230 頁。

⁵⁷² 金鐘俊『植民史学と民族史学の官学アカデミズム』東アジア韓国学叢書 12、ソミョン出版、2013 年、101 頁（【韓国語】、拙訳）。

以上二点が、本稿において『初等国史』に着目した理由となるが、これらを究明することは、史学史上における『初等国史』の位置づけを明らかにするとともに、植民地朝鮮における歴史教育問題の重要な一端を究明することにほかならない。

II. 植民地朝鮮の国史教科書

日本の内地で「応用史学」論をめぐる議論が沸騰していた頃、植民地朝鮮でも歴史教育をめぐり様々な動きが起きている。

1938 年の朝鮮教育令⁵⁷³以前の植民地朝鮮では、内地人児童は尋常小学校、朝鮮人児童は普通学校に分かれ、教科書も分けられていた。しかし三・一独立運動（1919 年）の影響から、1920 年に歴史教科目の必修化が決まる⁵⁷⁴。尋常小学校同様、普通学校でも文部省編纂『尋常小学国史』の使用が決まり、「補充すべき朝鮮に関する事歴の大要」⁵⁷⁵を教える『尋常小学国史補充教材』が併用された。その後『尋常小学国史』に「朝鮮事歴」を書き加えた『普通学校国史』上（1922 年）・下巻（1923 年）を編纂、1932 年と 1933 年には修正が加えられ、1937 年にも大幅な改訂が実施された。1938 年になると、改訂版『普通学校国史』をもとに改訂した『初等国史』巻一・巻二を発行する。繰り返された編纂、改訂作業の多くは、「朝鮮事歴」の分量と内容の変更であり、国定教科書部分への大きな変更はなかった。当然のことながら、内地の国定教科書は「応用史学」論に根ざしていたことから⁵⁷⁶、植民地朝鮮の事情に対応していないという批判が生まれることになった。

III. 国史教科書刷新

1940 年発行の『初等国史』第 5 学年用を始めとする国史教科書改訂事業の牽引役を担った中村栄孝は、朝鮮史編修会の修史官として朝鮮総督府でのキャリアをスタートさせた。修史官

⁵⁷³ 勅令第 103 号「朝鮮教育令」附則（『朝鮮総督府官報』号外、1938 年 3 月 4 日）。

⁵⁷⁴ 府令第 181 号「普通学校規則」第 11 条ノ 2（『朝鮮総督府官報』第 2477 号、1920 年 11 月 12 日）。

⁵⁷⁵ 朝鮮総督府『尋常小学国史補充教材』巻一、1920 年、緒言。「朝鮮事歴」については、國分麻里『植民地期朝鮮の歴史教育―「朝鮮事歴」の教授をめぐって―』（新幹社、2011 年）が詳しい。

⁵⁷⁶ 文部省『小学国史編纂趣意書』（1931 年）には、「主トシテ人物ニヨリテ課題ヲ立テ（中略）教訓トナルベキ幼児ノ逸話ヨリ起シテ其ノ生立ニ及ビ（中略）事件ニヨリテ課題ヲ立ツルニアタリテモ（中略）課題ノ下ニ主要ナル人物ノ事績ヲ説明」（3 頁）とある。

時代には『朝鮮史』第4編の執筆を担当し⁵⁷⁷、1935年2月からは同時に臨時歴史教科用図書調査委員会委員⁵⁷⁸も務めている。委員会設置は京城帝国大学総長の山田三良が熱望したが、世論も歴史教育に対する期待感が膨らむなか、「とかくの論議が喧伝」され、現行の『普通学校国史』に対する「とかくの世評」もあったと中村は記した⁵⁷⁹。委員会では中等、初等学校の歴史教科書に対して調査分析を行うが⁵⁸⁰、国史教科書刷新の提言を行うことが臨時歴史教科用図書調査委員会の目的だった。1937年10月、既に朝鮮史編修会を退いていた中村は学務局編修官に就任、翌1938年3月の朝鮮教育令により本格化した国史教科書改訂事業に本格的に着手する。事業開始のきっかけとなった既存の教科書に対する朝鮮総督府の不满を、中村は次のように説明した。

歴史教育は、あくまで現在の生活に即したものでなければならない（中略）現下重大の時局に際して、これに対応する道は、歴史教育に期待するもの頗る大である。（中略）歴史教育の一大革新は、当然の要求である。然しながら、従来専門研究を目的とする歴史家と、歴史教授の実際を取扱ふ教育者との間には、往々にして見解の相違があり、而も両者各々旧套を墨守するの弊が少なくなかった。（中略）専門の学術的研究は、必ずしも時局と共に流動するを要しないが、しかしながら、正確なる教材の摂取は、これに俟つべきであり、俟つより外はないのである。故に歴史家の研究が先づ時局に即応し、新しき道を開拓せざる限り、歴史教育の刷新は、決して望むべくもない。教育的なる歴史が、往々にして、専門研究の成果と矛盾するも支障なきかの如くに説かれたのは、根本的な謬妄である。学術的検討不十分なる教材は、既に歴史科の教材として無価値であることを忘れてはならない。是に於いてか、両者相伴つて進まねば、歴史教育に於ける真の革新は望まれない。近年のわが歴史教育は、かなり煩瑣にして通俗的な嫌ひがあつた。専門研究には、あまりにも、考証的な学風や骨董的な風尚や、卑近な復古主義的傾向が濃厚であつた。而も、かかる動向は、教育にも影響し、ひいては社会生活各般の方面に、関連するところが少なくなかつた⁵⁸¹。

中村は歴史家と教育者間の見解の相違、専門研究の成果と矛盾する教科書、旧態依然とした専門研究を歴史教育の停滞要因に挙げ、解消には「純正史学」と「応用史学」が連携し、「一

⁵⁷⁷ 朝鮮総督府編『朝鮮史』は、本編が全6編34巻、『朝鮮史料叢刊』全20巻、『朝鮮史料集真』（1932-1938年）からなる。中村が担当した第4編は朝鮮時代前期の太祖から宣祖までを扱った。中村の朝鮮史編修会在任期間は1926年5月～1937年6月迄である。

⁵⁷⁸ 中村栄孝「朝鮮史と私」国史学界の今昔⑫『日本歴史』第400号、1981年9月、55頁。

⁵⁷⁹ 前掲、中村栄孝、1939年4月a、55頁。

⁵⁸⁰ 中村栄孝「朝鮮に於ける国史教育」『朝鮮』第304号、1940年9月、1頁。

⁵⁸¹ 同上、45-46頁。

大革新」をしなければならないとしたが、これは朝鮮総督府の教育改革にかける決意の表明ととれる。

IV. 朝鮮総督府編纂の意味

中村がこれほどの熱意で臨んだ背景には、朝鮮総督府の政策実現という使命があった。具体的には「国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬」という三大教育方針の実現である。特に「内鮮一体」は、内地人同様に朝鮮人も「皇国臣民」として育成するという重要な目的を持ち、「国体明徴」を内鮮共通の認識とするためにも実現は必須だった。また「国体明徴」を理解させるには、日鮮共通の歴史認識が必要不可欠であり、「とかくの世評」がある国史教科書の改訂は「現下重大な時局」⁵⁸²を迎えた朝鮮総督府にとって「焦眉の急務」⁵⁸³だったのである。実際、1938年の朝鮮教育令に先立って公布された陸軍特別志願兵令⁵⁸⁴の第1条には、「戸籍法ノ適用受ケザル年齢十七年以上ノ帝国臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノ」とあり、対象は言うまでもなく朝鮮人男子であった。彼らの「皇国臣民」化こそが「焦眉の急務」だったが、この志願兵令が1942年に閣議決定される徴兵制に代わることも見越していたらうと考えられる⁵⁸⁵。

しかし朝鮮総督府が、「内鮮一体」化した「皇国臣民」育成と「国体明徴」の徹底を実現するためには、取り除かなければならない双壁があった。一つは「とかくの世評」があった国史教科書であり、もう一つはその国史教科書を補完した「朝鮮事歴」⁵⁸⁶の存在である。中村は「朝鮮事歴」について、「近年に於ける朝鮮史研究の発展に伴つて明きらかにせられた所を採用し、誤謬を一掃して、古今一貫したる変遷の跡を授け、国史・東洋史に於ける教材の連絡と、取扱態度の一致とを期し、日鮮関係の沿革に至つては、前後脈絡貫通せしめ、その密接不可分なる所以を明きらかにし、韓国併合の由来についても、透徹せる説明を施すべきを要求せるが

⁵⁸² 前掲、中村栄孝、1939年4月a、100頁。

⁵⁸³ 同上、68頁。

⁵⁸⁴ 勅令第95号「陸軍特別志願兵令」（1938年2月22日付、公布2月23日）朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』第3332号、1938年2月26日。

⁵⁸⁵ 「【情報局五月九日正午発表】政府は八日の閣議で朝鮮同胞に対して徴兵制を施行し、昭和十九年度からこれを徴集できるように準備を進行することと決定した」（「朝鮮に徴兵制度実施」『毎日新報』、1942年5月9日）。実施については「今日・感激の徴兵制実施」（『毎日新報』（1943年8月1日）とあることから、予定より1年早い実施だった（【韓国語】、拙訳）。

⁵⁸⁶ 國分麻里氏によると、「朝鮮事歴」とは、1920年から1941年まで、朝鮮総督府編纂の普通学校歴史教科書に叙述されている王朝史中心の朝鮮歴史」（國分麻里『植民地朝鮮の歴史教育―「朝鮮事歴」の教授をめぐって―』新幹社、2010年、1頁）である。

如き点」⁵⁸⁷を正さなければならないと述べた。明らかにされたこととは、朝鮮史編纂事業の成果である『朝鮮史』であろうし、「誤謬を一掃」する対象となるのが、朝鮮の建国神話であることは想像に難くない。そもそも「国体明徴」と「内鮮一体」を掲げる以上、朝鮮の歴史の方が古いなどありえない事態であり、もちろん一国に二つの建国神話など認められるはずもなかった。『朝鮮史』第一編は檀君の記載がない『三国史記』が底本であるため、高句麗始祖東明聖王元年の章に『三国遺事』から東明王が「檀君之子」という記事と、魏書にあるとされる檀君の来歴が引用されているが、あくまで東明王の「正史」に加えられた史料であって、檀君は「正史」扱いではない⁵⁸⁸。朝鮮の建国神話を国史教科書から排除する準備は、この時点でできていたといえる。そもそも「天皇中心の国体観念をはっきりと証拠立てる」⁵⁸⁹ことを意味した「国体明徴」を実現するには、黒板白の「皇室中心主義」に基づく「天皇中心」、「皇室中心」の歴史叙述が必要であった。更に言えば紀元前 660 年に建国した神武天皇⁵⁹⁰よりも、はるかに早い紀元前 2333 年に檀君が朝鮮を建国⁵⁹¹したとする神話がある以上、朝鮮総督府は断固、天照大神を「国史の出発点」にしなければならなかったのである。当然だが、天照大神から始まる国史教科書に「朝鮮事歴」は不要となり、朝鮮に関する叙述は日本との関係史、植民地朝鮮としての地方史へと変質することになった。

V. 『初等国史』がめざしたもの

『初等国史』改訂事業を担った中村は、当該期間の 1938 年から 1941 年にかけて、国史教育に関する論文を次々と発表した。1940 年以降は『初等国史』の解説が中心となり、それ以前のものは既存の国定教科書批判と新教科書の編纂理念が主体となるが、注目すべき点はいくつかある。

⁵⁸⁷ 前掲、中村栄孝、1939 年 4 月 a、56 頁。

⁵⁸⁸ 朝鮮史編修会『朝鮮史』第 1 編第 1 巻、朝鮮総督府、10-11 頁。『三国遺事』「王歴」、「卷一 古朝鮮」。

⁵⁸⁹ 「国体明徴運動」日本国語大辞典、JapanKnowledge、
<http://japanknowledge.com.ezoris.lib.hokudai.ac.jp>、（参照、2017-02-16）。

⁵⁹⁰ 『日本書紀』巻第 3 にある「辛酉年春正月庚辰朔天皇即帝位於橿原宮是歲為天皇元年」から辛酉年を紀元前 660 年としている。

⁵⁹¹ 一然『三国遺事』に「以唐高即位五十年庚寅【唐堯即位元年戊辰 則五十年丁巳 非庚寅也 疑其未實】都平壤城【今西京】始稱朝鮮」とあることから唐堯 50 年から割り出されている。

第一点は、1938 年の「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」⁵⁹²において、国定教科書不採用を暗示したことである⁵⁹³。掲載誌は「歴史教育に関する最大の学術組織」⁵⁹⁴の発行誌だったため、国定教科書に対する朝鮮総督府の不満が多く、内地人歴史科教員の目に触れたことは疑いようもない。

第二点は、移行期に日本人児童への負担が大きかったことである。1939 年度と 1940 年度の 6 年生は「五年では『小学国史』上巻、六年では『初等国史』巻二を使用すること」になった⁵⁹⁵。

第三点は、朝鮮総督府が日鮮児童に対しジレンマを抱いていたという点である。朝鮮人児童用の朝鮮総督府編纂国史教科書に対し「特別な意図の下に曲筆作為した国史を学習せしめるのであるとの誤解」があること、日本人児童の「国史の認識が不徹底」であること、「内鮮一体の事実の由来」について「全く歴史的理會を欠如」していることを問題視していた⁵⁹⁶。

第四点は、国史を「興亜教育」もしくは「皇国臣民教育」と位置づけ、国史によって「皇道の動向」を明らかにしようとした点である。あるべき「国史」像として、①現代の生活に即した国史であること、②国史の一貫性認識の要求をみたすもの、③世界史の中に占める我が国の地位を明らかにすること、④徹頭徹尾、国民の誇負となるべき国史たることが挙げられた⁵⁹⁷。

なおここまでの論文では、「皇室中心」もしくは「天皇中心」という言葉が使われず、叙述の具体的内容についても言及されていない。しかし 1939 年末に発表した「国史教育躍進のために一皇室中心の国史について」（1939 年）では、アカデミズム史学が認めた真の国史⁵⁹⁸と「歴史事実の観方にも、考へ方にも、記述の仕方にも、各時代の思潮と要求とが反映」⁵⁹⁹された真の国史とは言えないものを比較して、「純正史学」と「応用史学」の議論を展開、真の国史としての「皇室中心」に言及した。「学術的検討不十分なる教材は、既に歴史科の教材とし

⁵⁹² 既に引用している中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」（1939 年 4 月 a）と内容的に重複している。

⁵⁹³ 中村栄孝「時局下に於ける朝鮮の歴史教育」『研究評論歴史教育』第 13 巻第 7 号、歴史教育研究会、1938 年 10 月、936-937 頁。

⁵⁹⁴ 前掲、注 375（福田喜彦、192 頁）。

⁵⁹⁵ 中村栄孝「過渡期に於ける国史科授業のために」『教科書編輯彙報』第 3 輯、朝鮮総督府、1939 年 4 月 b、153-154 頁。

⁵⁹⁶ 「『初等国史』と『小学国史』との相違について」『教科書編輯彙報』第 3 輯、朝鮮総督府、1939 年 4 月 c、212 頁。

⁵⁹⁷ 中村栄孝「興亜教育と国史」『教科書編輯彙報』第 4 輯、朝鮮総督府、1939 年 9 月、11-20 頁、中村栄孝「皇国臣民教育と国史」『緑旗』第 4 巻第 11 号、1939 年 11 月、17-23 頁。

⁵⁹⁸ 中村は真の国史として『古事記』、『日本書紀』、『六国史』を挙げている（中村、前掲、1939 年 12 月、6-7 頁）。

⁵⁹⁹ 前掲、1939 年 12 月、7 頁。

て無価値」⁶⁰⁰と断じた国定教科書に代わるものが、「皇室中心の記述態度」による国史教科書だということがここで明らかになる。

摂関政治とよべるゝ藤原氏の門閥政治や、院政と申しあぐる天皇親政の特殊なる場合の政治型態や、武家政治と俗称せられる鎌倉、室町、江戸三幕府の政治や、平清盛、織田信長、豊臣秀吉の特殊なる政治の姿や、これらの基調を為す大化改新より明治御一新に至るまでの朝廷政治の姿や、これらについては既成概念にとらはるゝことなく、国体の本義に基づき、皇室中心の史観を以て、これが真実の姿が究明せられねばならない。こゝに列举した諸政治は、いはば変体の政治として、朝廷の政治、天皇中心の政治、国体の本義とは、対立抗争するところの存在としての方面のみが強調せられ勝であつたことは、それ自身軽率なる国史の取扱態度であり、安易に失した国史の認識であつたと評せねばならぬ。これらの特殊なる政治型態が、何の為に要求せられて展開し来つたか、皇室中心とせる一貫した国史の進展上に於いて、国体の本義の発展上に於いて、はた日本理念の顕現上に於いて、いかなる地位といかなる意義とを有するかを闡明すれば、こゝに自から「皇室中心の態度」を堅持した、真の国家が生まれるのである⁶⁰¹。

「皇室中心の記述態度」とは、曖昧な神代や上代の記述にほかならず、「純正史学」が批判した「応用史学」による既存の国史教科書の荒唐無稽な記述と何らかかわるところがない。中村の恩師となる黒板による「神話伝説の中から幾分にも史的現象の認めらるるものがあるなら、其処を国史の出発点とする」という定義を、そのまま『初等国史』に適用したように思われる。

VI. 皇室中心の記述態度

中村は『初等国史編纂趣意書 第五学年』においても、編纂の基本方針に「国体觀念の明徴」、「国民精神一貫性の強調」、「厳正穩健なる批判力の啓培」、「新時代への即応」、「対外関係教材の重視」、「教材排列の刷新」、「挿画及び図表類の刷新」、「文章の平易簡明」という8箇条を掲げている。その解説の中において、従来からの「応用史学」に則る国史教科書に対し批判を行っているが、「国体觀念の明徴」では、「皇室中心主義」に基づく歴史叙述のあり方を明確に示した⁶⁰²。

⁶⁰⁰ 前掲、中村栄孝、1939年4月a、46頁。

⁶⁰¹ 前掲、中村栄孝、1939年12月、12頁。

⁶⁰² 前掲書、『初等国史編纂趣意書 第五学年』、4-20頁。

わが国史はいかなる国史といへども、皇室中心の記述態度を失へるものなしとは、これ常識である。然しながら事實は、決して然く簡単に考へることは出来ない。それは要するに、国体観に対する透徹さの如何によつて、その記述態度は、やゝもすれば中心を失うからであり、従来の国史には、この点に如何が少くなかつたのである。殊に国史教育上に、その欠陥が往々にして見出されてゐる。たとへば、人物中心を以て国史を編纂する場合に於ける、中心人物の選択方針の如きは、その欠陥を暴露してゐるものが多い。わが国史は、たやすく人物中心主義で律することは出来ないのである。皇国の發展は、皇威の發揚光被そのものでなければならない。皇室中心に認識せらるべく理解せらるべきものであつて、個々の人物の業績を続けたのみでは、一貫した国史は考へられない。そこで、御歴代天皇の聖徳と一二臣民の業績とを並列記述して憚らないやうな態度を是認せねばならない場合も起る。また、史実の流れを辿るところの歴史に於ても、ある特殊なる時代の要求した指導精神のために、国史の根本の流れを忘却した例にも乏しくない。実に、新に皇室中心の記述態度が強調せられねばならない所以であり、真にこれが徹底してゐない国史は、興亜精神を強化し、皇国臣民精神を昂揚せしむべき新時代の教育にとつて、決して適當なるものと為すことは出来ないのである⁶⁰³。

中村が繰り返す「皇室中心の記述態度」の淵源に、黒板の「皇室中心主義」があることは言うまでもないだろう。「応用史学」による「人物中心主義」の国史では、「一貫した国史」を記述することはできず、万世一系の天皇を擁した「皇室中心」に記述すれば、「一貫した国史」がかなうことになる。その結果『初等国史』第五学年用は、伊弉諾尊、伊弉冉尊の国生みに始まり、黒板が決めた「国史の出発点」である天照大神を皇室の先祖とする神代だけで6頁に及んだ。神武天皇から始まる上代とそれ以降でも、天照大神については繰り返し言及された。

「皇室中心の記述態度」という規範を作ることにより、曖昧模糊とした神代や上代は違和感なく国史に組み込むことができたのである。「興亜精神」の強化や「皇国臣民」精神の昂揚を促すための教育は、「人物中心主義」ではなく「皇室中心」主義によって行われることになった。しかし中村自身が「専門研究を目的とする歴史家」として「純正史学」の立場にある以上、神代や上代に対する研究が不足していることは十分に把握していたはずである。自ら「学術的検討不十分なる教材は、既に歴史科の教材として無価値」⁶⁰⁴だと述べていたにもかかわらず、中村は『初等国史』における「皇室中心の記述」が、荒唐無稽を許した「応用史学」論に則っていることには言及しなかった。

⁶⁰³ 同上書、6-7頁。

⁶⁰⁴ 前掲、中村栄孝、1939年4月a、46頁。

VII. おわりに

本章では、根底に「神話」や「皇室」の存在が潜む日本の近代歴史学の産物である「純正史学」、「応用史学」というパラダイムを通して、朝鮮総督府編纂の『初等国史』を史学史上に位置づけることを試み、国史教科書に内包された「応用史学」の排除が目的の『初等国史』が、「皇室中心」、「天皇中心」の歴史叙述に拘泥した結果、結局「純正史学」が持つ「応用史学」的解釈から脱することができなかつた実態を明らかにした。

植民地朝鮮では、三・一独立運動の影響によって小学校に歴史教科が導入されるが、朝鮮人児童も内地の国史教科書を使うことになる。「朝鮮事歴」の扱いに対する苦慮だけでなく、内地人児童の国史認識の不徹底、内鮮一体に対する理解不足が表面化し、朝鮮総督府はジレンマを抱えた。武家政治中心の勸善懲悪では、植民地朝鮮に暮らす内鮮の人びとの理解を得ることができないというジレンマにも陥るが、臨時歴史教科用図書調査委員会の設置を契機に、国史教科書改訂に向けた動きが活発化した。1938年の教育令改正によって改訂事業は本格化するが、担当の中村は植民地朝鮮が置かれた状況と、既存の国定教科書の不備を指摘した。『初等国史』が出版される前年まで、中村は国定教科書の改訂が実現すれば採用する可能性をほのめかすが、実際には改訂事業は着々と進展していたのである。国定教科書を批判しながらも、その改訂を待てないほど植民地朝鮮の状況は深刻だった。

『初等国史』では、「内鮮一体」には馴染まない「朝鮮事歴」の記述が削除され、朝鮮史は地方史、日鮮関係史の部分だけが国史として記述された。朝鮮の建国神話を認めるわけにはいかない事情が朝鮮総督府側にはあった。神武天皇が建国した紀元前660年を、遥かに遡る紀元前2333年に檀君が朝鮮を建国したとする神話など、断固排除しなければならず、そのためにも「国史の出発点」は天照大神にしなければならなかった。また朝鮮総督府は、応用史学に則った「人物中心主義」の国定教科書を、「国体明徴」には合わないものとして厳しく批判したが、「応用史学」を批判しながらも、「皇室中心の記述」にこだわったあまり、結局は「応用史学」の理屈を借りて『初等国史』を作成した。

坪井九馬三が抱いた「国史」と「純正史学」の関係性に対する懊悩は、既存の国史教科書を鋭く批判した『初等国史』によっても解消されなかった。結局は『初等国史』も「応用史学」の荒唐無稽な論理を借りてしか「国史」を成すことはできなかったのである。

画像 9. 文部省『尋常小学国史』下巻、1935 年（磯田一雄「第三次・第四次朝鮮教育令下の国史教科書の改定状況―「内地」及び「満洲」の国史教科書との比較研究のための覚書」『成城文藝』第 130 号、1990 年 3 月、15/12-48 頁）。

尋常小学国史 下巻	一九三五年発行
御歴代表	
第三十三	織田信長
第三十四	豊臣秀吉
第三十五	豊臣秀吉(つゞき)
第三十六	徳川家康
第三十七	徳川家康(つゞき)
第三十八	徳川家光
第三十九	後光明天皇
第四十	徳川光圀
第四十一	大石良雄
第四十二	新井白石
第四十三	徳川吉宗
第四十四	松平定信
第四十五	本居宣長
第四十六	高山彦九郎と蒲生君平
第四十七	攘夷と開港

第四十八	攘夷と開港
(つゞき)	
第四十九	孝明天皇
第五十	武家政治の終
第五十一	明治天皇
一	明治維新
二	西南の役
三	憲法發布
四	明治二十七八年戦役
五	条約改正
六	明治三十七八年戦役
七	韓国併合
八	天皇の崩御
第五十二	大正天皇
第五十三	今上天皇の即位
第五十四	国民の覚悟
年表	

終章

本論文は、朝鮮の始祖神話とされる「檀君神話」を対象に、植民地人として侵害されてゆく朝鮮の人びとのアイデンティティと日本人をして被植民地の建国神話を排除に向かわせた理論の淵源について、長い歴史の営みから捉え直し、検討するところみであった。以下で、明らかにしてきたことを、もう一度整理してみる。

第1章では、検討の対象となる檀君神話が記載された『三国遺事』とその撰者である一然、そして正史とされる『三国史記』と撰進した金富軾について概観した。

まず『三国遺事』については、道教や仏教の影響とされる点を明らかにし、とくに糾弾の対象となった檀君神話にみえる仏教的影響について検討し、一然については、「普覺国尊碑銘」の内容を、先行研究の成果を参照しながらその事歴を明らかにした。そこから見えてきたことは、『三国遺事』には注記や追記によって一然以外の手が入っていること、巷間に知られるために必要な重版を作るための印刷技術が文禄慶長の役によって日本へと流出したことである。また『三国遺事』が道教や仏教の影響を受けたのに対して、『三国史記』には儒教や中国への傾倒、新羅第一主義といった撰者金富軾に起因する影響が色濃く反映されていることも確認した。

その結果明らかになったことは、『三国遺事』、『三国史記』のいずれも、それぞれの撰者が生きた時代や、置かれた環境、そこから生まれた思想が大きく影響したという点である。金富軾はその出自から儒教や中国の影響を受け新羅を最重要視したが、高麗の武臣として生きていても、自らのアイデンティティは新羅にあった。一方で一然は、金富軾と同じく新羅王朝があった慶州出身だが、それよりも幼くして入った仏教の影響を強く受けたのである。とくに一然は、幼少期を除けば、生涯の大半において国土が焦土化するほどの戦乱の時代であり、晩年には故国である高麗が事実上蒙古の支配下に置かれるという事態に直面したことで、高麗人としてのアイデンティティを後世に遺したいという渴望があったことは確かである。

第2章では、記紀による「一国一神話化」について、論理的に説明するため検討をすすめた。

「一国一神話化」とは、第一に、伊藤博文がドイツ滞在中に神話の力を体感したことが、記紀採用に影響を与えた可能性があること、第二に、江戸時代末期には「日本人」という国民感情がなかったことから、国民統合のためには神話が必要だったこと、第三に、記紀とは、「特定の家門＝天皇家だけがもっていた神話」だったこと、第四に、大日本帝国憲法は、にわかに日本臣民となった日本人が、天皇制の必然性に疑問を抱かないよう記紀に典拠を置いたこと、第五に、記紀が「一国一神話化」されたことによって抹殺された多くの神話群があったことである。

第3章は、「一国一神話化」の視点から、植民地朝鮮における国民国家と建国神話の不可分性を考察し、記紀による「一国一神話化」が檀君神話に与えた衝撃を明らかにした。併合前後

に頻出した檀君否定論が、記紀の「一国一神話化」による朝鮮人の日本人化、すなわち皇国臣民化を目的としていたことは明白である。しかし、それに対抗した朝鮮人研究者らの檀君擁護論も、実は檀君神話による「一国一神話化」による朝鮮民族の独立という目的があったといえる。一方で朝鮮人研究者から出た檀君神話への批判には、檀君が政治的、宗教的、民族主義的に象徴化されることへの警鐘があり、日本人研究者らの檀君否定論とは根本的に異なっていた。すなわち日本人研究者と朝鮮人研究者の議論は、国民国家と建国神話の不可分性という点において実は同質的であり、日本がもたらした「一国一神話化」の衝撃は、そのまま朝鮮民族が主体となる「一国一神話化」の希求へとつながったのである。

第4章は、解放前後を通じて歴史学者として生きた李丙燾における檀君認識を検討した。解放後の李丙燾は解放以前の沈黙を破り、積極的に自身の檀君認識を語り出した。しかしそれは民族主義的というよりは、あくまで実証主義的に檀君をとらえようとしていた。李丙燾による「考古学、民俗学などの隣接学問との協力」によって、「檀君朝鮮以降、三国初期までの韓国上古史の空白を、歴史科学から定立する学界の努力」が必要だ⁶⁰⁵という言葉が、その真意を強く表している。「檀君は史実」という発言は、実証主義史学から民族主義史学へと転向を表明したのではなく、むしろ植民地期の1923年に「朝鮮史概構」において明らかにしていた檀君擁護の立場を、実証主義史学者としてあらためて表明したということである。問題は、檀君を肯定すれば民族主義、史実性を疑えば植民史観ととらえる二極化した歴史観にある。

第5章では、根底に「神話」や「皇室」の存在が潜む日本の近代歴史学の産物である「純正史学」、「応用史学」というパラダイムをあらためて整理し、純正史学に内包された応用史学について明らかにした。

森有礼によって定義された「純正学」、「応用学」は歴史学にも適用され、「純正史学」、「応用史学」となるが、その目的の大方のところは「純正史学」を確立させるためのものであった。アカデミズム史学では、「応用史学」を差別化したが、「純正史学」から切り離された「応用史学」は独自に自立化していった。またアカデミズム史学は、「国史教育」を「応用史学」として位置づけるが、「応用史学」もまた「教育」現場を独擅場に、歴史学の分野に「純正史学」とは異なる「応用史学」を位置づけようとした。しかし「応用史学」論に則る歴史叙述をめぐるのは、教育現場に混乱が生じ、「応用史学」論に対する反発も生まれたのである。急進化した「応用史学」論への反発は、教育現場にとどまらず、「応用史学」の内部からもおこり、積極的に差別化を図っていたアカデミズム史学からも出た。「応用史学」論を批判した「純正史学」の中には、「応用史学」論的歴史認識が内包されている。「国史の出発点」を天照大神とする「皇室中心主義」は、自らが批判した「応用史学」の問題点を克服できなかったが、この歴史認識はそのまま朝鮮総督府の中村に継承された。

⁶⁰⁵ 前掲、李丙燾「檀君朝鮮は史実…古代史復元しなければ」。

第6章では、本来歴史学者であった中村が、朝鮮総督府において官吏としての「仕事」をどのように全うしたのか、また歴史学者という出自が修史官以降の「仕事」にどう関係したのかをその著作から考察し、朝鮮史編纂と国史教科書改訂という連続する二つの事業に関わった中村が、総督府による「国史」の戦略を体現していたことを明らかにした。

中村は官吏として常に任務に忠実であり、求められた水準に応え、仕事を全うしたことは明白である。歴史学者としての中村は、その歴史学の学知を自身の専門分野を超え広く活用して、朝鮮総督府にとって都合のいい文章を書き続けたが、そのことこそが総督府による「国史」の戦略だった。また中村の著作からは、当時総督府が朝鮮の人びとを「皇国臣民」化するために、国史の徹底を図ろうとしていたこと、そのためには植民地朝鮮のための教科書が必要であり、それを指導する有能な教員養成が求められていたことがわかる。中村は、こうした総督府の要請に応えられる歴史学者だった。うがった見方をすれば、総督府の戦略遂行は、用意周到だったといえる。「皇国臣民」を作るために必要な国史教科書を編纂する前に、日本の近代歴史学を総動員して『朝鮮史』の編纂を行った。『朝鮮史』の編纂において建国神話を正史として扱わないと決定したことにより、国史教科書に朝鮮の建国を記述する必要はなくなる。これにより国史の主体とは異なる朝鮮関係事項によって権衡を失し、歴史教育の効果を阻害するという問題⁶⁰⁶は、一気に解決した。朝鮮は日本の一地方として、日本との関係史においてのみ記述すればよかったのである。国史教科書の編纂を終えた中村は、時局の深刻さと歴代天皇の時代を結びつけ書き続けるが、それは総督府による国史の戦略を体現し続けたことにほかならない。

第7章は、根底に「神話」や「皇室」の存在が潜む日本の近代歴史学の産物である「純正史学」、「応用史学」というパラダイムを通して、朝鮮総督府編纂の『初等国史』を史学史上に位置づけることを試み、国史教科書に内包された「応用史学」の排除が目的の『初等国史』が、「皇室中心」、「天皇中心」の歴史叙述に拘泥した結果、結局「純正史学」が持つ「応用史学」的解釈から脱することができなかった実態を明らかにした。

植民地朝鮮では、三・一独立運動の影響によって小学校に歴史教科が導入されるが、教育現場では「朝鮮事歴」の扱いに対する苦慮だけでなく、内地人児童の国史認識の不徹底、内鮮一体に対する理解不足が表面化した。朝鮮総督府は、武家政治中心の勸善懲惡では、植民地朝鮮に暮らす内鮮の人びとの理解を得ることができないというジレンマに陥るが、臨時歴史教科用図書調査委員会を設置し、国史教科書改訂の動きを活発化させた。1938年の教育令改正によって改訂事業は本格化し、担当の中村は植民地朝鮮が置かれた状況と、既存の国定教科書の不備を指摘した。『初等国史』が出版される前年まで、文部省による国定教科書の採用する可能性をほのめかすが、実際にはその改訂を待てないほど植民地朝鮮の状況は深刻だった。『初等国史』では、「内鮮一体」にふさわしくない「朝鮮事歴」の内容が削除された結果、朝鮮史は

⁶⁰⁶ 前掲、中村栄孝「朝鮮の国史教育と教科用図書の変遷」、57頁。

日本の一地方史となり、日鮮関係史の部分だけが国史として扱われた。実は、朝鮮の建国神話を認めるわけにはいかない事情が朝鮮総督府側にはあった。神武天皇が建国した紀元前 660 年を、遥かに遡る紀元前 2333 年に檀君が朝鮮を建国したとする神話など、断固排除しなければならず、そのためにも「国史の出発点」は天照大神にしなければならなかった。また朝鮮総督府は、応用史学に則った「人物中心主義」の国定教科書を、「国体明徴」には合わないものとして厳しく批判したが、「応用史学」を批判しながらも、「皇室中心の記述」にこだわったあまり、結局は「応用史学」の理屈を借りて『初等国史』を作成した。坪井九馬三が抱いた「国史」と「純正史学」の関係性に対する懊悩は、既存の国史教科書を鋭く批判した『初等国史』によっても解消されなかった。結局は『初等国史』も「応用史学」の荒唐無稽な論理を借りてしか「国史」を成すことはできなかったのである。

以上ここまで検討し明らかにしてきたことを概観すると、本論文の意義は次の四点となる。

第一に、スミスが定義した建国神話とアイデンティティの不可分な関係について、「檀君神話」を考察の対象として明らかにできたことである。記紀神話は成立の時点から、ほかの神話を淪滅し、吸収するという「一国一神話化」を図ることで、天皇家というアイデンティティを特別化した。また記紀による「一国一神話化」は明治新政府による日本人の国民化、国民統合にも貢献した。そしてその論理は隣国朝鮮にも及び、「一国一神話化」によって日本人の檀君否定論が頻出することになった。しかし一方で檀君神話もまた民族独立のために「一国一神話化」されていった。建国神話とは、国民であるという自覚、愛国心を生み、団結力を作る起爆剤になるのである。その意味で建国神話とアイデンティティは不可分な関係にあるのである。

第二に、純正史学における史実と「史的現象」の実体を明らかにした。記紀神話はまさにこの「史的現象」という理解によって、戦前の日本において歴史化されたのである。しかし、日本の近代歴史学は、朝鮮の檀君神話の解釈においては「史的現象」を認めなかった。同じ建国神話に対して、根拠のない「史的現象」を一方には認め、一方には認めないというアンビバレントな状況に陥ったのである。これはそのまま、近代歴史学における純正史学と応用史学の分離によって生じた混乱と同質のものであった。

第三に、日本人の檀君認識の起源を、江戸時代初期の林羅山に求めることができたことである。従来徳川光圀による『東国通鑑』が檀君認識の起点とされてきたが、林羅山が江戸時代初期におそらくは朴祥撰の『東国通鑑』を読了し、檀君を認識していたことを証明できた。今回、史料と時間の関係で、文禄慶長の役以前の五山僧による勧進船の足跡はたどりきれなかったが、室町時代にまで檀君認識を遡ることができる可能性は十分にあると思われる。その解明は、今後の課題としたい。

最後に、これまでほとんど研究の対象とされてこなかった中村栄孝と李丙燾に照明を当てることができた。そのうえで両者の歴史観と建国神話に対する考え方を明らかにした。植民者としての中村栄孝は、官学アカデミズムを背景に植民地朝鮮における記紀の一国一神話化を推進

するため、檀君神話を歴史の表舞台、すなわち朝鮮史や歴史教科書から排除することに貢献した。一方で、朝鮮総督府や日本人研究者らと深く関わりながら、朝鮮人としての歴史研究を模索した李丙燾は、晩年になって植民地空間においては発することのなかった檀君神話に対する見解を表明し、後進研究者に建国神話研究の推進を託している。中村栄孝については植民地朝鮮における一国一神話化など歴史教育に大きな影響を与えながら、戦後の公職追放の対象にならなかったが、この点の解明ができなかったことについても、今後の課題としたい。

初出一覧

序章	書き下ろし
第 1 章	書き下ろし
第 2 章	「記紀による「一国一神話化」と檀君神話」（『北方人文研究』第 12 号、北海道大学大学院文学研究科北方研究教育センター、69-87 頁）に修正加筆。
第 3 章	同上。
第 4 章	修士論文に加筆修正。
第 5 章	書き下ろし
第 6 章	「朝鮮総督府における「国史」の戦略—その体現としての中村栄孝について—」（北海道大学公共政策大学院・成均館大学校（韓国）共同シンポジウムにて口頭発表、2014 年 4 月 26 日）を基に執筆。
第 7 章	「植民地朝鮮における国史の叙述について—植民地支配国が被支配国の建国神話をどのように扱ったのか—」（北海道歴史文化研究会第 11 回定例会報告にて口頭発表、2013 年 7 月 13 日）を基に執筆。

主要参考文献

(引用した論文、書籍、新聞記事については脚注を参照)

日本語

1. 浅見登郎『日本植民地統治論』巖松堂書店、1928 年。
2. アントニー・D・スミス『ナショナリズムとは何か』庄司信訳、筑摩書房、2018 年。
3. 市川正明『日韓外交史料 8 保護及併合』、原書房、1980 年。
4. 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』、吉川弘文館、2013 年。
5. 姜徳相『【新装版】朝鮮独立運動の群像—啓蒙運動から三・一運動へ』、青木書店、1984 年。
6. 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996 年。
7. 条約局法規課『日本統治時代の朝鮮（「外地法制誌」第四部の二）』、外務省、1971 年。
8. 白鳥庫吉『朝鮮史研究』、岩波書店、1986 年。
9. 高橋秀寿「ドイツ「国民」の歴史的変遷と現在—ミリューと「想像の共同体」—」『立命館言語文化研究』第 6 巻第 5、6 号、立命館大学言語文化研究所、1995 年。
10. 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上・下、青木書店、1973 年。
11. 橋川文三『橋川文三著作集 9』、筑摩書房、2001 年。
12. 三浦祐之『古事記を読みなおす』、筑摩書房、2010 年。
13. 三浦祐之『風土記の世界』、岩波書店、2016 年。
14. 水野祐『日本神話を見直す』、学生社、1996 年。
15. 宮嶋博史、李成市、尹海東、林志弦編『植民地近代の視座—朝鮮と日本—』、岩波書店、2004 年。
16. 尹海東『植民地がつくった近代—植民地朝鮮と帝国日本のもつれを考える—』、三元社、2017 年。
17. 吉田賢抗『史記』五（世家上）、新釈漢文大系 85、明治書院、1977 年。
18. 河廷龍「名古屋市蓬左文庫所蔵壬申本『三国遺事』と「列邑分刊」『高麗美術館研究紀要』第 3 号、高麗美術館研究所、2002 年 11 月。
19. 成海俊「林羅山の朱子学の発展と朝鮮の書物」『近世京都の学問と東アジア』報告書、2004 年 10 月。
20. 加藤榮一・北島万次・深谷克己『幕藩制国家と異域・異国』、校倉書房、1989 年。
21. 近藤剛『日本高麗関係史』、八木書店、2019 年。
22. 橋本雄「遣朝鮮国書」と幕府・五山『日本歴史』、吉川弘文館、1997 年 6 月号、61—77 頁。

II. 韓國語

1. 김동환 「檀紀 年號 成立의 歷史의 背景 —檀君 紀年 意識을 中心에—」 『仙道文化』 第12卷、國際腦教育綜合大学院國學研究院、2012年3月。
2. 金成俊 「慶南密陽 近代教育의 搖籃 正進學校 研究 —李炳憲의 思想과 그 創學理念에 關聯하여—」 『國史館論叢』 第23輯、國史編纂委員會、1991年6月。
3. 백동현 「신채호와 `국(國)` 재인식」 『歷史와 現實』 第29号、韓國歷史硏究會、1998年9月。
4. 申采浩 『申采浩 歷史論說集』 現代實學社、1995年。
5. 李京燮 「白雲南의 단군신화 인식」 『東國史學』 63輯、東國史學硏究所、2017年12月。
6. 李敏弘 「禮樂論과 한국 歷代王朝의 年號・諡號・廟號」 『東方漢文學』 第73輯、2017年12月。
7. 蔡尚植 「一然연구의 현황과 과제」 『東洋漢文學硏究』 23卷23号、東洋漢文學會、2006年8月。

III. 英語

1. Dann, Otto (1993) *Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990*, München, Verlag C. H. Beck.
2. Smith, Anthony D. (1986) , *The Ethnic Origins of Nations*, Oxford, Basil Blackwell.
3. Smith, Anthony D. (1991) , *National Identity*, Reno, University of Nevada Press.
4. Smith, Anthony D. (1996) , *Nation and their pasts*, Nations and nationalism2(3), pp358-365.